林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）成果報告書

平成30年12月　公益財団法人 日本住宅・木材技術センター／木構造振興株式会社

林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）成果報告書

平成 30 年 12 月

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

木構造振興株式会社

「クリーンウッド」利用推進事業のうち木材関連事業者の登録促進(建築・建設関連)成果報告書

目　次

頁

Ⅰ　事業目的、計画及び運営委員会等の設置について
　1　事業実施の目的　・・・・・　1
　2　事業計画
　3　運営委員会及び登録促進協議会の設置について　・・・・・　4
　（1）クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会
　（2）クリーンウッド建築・建設関連登録促進協議会

Ⅱ　事業実施の結果
　1　運営委員会等の開催結果について　・・・・・　9
　2　普及資料の作成について　・・・・・　17
　3　事業者のアンケート調査等の結果について　・・・・・　20
　4　セミナー及び個別相談会の開催結果について　・・・・・　49

Ⅲ　まとめ　・・・・・　67

〈資料〉セミナーにおいて説明した林野庁及び４登録実施機関の資料・・　71
　1　クリーンウッド法の概要と意義について
　（林野庁木材利用課）　・・・・・　73
　2　クリーンウッド法の事業者登録について
　（公財・日本合板検査会）　・・・・・　85
　3　第二種木材関連事業者の登録申請手続等について
　（公財・日本住宅・木材技術センター）　・・・・・　99
　4　クリーンウッド法における登録木材関連事業者
　（一財・日本ガス機器検査協会）・・・・・　121
　5　クリーンウッド法に基づく登録手続きについて
　（一財・建材試験センター ）・・・・・　131

Ⅰ　事業目的、事業計画及び運営委員会等の設置について

１　事業実施の目的

昨年５月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行され、昨年 11 月からは、本法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。

本法に基づき、木材関連事業者の登録の推進するためには、木材産業のみならず、これまで合法性の確認の取組を行ってこなかった、建築・建設関連の事業者に対しても、登録に向けた働きかけ等を緊急に実施する必要がある。

２　事業計画

事業計画は、次の事業計画書の通り。

平成３０年６月

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）事業計画書

１　事業内容

（１）クリーンウッド建築建設関連登録促進運営委員会及びクリーンウッド建築建設関連登録促進協議会（以下、それぞれ「運営委員会」及び「登録促進協議会」という。）の設置・開催

ア 運営委員会

事業の運営と進捗管理のため、林野庁、国土交通省、有識者、業界団体、登録実施機関から成る運営委員会（国、有識者、関係団体及び登録機関）を設置、開催する。

運営委員会においては、事業実施計画の作成、普及資料案、事業者数調査案、アンケート調査案、事業成果のとりまとめ案等について審議する。

イ 登録促進協議会

次の（２）、（３）のセミナー及び個別相談会の開催主体として、業界団体及び登録実施機関からなる登録促進協議会を設置し、審議については、運営委員会開催時等に必要に応じて行う。

（２）建築・建設関連事業者を対象としたブロック毎のセミナーの開催

登録促進協議会は、建築・建設関連の事業者を対象として、本法に基づく登録の促進のためのセミナーを地域ブロック別に開催する。

同セミナーでは、本法の概要や意義を説明するとともに、登録促進協議会に参

画する登録実施機関から、それぞれ登録の具体的な手続等を説明することとする。

（３）建築・建設関連事業者を対象とした個別相談会の開催

登録促進協議会は、建築・建設関連の事業者を対象として、本法に基づく登録促進のための個別相談会を開催する。

個別相談会では、それぞれの登録実施機関より希望する個別の事業者に対して、木材等の合法性の確認に関する取組や登録の手続等についての説明及び助言を行うこととする。

（４）普及資料の作成

上記のセミナーや個別相談会で使用するため、既存の資料等を参考にして、建築・建設事業者向けの登録促進の普及資料（パンフレット）を作成する。

（５）建築・建設関連事業者の登録意向調査の実施

建築・建設関連の事業者等を対象として、業界団体等と連携して、本法の対象となる事業者数調査を実施するとともに、本法に基づく登録に対する意向について、アンケート調査を実施する。

（６）報告書の作成

ア 本事業内容及び成果をまとめた成果報告書を作成する。（製本50部、 電子媒体（DVD-R）２部）

イ （５）の調査等の結果について、関係者に対して成果報告会を開催する。

報告書については日本語で作成し、林野庁木材利用課合法木材利用推進班に提出する。

２　スケジュール

実施事業	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事前準備	←→	←→	←→	←→						
運営委員会の開催				第1回				第2回		第3回
セミナーの開催							←→	←→	←→	
個別相談会の開催							←→	←→	←→	
普及資料(パンフレット)の作成			←→	←→	←→					
事業者の意向調査(アンケート、事業者数)					←→	←→	←→	←→		
報告書作成、報告会開催									←→	←→

３　事業の分担

事業項目＼実施主体	公益財団法人日本住宅・木材技術センター（住木センター）	木構造振興株式会社（木構振）
業務統括	○	
運営委員会等の設置・開催	○	(○)
セミナー開催		○
個別相談会開催		○
普及資料の作成	○	
事業者の登録意向調査	○	
報告書の作成、報告会開催	○	

事業実施概要図

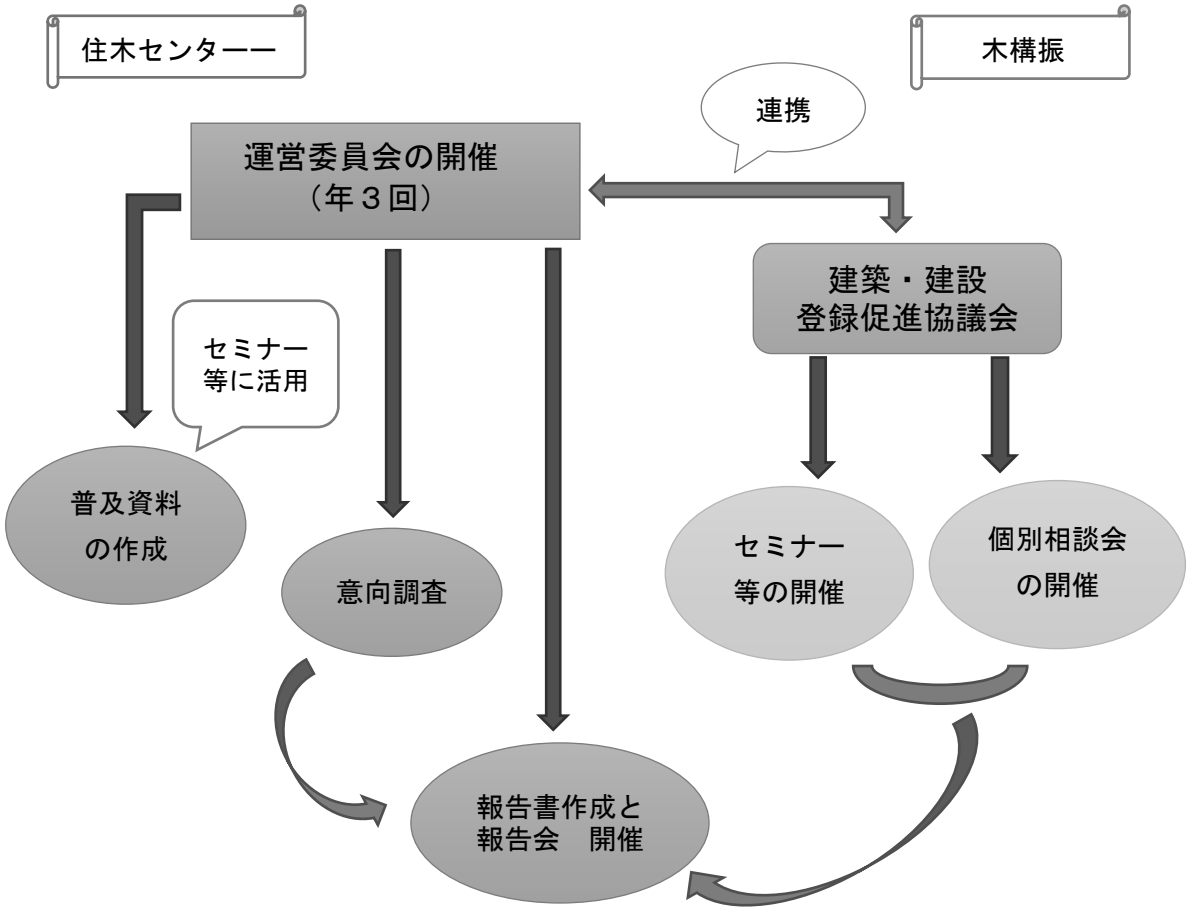

３　運営委員会及び登録促進協議会の設置について

（１）クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会
　　標記委員会を次の通り設置した。

平成 30 年６月

クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会設置について

１　設置の目的

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）」（平成 29 年度補正予算の林野庁委託事業。以下、「本委託事業」という。）の運営と進捗管理を行うことを目的とする。

２　審議事項

上記目的を達成するため、クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会（以下、「本運営委員会」という。）においては、次の事項を審議する。

（１）事業実施計画
（２）普及資料案
（３）事業者数調査案及びアンケート調査案等
（４）事業の進捗管理（セミナー、個別相談会を含む。）
（５）登録を促進するための仕組み・手法等
（６）事業成果のとりまとめ
（７）その他、本運営委員会の目的を達成するために必要な事業

３　開催日程

年内に３回程度（6 月、10 月、12 月を目途に）開催する。

４　委員

委員構成は別紙の通りであり、任期は委嘱した日から平成 30 年 12 月 28 日までとする。また、委員には旅費等を支給する（登録実施機関の委員を除く。）。

５　事務局

事務局は、公益財団法人 日本住宅・木材技術センターとする。

６　その他

木構造振興株式会社は、セミナー及び個別相談会を開催すること等を目的として設置するクリーンウッド建築・建設関連登録促進協議会の事務局として、本運営委員会に出席するものとする。

クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会名簿　（敬称略）　　別紙

委員長	有馬 孝禮	東京大学 名誉教授
委　員	松留愼一郎	職業能力開発総合大学校 名誉教授
〃	柳　　求	一般社団法人 住宅生産団体連合会環境安全部長
〃	落合 俊彦	一般社団法人 プレハブ建築協会 業務第二部長
〃	渡辺　誠	一般社団法人 日本木造住宅産業協会 生産技術部長
	小田嶋良一	〃　（第２回目より）
〃	高橋 周司	一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会 調査部長
〃	松原 俊二	一般社団法人 全国住宅産業協会 戸建住宅委員会委員
〃	森田　順	一般社団法人 輸入住宅産業協会 事務局長
〃	岡村　修	一般社団法人 リビングアメニティ協会 業務第４部長
〃	佐藤 桂太	一般社団法人 全国中小建築工事業団体連合会 事務局長
〃	岩﨑　誠	一般社団法人 ＪＢＮ・全国工務店協会 事業部係長
〃	徳森 岳男	全国建設労働組合総連合 住宅対策部長
〃	森　　隆	一般社団法人 日本建設業連合会 環境部長
	（登録実施機関）	
〃	尾方 伸次	公益財団法人 日本合板検査会 専務理事兼認定業務部長
〃	飯島 敏夫	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター 常勤理事兼認証部長
〃	柳澤　衛	一般財団法人 日本ガス機器検査協会 環境検証室長 兼森林・EPA グループグループマネージャー
〃	尾澤 潤一	一般財団法人 建材試験センター 常任理事 製品認証本部木材関連登録業務室長
行政機関	古賀 文雄	国土交通省土地・建設産業局建設業課 課長補佐
〃	恵﨑 孝之	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 企画専門官
〃	河野　晃	農林水産省 林野庁 林政部木材利用課 林業・木材産業情報分析官
〃	松山 知恵	〃　合法伐採木材利用推進班 課長補佐
〃	吉田 裕哉	〃　〃　専門職
事務局	平原 章雄	木構造振興株式会社 常務取締役
〃	貝守 昭弘	〃　業務部長
〃	金子　弘	公益財団法人日本住宅・木材技術センター 専務理事兼研究技術部長
〃	辻　祐司	〃　首席研究員
〃	増村　浩	〃　認証部研究主幹
〃	大倉 靖彦	株式会社アルセッド建築研究所 代表取締役副所長
〃	山口 克己	〃　統括
〃	塙 加寿雄	〃　主幹

（２）クリーンウッド建築・建設関連普及促進協議会

設置目的に賛同する（建築又は建設をする事業を登録対象としている）４登録実施機関を構成メンバーとする標記協議会を次の通り設置した。

平成 30 年６月

クリーンウッド建築・建設関連普及促進協議会設置について

１　設置目的

「クリーンウッド」利用推進事業のうち木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）（平成 29 年度補正予算の林野庁委託事業。以下、「本委託事業」という。）のうち、セミナー及び個別相談会を開催することを目的とする。

２　実施事業

上記目的を達成するため、クリーンウッド建築・建設関連普及促進協議会（以下、「普及促進協議会」という。）は次の事業を行う。

（１）セミナーの開催

（２）個別相談会の開催

（３）その他、普及促進協議会の目的を達成するために必要な事業

３　普及促進協議会の構成

構成員は、設置目的に賛同する次の登録実施機関とする。

・公益財団法人　日本合板検査会

・公益財団法人　日本住宅・木材技術センター

・一般社団法人　日本ガス機器検査協会

・一般社団法人　建材試験センター

なお、セミナー、個別相談会への参加者、相談者の募集に際しては、本委託事業の運営と進捗管理を行うことを目的として設置するクリーンウッド建築・建設関連普及促進運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に参画する建築・住宅関係団体及び建設関連団体の協力を仰ぐ。

４　普及促進協議会の開催

運営委員会の開催に合わせるなどして、必要に応じて開催する。

５　事業の実施方法

別紙「建築・建設関連事業者を対象としたブロック毎のセミナー及び個別相談会の開催について」のとおり。

6　事務局

事務局は、木構造振興株式会社とする。

7　その他

普及促進協議会を運営するための会費は、徴収しない。

Ⅱ　事業実施の結果

1　運営委員会等の開催結果について

(1) 第1回運営委員会等

第1回目の運営委員会の議事次第及び開催等概要は、次の通りであり、主な議事内容としては、普及資料であるパンフレット等の内容及びアンケート調査票の内容やその調査方法についての議論が行われた。

また、運営委員会終了後に、登録実施機関による登録促進協議会として、セミナー・個別相談会の実施方法等の打ち合わせを行った。

ア　議事次第

第1回 クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会
議 事 次 第

日時：　平成30年6月25日（月）13:30～15：30
場所：　（公財）日本住宅・木材技術センター3階会議室

1　開会
2　林野庁挨拶
3　委員紹介（別紙　委員等出席者名簿）
4　委員長挨拶
5　議事
（1）事業計画について
（2）運営委員会について
（3）普及資料について
（4）意向調査について
（5）セミナー及び個別相談会について
（6）その他
6　閉会

【 配布資料 】
資料 1　事業計画書
資料 2　クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会設置について
資料 3　普及資料（パンフレット等）案について
資料 4　事業者数調査案及びアンケート調査案等について
資料 5　クリーンウッド建築・建設関連登録促進協議会設置について

イ 開催等概要

第1回 クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会の開催等概要

1 開催日時:平成30年6月25日(月)13:30～15:50

2 開催場所:住木センター3階会議室

3 出席者(敬称略):

(委　　員) 有馬、松留、柳、落合、渡辺、高橋、松原、森田、岡村、佐藤、岩﨑、徳森、得田(森代理)、尾方、飯島、柳澤、尾澤

(行政機関) 古賀、恵﨑、河野、松山、吉田

(事 務 局) 平原、貝守、金子、辻、増村、大倉、山口、塙

4 議事に対する主な意見

(1)事業計画について

〈主な意見等〉

○ 今回の事業は第二種木材関連事業者である建築・建設関連の登録促進を行うこととしているが、そのためには、まず第一種木材関連事業者の登録を促進することが必要。

(2)運営委員会について(特になし)

(3)普及資料について

〈主な意見等〉

○ パンフレット案に記載されているメリットは、間接的なものとなっているが、登録を促進するためには直接的なメリットを示すべきではないか。

○ 関連事業者には零細な者も多いことなどから、パンフレットの説明はかみ砕いた、分かり易い表現にされたい。また、最初に目に入る表紙に登録を促すことをアピールする内容の記載ができないか。

○ 登録事業者のやるべきことの内容には、登録していない木材関連事業者にも義務化されているものも含まれていることから、そのあたりを整理して、登録による事務負担があまりないことのニュアンスを出すべきではないか。そのためには、クリーンウッド法の建て付けの説明が必要ではないか。

(○ パンフレットの前段に、登録促進に向けた国の具体的な目標と取組状況、第一種木材関連事業者の状況等を示した上で、第二種木材関連事業者の登録促進が課題となっていることを示すべきではないか。→後日、提出のあった意見等。)

(○合法性が確認できなかった木材等も、その旨を明らかにして流通可能なことを示すべき。→同上。)

(4)意向調査について

〈主な意見等〉

○ アンケートの発送及び回収にかかる団体の協力については、会員リストを事務局に提示出来るところと出来ないところがあると思われるため、発送及び回収方法を選択出来るようにすると良いのではないか。

○ 複数の団体に所属している企業もあるため、重複してアンケートが届かないようにする工夫も必要。

○ アンケートにパンフレットを添えるのであれば、メールではなく、郵送などで配布されたい。なお、メール回答では記名式と同じになって、回収率が下がるのではないか。

○ 回収率を高めるため、質問項目を質問1(属性)と質問4(登録申請)に絞るなど、できるだけシンプルにしたほうが良いのではないか。

○ 登録が進まない理由は、質問4-3(登録しない理由)に集約されるが、質問4-2(登録の検討など)を膨らませて、前向きに取り組む方向に誘導するような質問にしてはどうか。

○クリーンウッド法がスタートしていることを知らない企業もあるので、現在の登録実績も取り上げてはどうか。

○ 登録しないと、こんなデメリットがあることを記載しても良いかもしれない。

(○ 登録促進に向けたより具体的な課題やその改善策につながる内容にされたい。→後日、提出のあった意見等。)

(5)セミナー及び個別相談会について

〈主な意見等〉

○ 家具関連の登録促進事業のセミナーでは、家具新聞等を活用して広報しているので、建築・建設関連でもマスコミを活用してはどうか。

⑵ 第2回目の運営委員会

議事次第及び開催概要は次の通りであり、主に、アンケートの集計結果とセミナー・個別相談会の開催結果及び普及方法等について議論が行われた。

ア 議事次第

第2回 クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会
議 事 次 第

日時： 平成30年10月30日（火）14:00～16：00
場所： （公財）日本住宅・木材技術センター3階会議室

1 開会
2 議事
（1）第1回運営委員会の開催等の概要について
（2）事業の進捗状況について
ア 普及資料(パンフレット・資料集)
イ 事業者アンケート調査の実施とその集計結果
ウ セミナー・個別相談会の開催
エ 建築・建設事業者数の推計について
（3）登録促進に向けた取り組みについて
（4）その他
ア 第3回運営委員会の日程調整(12月初旬)
イ 成果報告会について
3 閉会

【 配布資料 】
資料 1 第１回クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会の開催等の概要
資料 2 建築・建設事業者の方へクリーンウッド法の基づく事業者登録のすすめ
資料 3 「クリーンウッド」利用促進事業のうち木材関連事業者の登録促進(建築・建設関連)関係資料集
資料 4 木材関連事業者登録の意向に関するアンケート調査1次集計及びアンケート調査票等
資料 5 セミナー及び個別相談会の開催状況と会場アンケートの中間集計報告
資料 6 建築・建設事業者数の推計について
資料 7 クリーンウッド法推進に向けた当面の取組(H30.5.18CW 法推進連絡会)
（参考添付）セミナーでの林野庁及び各登録実施機関の説明資料

イ 開催概要

第2回クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会の開催概要

1 日時:平成30年10月30日(火) 14:00～16:05

2 場所:住木センター 3階会議室

3 出席者(以下、敬称略)
(委　　員)有馬、松留、落合、中本(小田嶋代理)、高橋、松原、森田、岡村、岩﨑、得田、尾方、飯島、柳澤
(行政機関)古賀、河野、松山、吉田
(事 務 局)平原、貝守、金子、辻、増村、山口、塙

4 議事メモ(主な意見)

(1)第1回運営委員会の開催等の概要について

特になし。

(2)事業の進捗状況について

ア 普及資料(パンフレット・資料集)

イ 事業者アンケート調査の実施とその集計結果

〈アンケート調査結果〉

○ アンケートの回答数が少ないのは、関心のなさの表れだと思う。会員に周知を図ったが、過去の例よりかなり低く、関心の低いこと分かった。

○ アンケート対象者が約2,000程度(2,500から重複事業者を除くとした場合)に対して、回答が158となると、回収率7～8%になり、普通にアンケートした場合の回収率とあまり変わらないので、少ないとも言えないかもしれない。

○ アンケートについては、CW法を知らないという者がまだ3割いるので、周知の必要性を感じた。

○ アンケート(Q4-1)の今のところ登録する予定はないとする65社(41.1%)部分に対してどうするかが課題となる。

〈パンフレット〉

○ パンフレットについては、分かり易くなっていると思っている。

〈登録促進について1〉

○ 消費者に登録を求められていないことから、事業者の腰が重いと思われる。消費者への

明示方法として、表示マークを作ってはどうか。

○　規模の大きい企業ですら登録していない状況なのだから、小さい企業は消費者に言われないと動かないのではないか。セミナーなどをコツコツ実施することと併行して、最初の大きな企業の登録を進めることが肝要ではないか。

○　登録のメリット、デメリットを明確にすべきだと思うし、一般の人にも周知されないと、事業者は登録しないと思われる。

○　どこの登録実施機関で登録すればよいかがわかりにくく迷っている事業者もいるようだ。

○　合法伐採木材を使うのは当たり前と考えられているが、証拠書類等を5年間保管などの事務負担や費用負担が発生するため、登録申請を躊躇しているというのが実感である。

○　設備メーカーは、前向きに考えているものの、対象物品が少なくあまり明確でないので、丁寧な分かり易い説明が必要である。

○　今回の関係で事業者にヒアリングしたところでは、周囲の事業者の登録状況などの様子見をしていることと、緊急性等がないためCW法の登録事務の優先順位が低いことなどから、登録が進まないと考えられる。

ウ　セミナー・個別相談会の開催状況

エ　建築・建設事業者数の推計について

オ　クリーンウッド法推進に向けた当面の取組

〈セミナーの実施方法〉

○　セミナーへの参加者が少ないとのことであるが、他の支援事業等との抱き合わせでやれば、もっと人が集まるのではないか。

○　今回のセミナーの参加者を集めるにあたっては、国を通じて都道府県の協力を得る方法もあったのではないか。

○　やはり、登録事業者の成功体験を知らせることが効果的だが、現時点では、あまりはっきりしないのが実情ではないか。

○　工務店が集まる団体等のイベントへ出かけて説明するやり方もある。

○　今回のセミナーやり方は、役所的なやり方であり、木材利用ポイントの時のように、関係団体を通じて、その下部段階の各地域で（身近な地域の状況を踏えつつ）実施できれば、参加者がもっと増えたのではないか。

○　SDGsのセミナーなどをやると人が集まっているので、情報の流し方に工夫が必要だったのかもしれない。

○　セミナーの実施結果についても気になる。

〈登録促進について2〉

○　CW法については、事業者は我が事と思っていないし、登録しないことがどう跳ね返ってくるかを考えていない。

○　余談だが、ある寺院で改修落慶をした際に、国内調達できない部分をある国から調達した(推進すべきみたいな)との新聞記事があった。当該国については、違法伐採の可能性が高いものの、そのリスクが一般に認識されていない。
○　登録については、関係するJASの認証工場にお知らせするやり方を進めている。
○　森林認証を行っているので、そのルートで話をしている。
○　CW法は、時間をかけて普及する性格の制度と思われる。
○　広島会場のアンケート記載で、「違法伐採などされていないと思っているのが消費者です。」という意見が今後の対策を考えるうえで気になった。工務店はユーザーからの働きかけが必要ではないかと考える。
○　CW法は、議員立法(全会一致で議決)であることから、このように事業者の関心が低い状況は気にかかるところである。

---

(3)　第3回運営委員会
議事次第及び開催概要は次のとおりである。

第3回 クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会
及び成果報告会の開催

日時：　平成30年12月6日（木）10:00～12：30
場所：　（公財）日本住宅・木材技術センター3階会議室

Ⅰ　成果報告会
　事業者アンケート調査等の結果について
Ⅱ　運営委員会

－議事次第－
1　開会
2　議事
（1）第2回運営委員会の開催等の概要について
（2）成果報告書(案)について
（3）登録促進に向けて
3　閉会

【 配布資料 】
資料　1　木材関連事業者登録の意向に関するアンケート調査　結果報告
資料　2　第2回クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会の開催等の概要（案）
資料　3　成果報告書(案)

イ　開催概要

第３回クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会
及び成果報告会の開催概要

1 日時:平成30年12月6日(木) 10:00～12:10

２ 場所：住木センター　3 階会議室

３ 出席者(以下、敬称略)
（委　　員）有馬、松留、柳、落合、小田嶋、高橋、松原、森田、岡村、岩﨑、得田、尾方、飯島、柳澤、尾澤
（行政機関）古賀、塚田(恵﨑代理)、河野、吉田
（事 務 局）平原、金子、辻、増村、大倉、山口、塙

４ 議事メモ(主な意見)
⑴成果報告会
事務局より、木材関連事業者登録の意向に関するアンケート調査結果報告を行い、調査票の配布数、成果報告書での扱いの質問等があった。

⑵第3回運営委員会
ア 第2回運営委員会の開催等の概要について
特に意見なし。
イ 成果報告案について
修正すべき点などの意見があった。

ウ 登録促進に向けて
主にまとめぶりなどについての意見があった。

2　普及資料の作成について

普及資料については、パンフレット及び法令等の資料集を作成した。パンフレットについては、主に第 1 回目の運営委員会等において、原案に対するご意見を頂き修正等を行った。

作成したパンフレットの表紙及び資料集の目次等は次のとおりである（本体は別添のとおり）。

○パンフレット表紙(両観音折り、A4、8 ページ)

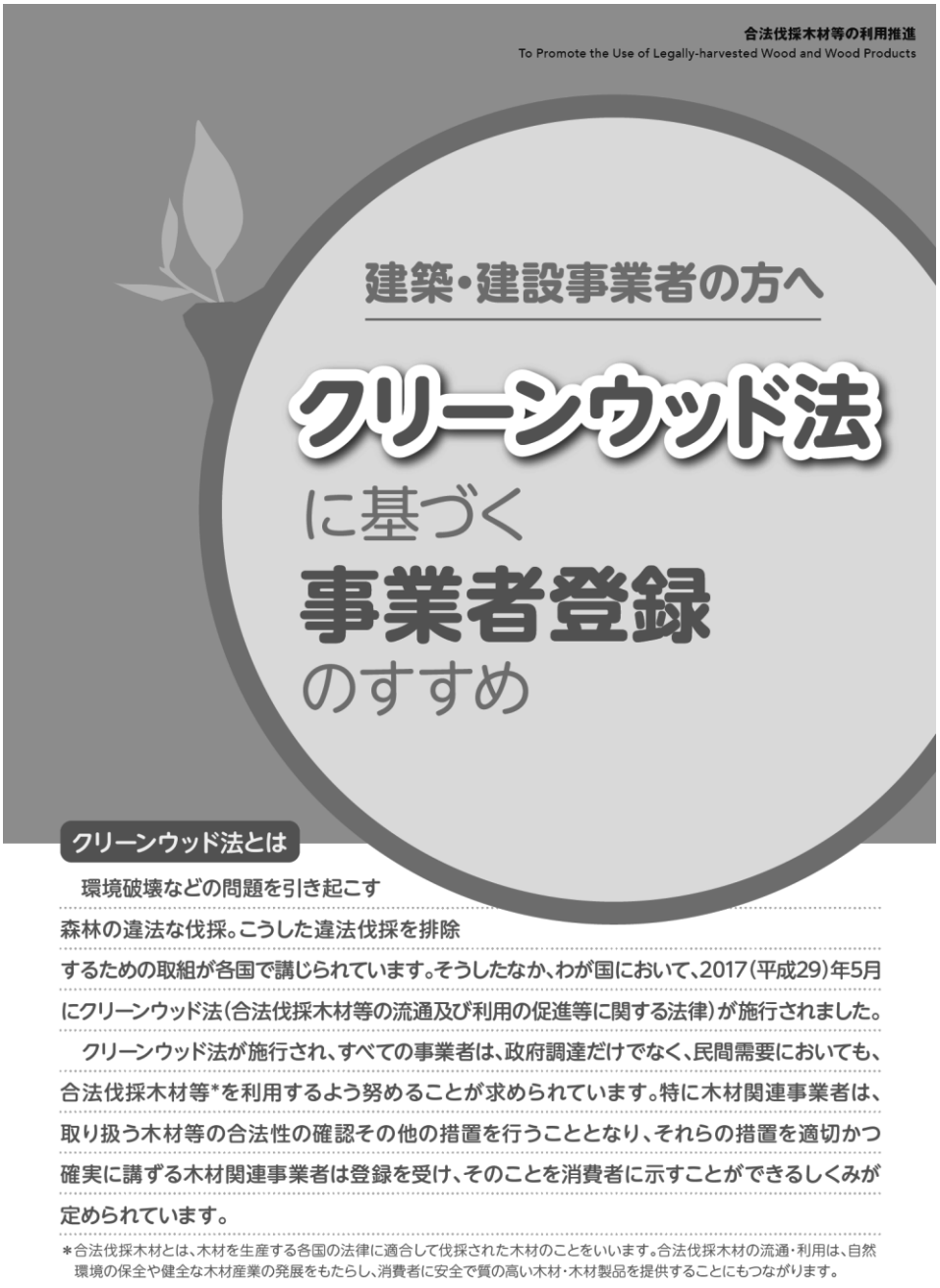

○資料集の表紙及び目次(A4、100 ページ)

林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち

木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）関係資料集

平成 30 年 9 月

目　次

資料１　関係法令等 ･･･1

資料１－１　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 ･････････････････････････3
（平成 28 年法律第 48 号）

資料１－２　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則･････････････････13
（平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号）

資料１－３　木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 ･･･21
（平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

資料１－４　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針･････････････････････25
（平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 1 号）

資料１－５　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引･････････････････････33
（平成 29 年 9 月　農林水産省・経済産業省・国土交通省作成）

資料１－６　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るＱ＆Ａ･･････････････41
（平成 29 年 11 月　農林水産省・経済産業省・国土交通省作成）

資料２　クリーンウッド法　住宅・建築建設事業者向け説明会資料･････････････････････････53
（平成 29 年 9 月 29 日国土交通省作成）

資料２－１　クリーンウッド法の概要･･･55

資料２－２　住宅建設関係の事業者が木材関連事業者の登録を受ける場合･････････････････63

資料２－３　登録木材関連事業者の登録申請書および年度報告書記載例･････････････････････69

(1) 木造軸組住宅を建設する工務店等の場合 ･････････････････････････････････70

(2) 2×4 住宅を建設する事業者の場合･････････････････････････････････････75

(3) 建設業者の場合 ･･･80

資料３　その他 ･･･85

資料３－１　クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧 ･･･87

資料３－２　登録実施機関一覧表 ･･･89

資料３－３　クリーンウッドナビ ･･･91
（林野庁ホームページ内）

資料３－４　木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン･･････････93
（平成 18 年 2 月　林野庁作成）

3 事業者アンケート調査等の結果について

(1) 事業者アンケート調査

ア 調査の目的

建築・建設関連の事業者のクリーンウッド法に基づく登録が進まない状況を踏まえ、事業者への調査により、登録への移行及び登録が進まない原因等を把握するとともに、事業者に対してクリーンウッド法を周知することを目的とする。

イ 調査対象・方法等

運営委員会に参画している 10 建築・建設関連各団体の会員等のうちから調査対象者として示された者の数を単純合計した約 2,500(複数団体に加入している者のダブルカウント数等を含む)に対して、名簿が示すことができる団体の会員には直接郵送、示すことができない団体には、団体から会員へのメール、FAX 等による配布・回収とした。

調査実施期間は、平成 30 年 8 月～9 月とした。

ウ アンケート調査票

アンケート調査の依頼文書及び調査票は次ページからのとおりである。

エ 調査票の回収状況

調査票の回収は 163 となった。調査票の配布数を 2,500 とすると、回収率は 6.5%となるものの、複数の団体に所属する会員等を 500 と仮定すると、母数が 2,000 となり、回収率は 8%となる。

○アンケート調査の依頼文書(直接郵送の場合の例、A4、2 ページ)

【ご注意】当該文書が複数届いた場合は、ご容赦いただき、1 通のみにご対応願います。

平成 30 年 8 月

クリーンウッド法に基づく事業者登録についての
建築・建設事業者の皆様へのアンケート調査等のお願い

残暑の候、建築・建設事業者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」においては、すべての事業者が合法伐採木材等の利用に努めることが義務づけされました(第五条※)。

また、第六条※において、木材等を扱う建築・建設事業者を含む木材関連事業者は合法伐採木材等の利用を確保するために、国が定める基準に沿った取り組むべき措置を実施することとされました。

さらに、木材関連事業者の中で、これらの措置を適切かつ確実に実施する事業者は、本法に基づいて登録する(第八条※)ことによって「登録木材関連事業者」という名称を対外的に使用することができ、それによって、扱う木材等の合法性の確認等を積極的に行っているということを消費者や取引先等に対し、アピールすることができます(第十三条※)。

しかしながら、法律施行後ほぼ1年を経過した7月時点での登録件数が約 120 件ありますが、建築・建設関連の事業者の登録は7件程度(うち建築・建設のみの事業者は 1 件)とあまり進んでいない状況です。

このため、今年、国ではクリーンウッド法推進の一環として、建築・建設事業者の登録を促進するために、普及のためのパンフレット作成、事業者のアンケート調査、セミナー・個別相談会の開催等の事業を行うこととしました。本事業の実施に当たっては、建築・建設関係団体や有識者等からなる「クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会」等を設置して実施しています。

つきましては、本事業実施につき以下**3つのお願い**がありますので、ご多用のところ大変恐縮いたしますが、ご協力いただければ幸いです。

(1)まず、登録の意義や手続き方法については、同封のパンフレット「建築・建設事業者の方へクリーンウッド法に基づく事業者登録のおすすめ(未定稿)」をご覧いただき、ご理解を深めて頂きたいと考えています。

(2)次に、別紙の「木材関連事業者(建築・建設関連)登録の意向に関するアンケート調査」にお答えいただき、平成 30 年9月28日(金)(当日消印有効)までに、同封の封筒にて郵送(料金受取人払い)願います。

（3）さらに、同封のチラシのとおり、皆様の疑問にお答えし、円滑に登録して頂くための「セミナー」と「個別相談会」を全国8ブロックにて開催することにしましたので、奮って、次の WEB サイトアドレスにてお申し込み願います。

○WEB サイトアドレス：https://koushuukai.com/cw/

以上、よろしくお願いいたします。

クリーンウッド建築・建設関連登録促進運営委員会
事務局：(公財)日本住宅・木材技術センター
TEL：03-5653-7662
FAX：03-5653-7582
mail：clean-wood@howtec.or.jp
担当：辻、増村、飯島

※ クリーンウッド法からの抜粋

第五条（事業者の責務）　事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

第六条　（木材関連事業者の判断の基準となるべき事項）主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項
三　木材関連事業者が木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項
四　第一号の確認及び第二号の措置に係る記録の管理に関する事項その他主務省令で定める事項

２　前項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、国内外の木材等の生産及び流通の状況、我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令の執行の状況、木材関連事業者の営む事業の種類その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第八条（木材関連事業者の登録）　木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第十六条から第十八条までの規定により主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

第十三条（名称の使用等）　第八条の木材関連事業者の登録を受けた者（以下「登録木材関連事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲において、登録木材関連事業者という名称を用いることができる。

○　アンケート調査票(A4、3 ページ)

合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律（クリーンウッド法）にかかる

木材関連事業者(建築・建設関連)登録の意向に関するアンケート　調査票

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者(建築・建設関連)登録の意向等に関する、次のQ1～Q5までの設問にご回答をお願いいたします。

Q1～Q2-1は、全ての事業者の方への設問、Q2-2以降は、木材の取扱いのある事業者の方への設問です。

回答は右側の回答欄内〔　の部分〕に、該当する番号を記入して下さい。
「その他」に該当する場合は、番号とともに(　　)内〔　の部分〕に具体的内容を記入して下さい。

Q1　貴社の概要についてお尋ねします。

1-1　貴社の事業所（本店）の所在地について、記入して下さい。

[　　]都・道・府・県　[　　]市・区・町・村

1-2　貴社の所属団体について、当てはまる「全ての番号」を選んで記入して下さい。

1. （一社）住宅生産団体連合会
2. （一社）プレハブ建築協会
3. （一社）日本木造住宅産業協会
4. （一社）日本ツーバイフォー建築協会
5. （一社）全国住宅産業協会
6. （一社）輸入住宅産業協会
7. （一社）リビングアメニティ協会
8. （一社）全国中小建築工事業団体連合会
9. （一社）JBN・全国工務店協会
10. 全国建設労働組合総連合
11. （一社）日本建設業連合会
12. その他（　　）

回答欄

1-3　貴社の主な事業内容について、当てはまる番号（1～9）を選んで記入して下さい。

1. 建築工事業（木造建築工事業を除く）
2. 木造建築工事業
3. 建築リフォーム工事業
4. 大工工事業
5. 内装仕上工事業
6. 木材・建材商社
7. 建材・設備メーカー
8. 不動産・デベロッパー
9. その他（　　）

回答欄

1-4　貴社の事業規模（平成28年度売上高（海外事業を除く））について、当てはまる番号（1～10）を選んで記入して下さい。

1. 0円
2. 5000万円未満
3. 5000万円以上　1億円未満
4. 1億円以上　2億円未満
5. 2億円以上　5億円未満
6. 5億円以上　10億円未満
7. 10億円以上　50億円未満
8. 50億円以上　100億円未満
9. 100億円以上　1000億円未満
10. 1000億円以上

回答欄

1-5　貴社の事業所（本店、支店、営業所、作業所等（海外事業に係るものを除く））数について、当てはまる番号（1～5）を選んで記入して下さい。

1. 1～9　　2. 10～29　　3. 30～49　　4. 50～99　　5. 100以上

回答欄

1

Q2 貴社の木材の取扱い状況についてお尋ねします。

2-1 貴社の木材の取扱い(購入)状況について、当てはまる番号(1～2)を選んで記入して下さい。

1. 取扱いがある　**→購入している木材等(※)の「全ての番号(①～⑥)」を記入して下さい。**
2. 取扱いがない　**→「2.取扱いがない」を選択した方への設問は以上です。**
   ご協力ありがとうございました。

回答欄

	木材等(※)の番号

木材等(※)：①丸太、②ひき板及び角材、③単板及び突き板、④合板、単板積層材(LVL)及び集成材(CLT含む)、⑤木質ペレット、チップ及び小片、⑥サイディングボード、フローリング、木質セメント板

(上記の木材等(※)の「木材」は、クリーンウッド法の対象とする木材で、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットについては、対象としていない。)

2-2 貴社の最近の事業において、合法伐採木材等の利用に取り組んでいますか。当てはまる番号(1～4)を選んで記入して下さい。

1. すべての事業において取り組んでいる
2. 特定の事業(公共事業等)において取り組んでいる
3. 取り組んでいない　**→Q3にお進みください。**
4. その他　(　　)

回答欄

2-3 前項で「合法伐採木材等の利用に取り組んでいる」とお答えした方にお尋ねします。木材の合法性は何を根拠に確認していますか。当てはまる「全ての番号」を選んで記入して下さい。

1. 森林(CoC)認証
2. 森林・林業・木材産業関係団体の認定
3. 都道府県の森林・木材の認証等
4. その他　(　　)

回答欄

Q3 合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律(クリーンウッド法)の周知の状況等についてお尋ねします。

3-1 クリーンウッド法について以前から知っていましたか。当てはまる番号(1～3)を選んで記入して下さい。

1. よく知っていた
2. 聞いたことはあった　又は　ある程度は知っていた
3. 知らなかった

回答欄

Q4 クリーンウッド法第8条の規定に基づく「木材関連事業者」の登録申請についてお尋ねします。

4-1 「木材関連事業者」の登録について貴社としてどのようにお考えですか。当てはまる番号（1～4）を選んで記入して下さい。

1. 既に登録している
2. 登録する方向で検討している
3. 登録するかどうか検討している
4. 今のところ登録する予定はない　<u>→Q4-3にお進みください。</u>

回答欄

4-2 「登録している」、又は「登録を検討している」理由は何ですか。当てはまる「全ての番号」を選んで記入して下さい。

1. 合法伐採木材等の利用は、建築・建設関連事業者としての社会的責任であるため
2. 合法伐採木材等の利用が、木材生産地や森林の環境保全に寄与するため
3. 合法伐採木材等の利用が、木材市場の公正な取引きの推進に寄与するため
4. 合法伐採木材等の利用が、国産材の価値向上、地域の雇用促進につながるため
5. 合法伐採木材等の利用推進に努めていることを消費者にアピールし易くなり、他社との差別化が図れるため
6. 登録しないと、合法伐採木材等の利用促進に努めていることを主張する手段がないため
7. 顧客に求められ、又は顧客、消費者の関心を考慮したため
8. 仕入れ先等の関係事業者に勧められ、又は求められたため
9. その他　（　　）

回答欄

<u>→Q5にお進みください。</u>

4-3 「登録する予定はない」とお答えした方にお尋ねします。登録する予定がない理由について、当てはまる「全ての番号」を選んで記入して下さい。

1. クリーンウッド法への社会的関心が低く、切実でないため
2. 従前からの森林認証や団体認定等に加え、登録することの意義・効果が理解できないため
3. 合法性を示す必要がある仕入れ先が登録していないため
4. 周囲の同業者に登録した者がいないため
5. 顧客・消費者が登録を求めていないため
6. 関係事業者からの要請・勧めがないため
7. 登録の申請手続きに手間を要しそうであるため
8. 登録後の対応(事務・管理負担、仕入れ先の固定化など)に懸念があるため
9. その他　（　　）

回答欄

Q5 事業者登録に関するご意見、ご提案などがございましたら、ご自由にお書きください。

設問は以上です。 お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

(2) 事業者アンケート調査結果

調査結果報告は次の通り。

木材関連事業者登録の意向に関するアンケート調査　結果報告

調査の実施時期：平成３０年８月～９月

調査票の回収数：１６３

■アンケート結果の概要

アンケート調査結果の概要を以下に掲げる。

この結果は、全国 36 都道府県に事業所本店を置く建築・建設関連事業者 163 社の回答によるものである。

＜回答者の属性＞

✧ 木造建築工事業が 62 社、建築工事業（木造建築工事業を除く）が 53 社であり、この２事業で全回答者の 70%を占めている。

✧ 事業規模（平成 28 年度売上高）10 億円以上が全回答者の 75%、100 億円以上が 50%超であり、事業規模が大きい回答者が多くを占めている。

＜合法伐採木材等の取扱い＞

✧ 80%が木材を取り扱う事業者である。合法伐採木材等の利用に取り組んでいる事業者と、取り組んでいない事業者の数は同等程度であり、取組み状況は大きく二分している。

✧ 合法伐採木材等の利用に取り組んでいる事業者が合法性の根拠としているのは、森林・林業・木材産業関係団体の認定、都道府県の森林・木材の認証、森林（CoC）認証など様々である。

＜クリーンウッド法の周知状況＞

✧ クリーンウッド法のことを知らなかった事業者は、全体で約 20%となっている。

✧ また、木造建築工事業においては知らなかった事業者は 30%を超えており、今後の周知の主な対象と考えられる。事業規模 100 億円未満の事業者も未周知の割合は高く、同様である。

＜クリーンウッド法による事業者登録への意向＞

✧ 事業者登録を既にしている事業者は 8 社(5%)にすぎないが、登録する方向で検討している、または、登録するかどうか検討している事業者は併せて 64 社（40%）と一定数ある。登録を促進するためのセミナー・相談会等の支援活動は有効と考えられる。

✧ 登録する予定はないとの回答は、木造建築工事業、及び、事業規模 2 億円以下の事業者において過半であり、これらの属性の事業者において多い。

✧ 登録している、登録を検討している理由は、社会的責任、環境保全への寄与がとくに多いが、他社との差別化、公正な取引の推進、国産材の価値向上を含め、様々となっている。

✧ 登録する予定はない理由は、顧客・消費者が求めていない、関係事業者からの要請・勧めがないがやや多く、他者との関係において判断する傾向があることが窺える。登録後の対応に懸念があるもやや多く、対応に関する情報提供等に留意が必要であると考えられる。

次頁以降に、各設問の結果を掲げる。

Q1：回答事業者の概要

Q1-1：事業所（本店）の所在地・36 都道府県のみ

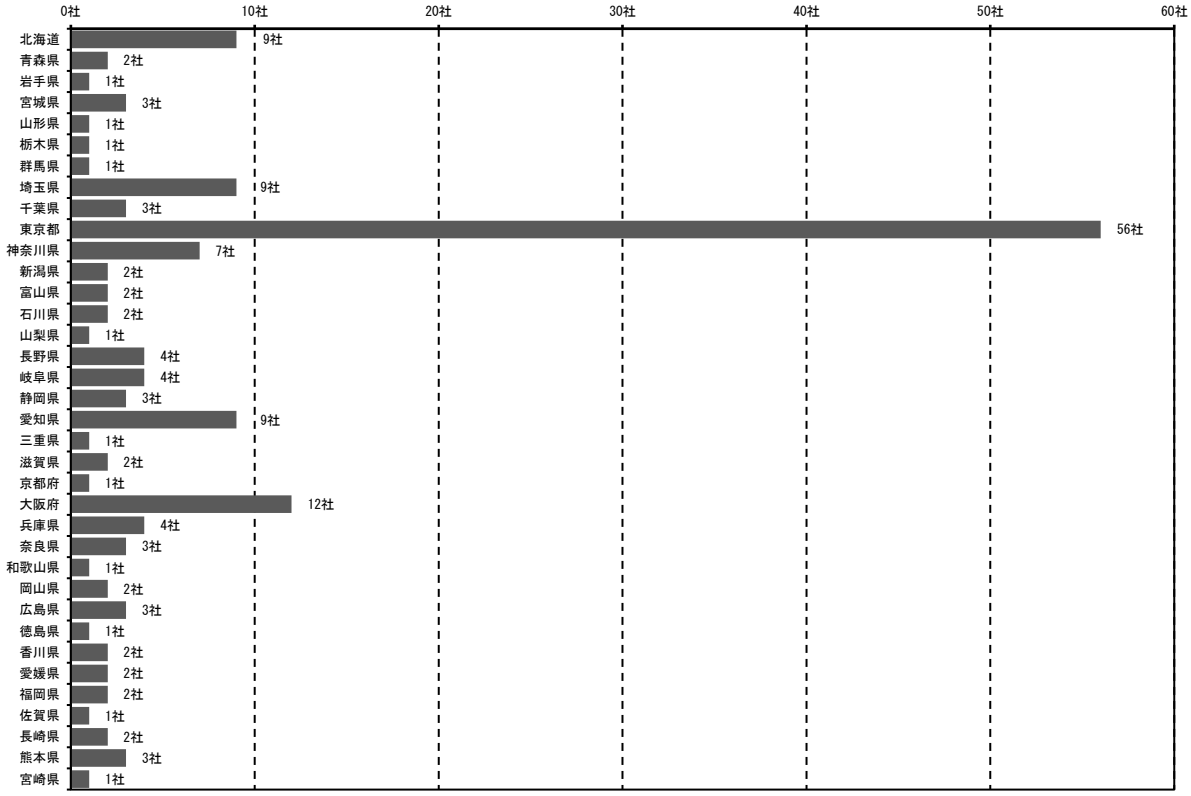

北海道	9社	5.5%	愛知県	9社	5.5%
青森県	2社	1.2%	三重県	1社	0.6%
岩手県	1社	0.6%	滋賀県	2社	1.2%
宮城県	3社	1.8%	京都府	1社	0.6%
山形県	1社	0.6%	大阪府	12社	7.4%
栃木県	1社	0.6%	兵庫県	4社	2.5%
群馬県	1社	0.6%	奈良県	3社	1.8%
埼玉県	9社	5.5%	和歌山県	1社	0.6%
千葉県	3社	1.8%	岡山県	2社	1.2%
東京都	56社	34.4%	広島県	3社	1.8%
神奈川県	7社	4.3%	徳島県	1社	0.6%
新潟県	2社	1.2%	香川県	2社	1.2%
富山県	2社	1.2%	愛媛県	2社	1.2%
石川県	2社	1.2%	福岡県	2社	1.2%
山梨県	1社	0.6%	佐賀県	1社	0.6%
長野県	4社	2.5%	長崎県	2社	1.2%
岐阜県	4社	2.5%	熊本県	3社	1.8%
静岡県	3社	1.8%	宮崎県	1社	0.6%
			合計	163社	100.0%

・回答者の事業所本店の所在地は、東京都が突出して多く 56 社(34.4%)であり、次いで大阪府が 12 社(7.4%)、北海道、埼玉県、愛知県が 9 社(5.5%)となっている。

・回答がなかった県は 11 県(秋田、福島、茨城、福井、鳥取、島根、山口、高知、大分、鹿児島、沖縄)であった。

Q1-2：所属団体（複数回答）

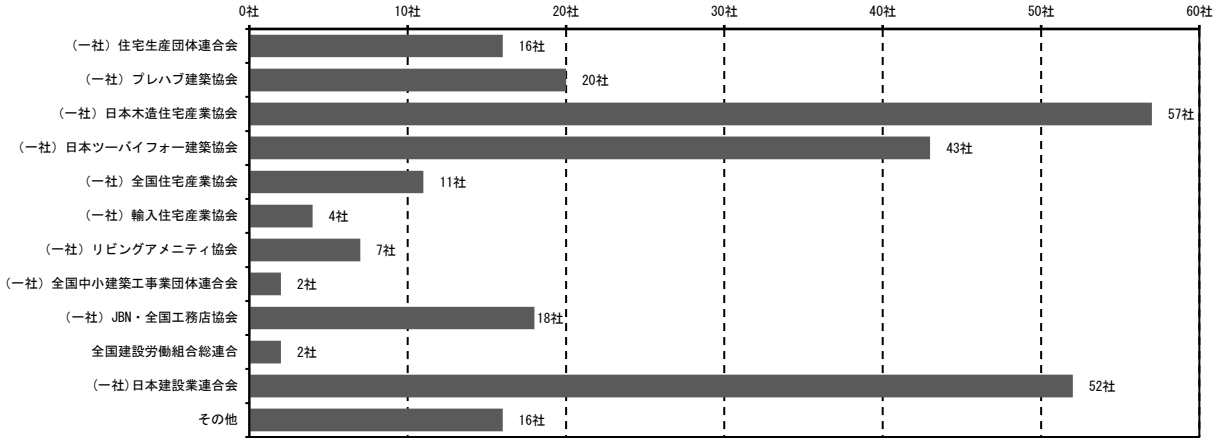

【その他コメント】
・（一社）木のいえ一番協会
・（公社）日本宅地建物取引業保障協会
・栃木県住宅協会
・(一社)日本 CLT 協会
・石川県建設業協会
・東建協
・日本建築学会
・(一社)全国建設業協会
・（一社）公共建築協会
・日本建設業経営協会
・キッチンバス工業会
・（一社）日本建材・住宅設備産業協会

(一社)住宅生産団体連合会	16社	9.8%
(一社)プレハブ建築協会	20社	12.3%
(一社)日本木造住宅産業協会	57社	35.0%
(一社)日本ツーバイフォー建築協会	43社	26.4%
(一社)全国住宅産業協会	11社	6.7%
(一社)輸入住宅産業協会	4社	2.5%
(一社)リビングアメニティ協会	7社	4.3%
(一社)全国中小建築工事業団体連合会	2社	1.2%
(一社)JBN・全国工務店協会	18社	11.0%
全国建設労働組合総連合	2社	1.2%
(一社)日本建設業連合会	52社	31.9%
その他	16社	9.8%

母数：163社

・回答者の所属団体は、日本木造住宅産業協会が最も多く 57 社(35.0%)であり、次いで日本建設業連合会が 52 社(31.9%)、日本ツーバイフォー建設協会が 43 社(26.4%)となっている。

Q1-3：事業内容（複数回答）

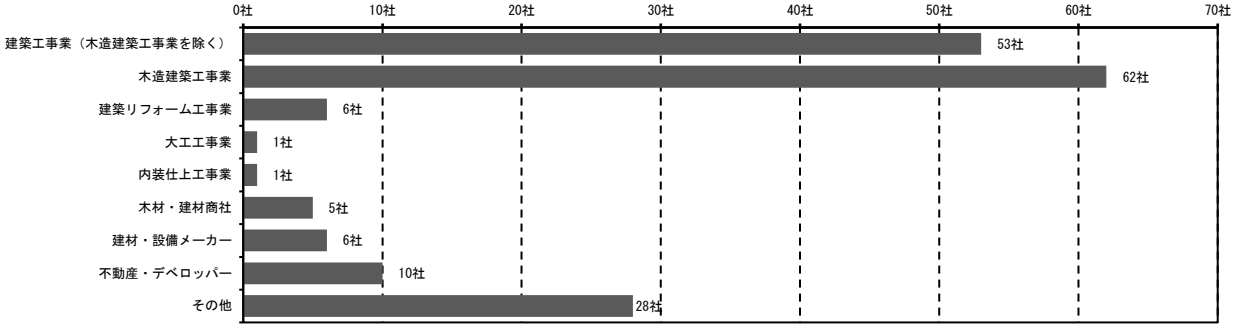

【その他コメント】
・製材
・木材、建材、小売
・設計、建築業
・金属製品製造業
・住宅メーカー
・総合建設業
・木材プレカット
・土木工事業
・特定建設業
・木造建築を含めた建築工事業
・鋼構造物製造業
・舗装工事

建築工事業（木造建築工事業を除く）	53社	32.5%
木造建築工事業	62社	38.0%
建築リフォーム工事業	6社	3.7%
大工工事業	1社	0.6%
内装仕上工事業	1社	0.6%
木材・建材商社	5社	3.1%
建材・設備メーカー	6社	3.7%
不動産・デベロッパー	10社	6.1%
その他	28社	17.2%

母数：163社

・回答者の事業内容は、木造建築工事業が最も多く 62 社(38.0%)であり、次いで木造建築工事業を除く建築工事業が 53 社(32.5%)となっている。

Q1-4：事業規模(平成 28 年度売上高)

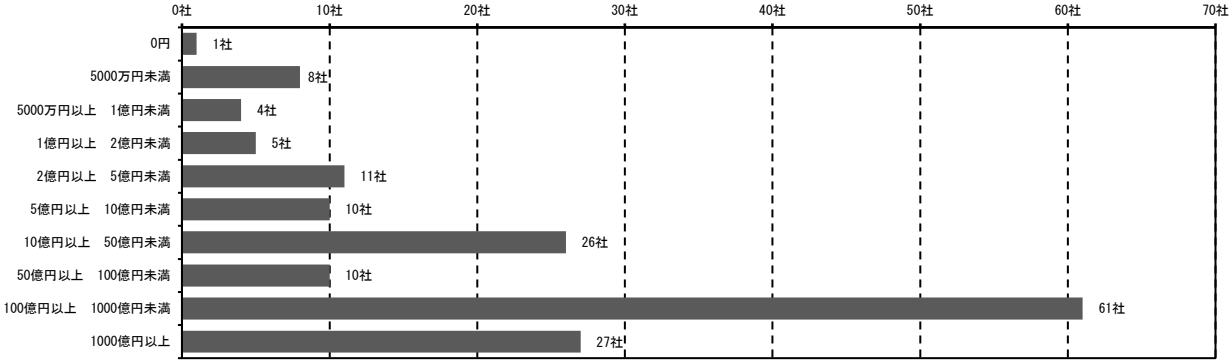

0円	1社	0.6%
5000万円未満	8社	4.9%
5000万円以上　1億円未満	4社	2.5%
1億円以上　2億円未満	5社	3.1%
2億円以上　5億円未満	11社	6.7%
5億円以上　10億円未満	10社	6.1%
10億円以上　50億円未満	26社	16.0%
50億円以上　100億円未満	10社	6.1%
100億円以上　1000億円未満	61社	37.4%
1000億円以上	27社	16.6%
合計	163社	100.0%

・回答者の事業規模は、売上高 100-1000 億円が最も多く 61 社(37.4%)であり、次いで 1000 億円以上が 27 社(16.6%)、10-50 億円が 26 社(16.0%)となっている。
売上高 100 億円以上が 54%を占めており、回答者の多くは事業規模の大きい事業者となっている。

Q1-5：事業所数

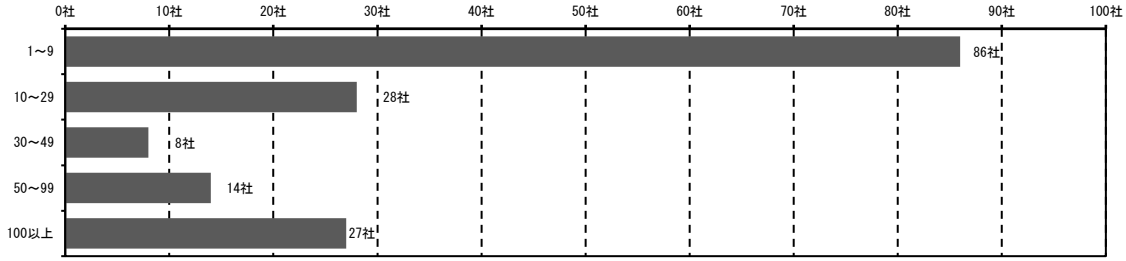

1～9	86社	52.8%
10～29	28社	17.2%
30～49	8社	4.9%
50～99	14社	8.6%
100以上	27社	16.6%
合計	163社	100.0%

・回答者の事業所数は、1～9 が最も多く 86 社(52.8%)であり、次いで 10～29 が 28 社(17.2%)、100 以上が 27 社(16.6%)となっている。

Q2：木材（合法木材等）の取り扱い状況

Q2-1：木材の取り扱い状況　（取り扱い木材は複数回答）

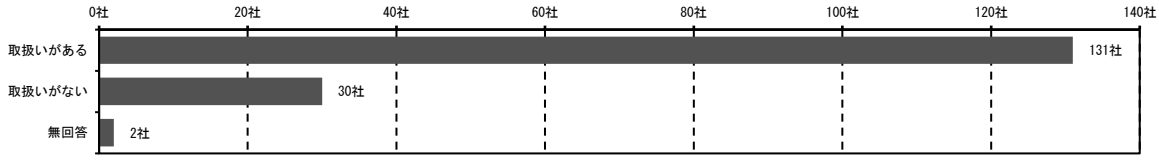

取扱いがある	131社	80.4%
取扱いがない	30社	18.4%
無回答	2社	1.2%
合計	163社	100.0%

・木材の取り扱い状況は、「取り扱いがある」が 131 社(80.4%)であり、回答者の８割以上が木材を取り扱っている事業者である。

Q2-1：取り扱いがある社が購入している木材種別

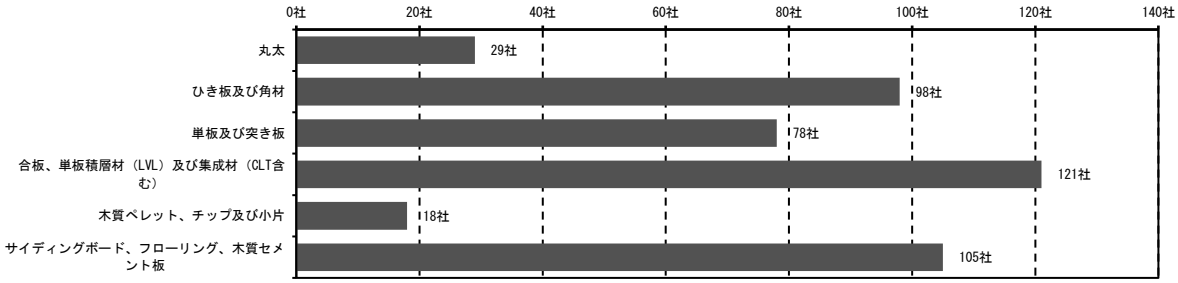

丸太	29社	22.1%
ひき板及び角材	98社	74.8%
単板及び突き板	78社	59.5%
合板、単板積層材（LVL）及び集成材（CLT含む）	121社	92.4%
木質ペレット、チップ及び小片	18社	13.7%
サイディングボード、フローリング、木質セメント板	105社	80.2%

母数：131社

・木材の取り扱いがある 131 社について、最も取り扱いがある木材種別は「合板、単板積層材及び集成材」が 121 社(92.4%)、次いで「サイディングボード、フローリング、木質セメント板」が 105 社(80.2%)、「ひき板及び角材」が 98 社(74.8%)となっている。

Q2-2：合法伐採木材等の利用への取り組み　（※取り扱いがある 131 社中の 2 社が無回答）

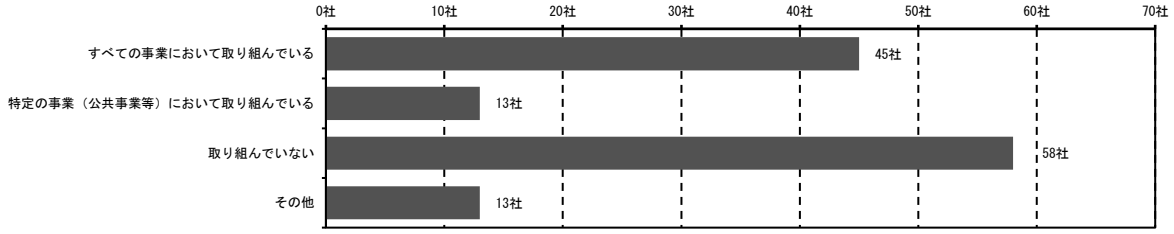

【その他コメント】
・グリーン化事業の際に取り組んでいるが、その際に特に変わった事をしていないので、日常的に構造材については合法木材であると認識している。
・材木店よりの購入の為、わからない
・信頼している地元の製品流通センターを利用しているのであまり心配はしていない。
・特に気にしていない
・顧客より依頼があった時
・取り組む体制は出来ているが、顧客からの要求がない。
・発注者の仕様書等で定められている場合
・新築は取り組んでいるが、ﾘﾌｫｰﾑは材工で工務店発注しているため十分では

すべての事業において取り組んでいる	45社	34.9%
特定の事業(公共事業等)において取り組んでいる	13社	10.1%
取り組んでいない	58社	45.0%
その他	13社	10.1%
合計	129社	100.0%

・木材の取り扱いがある 131 社中 129 社(2 社無回答)について、合法伐採木材等を「すべての事業において取り組んでいる」が 45 社(34.9%)、「特定の事業において取り組んでいる」が 13 社(10.1%)で、合法伐採木材等の利用に何らか取り組んでいる事業者は 45.0%を占める。「取り組んでいない」は 58 社(45.0%)となっている。取り組んでいる、取り組んでいないが同じ割合であった。
・「その他」では、合法伐採木材等を意識はしていないが、通常取引において取り扱っている木材は合法伐採木材等であろうと考えている事業者の意見が見られた。

Q2-3：木材の合法性の根拠（複数回答）　（※取り組んでいる 58 社中の 2 社が無回答）

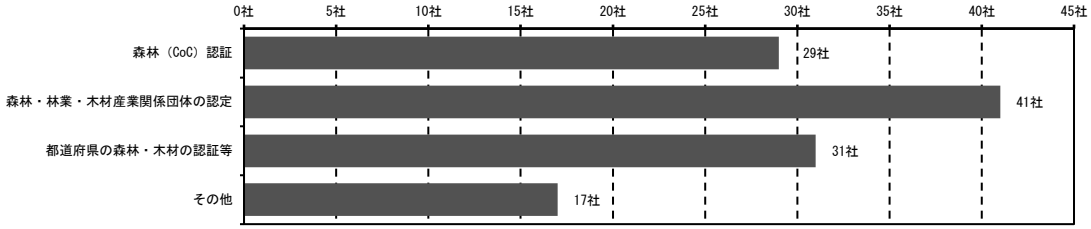

森林(CoC)認証	29社	51.8%
森林・林業・木材産業関係団体の認定	41社	73.2%
都道府県の森林・木材の認証等	31社	55.4%
その他	17社	30.4%

母数：56社

【その他コメント】
・森林(FM)認定
・再利用木材、間伐材
・木材原産地証明、川上側事業者の証明
・原産国の政府等が発行した証明書等
・合法木材供給事業者認定
・仕入先の地域性(例：カナダ材　国有林)、商社の調査による
・出荷証明書
・確認までは行なっていない。
・木材関連事業者の確認書類
・各種納品書等
・合法性証明書の入手・確認が必要な事を現場へ周知し、提出させている。
・CW 法のための商社等の合法性確認書等
・伐採国発行の合法伐採に関する書類等
・仕入れ業者に依存

・合法伐採木材等の利用に取り組んでいる 58 社中 56 社(2 社無回答)について、合法性の根拠は「森林・林業産業関係団体の認証」が 41 社(73.2%)、「都道府県の森林・木材の認証等」が 31 社(55.4%)、「森林認証」が 29 社(51.8%)となっている。

Q3：クリーンウッド法の周知状況

Q3-1：クリーンウッド法の周知状況

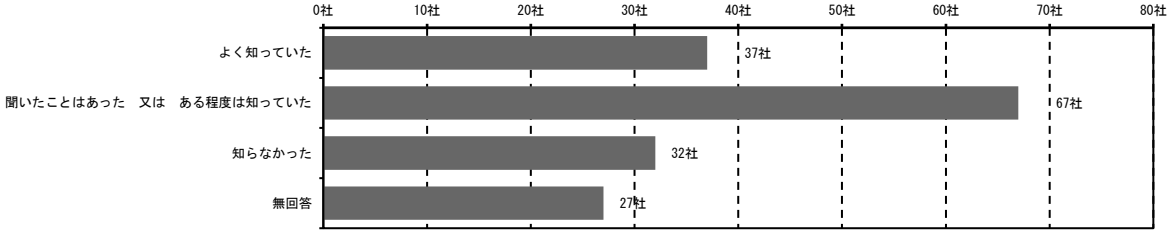

よく知っていた	37社	22.7%
聞いたことはあった　又は　ある程度は知っていた	67社	41.1%
知らなかった	32社	19.6%
無回答	27社	16.6%
合計	163社	100.0%

・クリーンウッド法の周知について、「聞いたことはあった、ある程度知っていた」が 67 社(41.1%)で最も多く、次いで「よく知っていた」が 37 社(22.7%)となっている。両者を合わせた、クリーンウッド法についての認識があった事業者は 63.8%を占める。「知らなかった」は 32 社(19.6%)となっている。

Q3-1×Q1-3：クリーンウッド法の周知状況×事業内容種別の上位２位

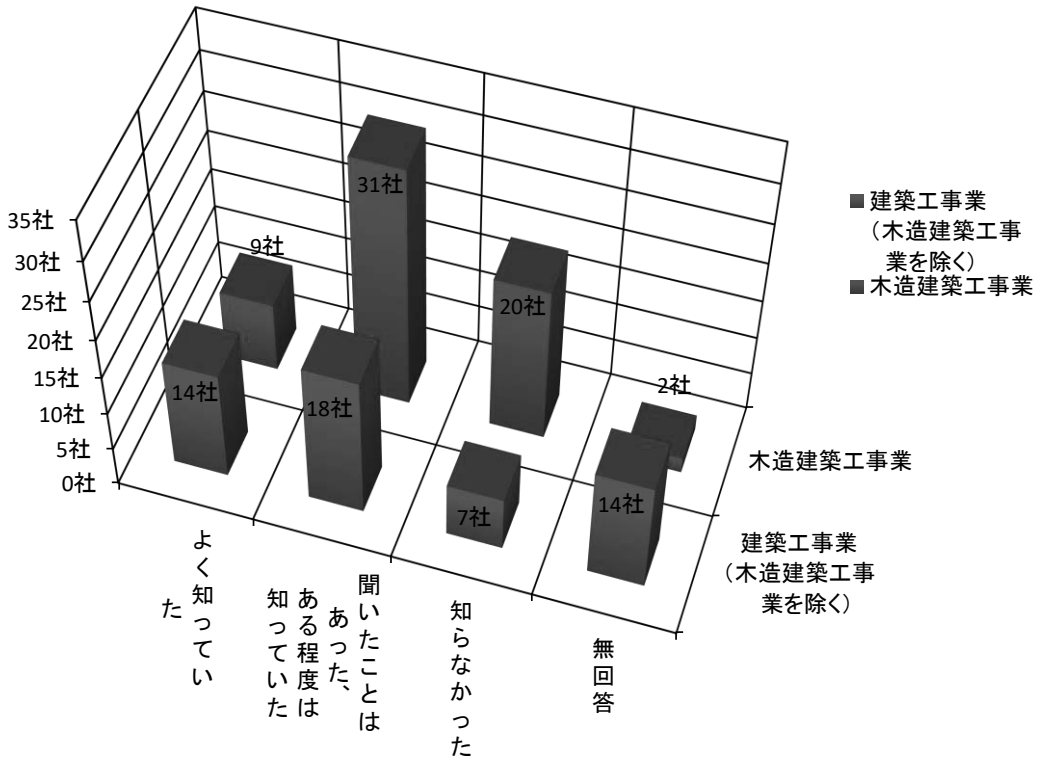

	よく知っていた	聞いたことはあった 又は ある程度は知っていた	知らなかった	無回答	合計
建築工事業（木造建築工事業を除く）	14社	18社	7社	14社	53社
	26.4%	34.0%	13.2%	26.4%	100.0%
木造建築工事業	9社	31社	20社	2社	62社
	14.5%	50.0%	32.3%	3.2%	100.0%

・クリーンウッド法の周知について、事業内容種別上位２位である建築工事業（木造建築工事業除く）と木造建築工事業で見てみると、建築工事業では「よく知っていた」が 14 社(26.4%)、「聞いたことはあった、ある程度知っていた」が 18 社(34.0%)、で、クリーンウッド法のことを知っている事業者は 60.4%となっている。

・木造建築工事業では「よく知っていた」が 9 社(14.5%)、「聞いたことはあった、ある程度知っていた」が 31 社(50.0%)、で、クリーンウッド法のことを知っている事業者は 64.5%となっている。

・建築工事業者、木造建築工事業者共に、クリーンウッド法のことを知っている事業者は 6 割超となっている。

Q3-1×Q1-4：クリーンウッド法の周知状況×事業規模

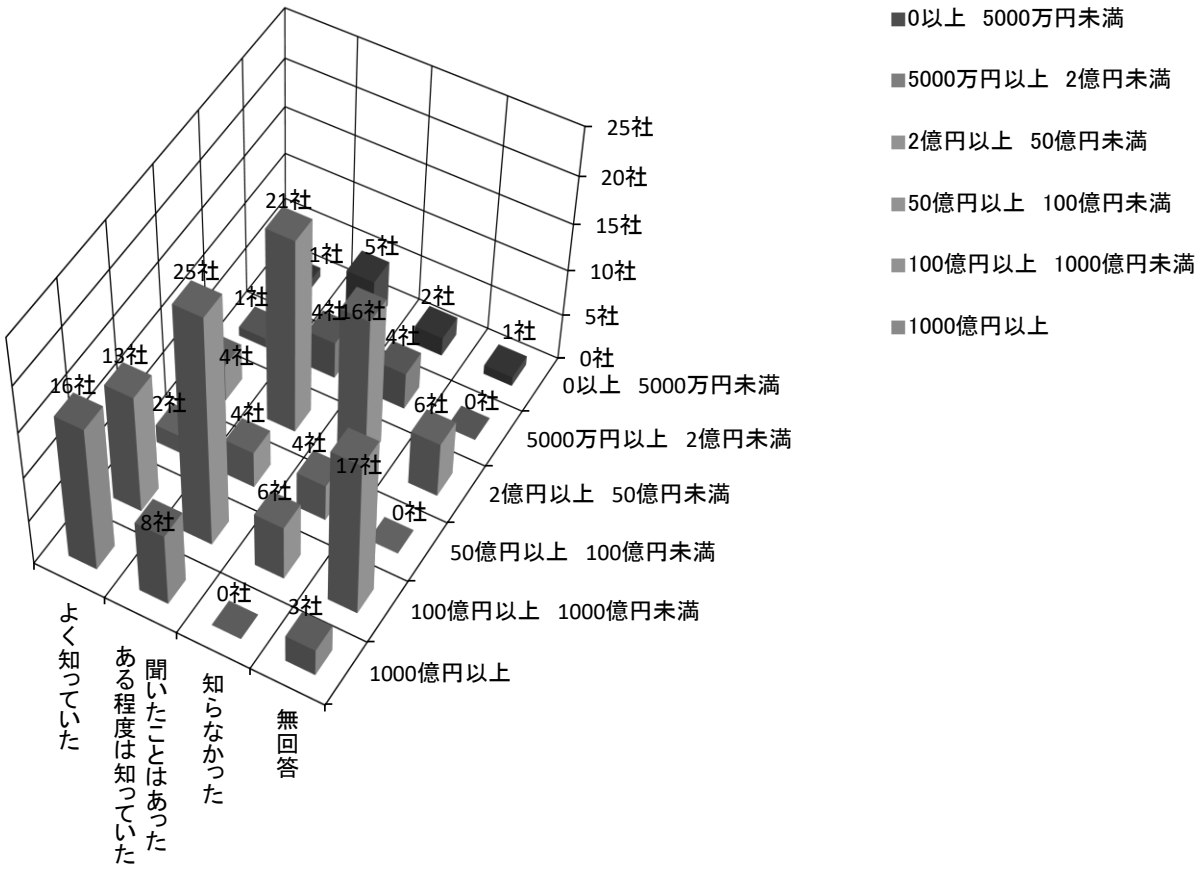

	よく知っていた	聞いたことはあったある程度は知っていた	知らなかった	無回答	合計
0以上　5000万円未満	1社	5社	2社	1社	9社
	11.1%	55.6%	22.2%	11.1%	100.0%
5000万円以上　2億円未満	1社	4社	4社	0社	9社
	11.1%	44.4%	44.4%	0.0%	100.0%
2億円以上　50億円未満	4社	21社	16社	6社	47社
	8.5%	44.7%	34.0%	12.8%	100.0%
50億円以上　100億円未満	2社	4社	4社	0社	10社
	20.0%	40.0%	40.0%	0.0%	100.0%
100億円以上　1000億円未満	13社	25社	6社	17社	61社
	21.3%	41.0%	9.8%	27.9%	100.0%
1000億円以上	16社	8社	0社	3社	27社
	59.3%	29.6%	0.0%	11.1%	100.0%

・クリーンウッド法の周知について、事業者の事業規模別に見てみると、事業規模にかかわらずクリーウッド法を知っている事業者が 6 割程度以上であった。

・事業規模が大きいほどクリーウッド法を知っている事業者が多い傾向があり、「1000 億円以上」では 24 社(88.9%)、となっている。

・事業規模が 100 億円以上の事業者の回答者は、「知らなかった」が 10%未満となっている。

Q4：クリーンウッド法に基づく「木材関連事業者」の登録申請について

Q4-1：木材関連事業者の登録

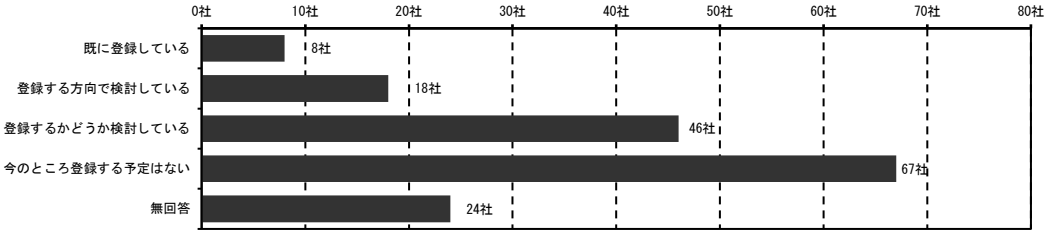

既に登録している	8社	4.9%
登録する方向で検討している	18社	11.0%
登録するかどうか検討している	46社	28.2%
今のところ登録する予定はない	67社	41.1%
無回答	24社	14.7%
合計	163社	100.0%

・クリーンウッド法の木材関連事業者の登録について、「今のところ登録する予定はない」が最も多く 67 社(41.1%)であり、次いで「登録するかどうか検討している」が 46 社(28.2%)となっている。

・「既に登録している」または「登録する方向で検討している」、「登録するかどうか検討している」事業者の合計は 72 社（44.1%）となっている。

Q4-1×Q1-3：木材関連事業者の登録×事業内容種別の上位２位

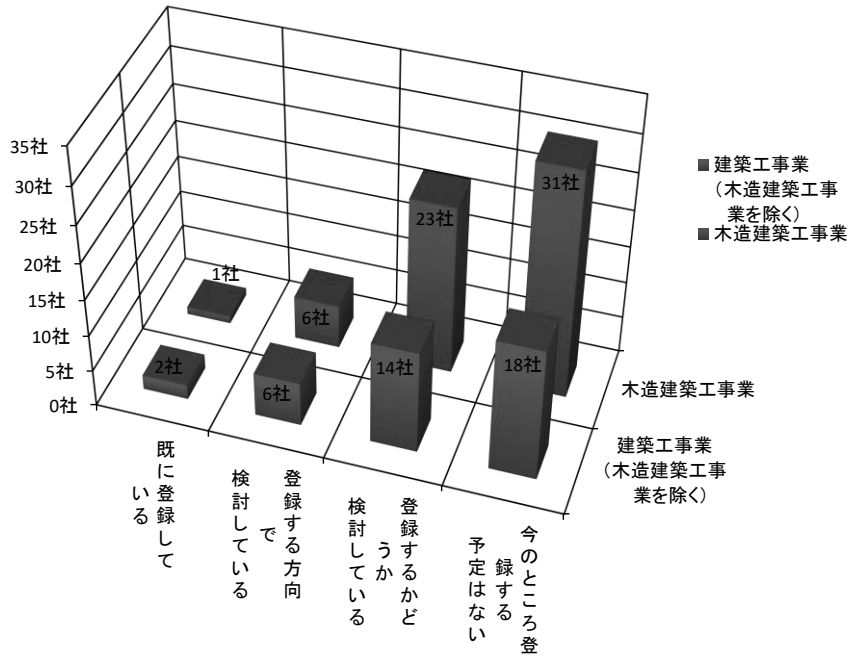

	既に登録している	登録する方向で検討している	登録するかどうか検討している	今のところ登録する予定はない	無回答	合計
建築工事業（木造建築工事業を除く）	2社	6社	14社	18社	13社	53社
	3.8%	11.3%	26.4%	34.0%	24.5%	100.0%
木造建築工事業	1社	6社	23社	31社	1社	62社
	1.6%	9.7%	37.1%	50.0%	1.6%	100.0%

・木材関連事業者の登録について、事業内容種別上位２位である建築工事業（木造建築工事業除く）と木造建築工事業で見てみると、「既に登録している」または「登録する方向で検討している」、「登録するかどうか検討している」事業者は、建築工事業（木造建築工事業除く）では 22 社（41.5%）、木造建築工事業では 30 社（48.4%）で共に 4 割超となっている。

・「今のところ登録する予定はない」事業者は、建築工事業（木造建築工事業除く）では 18 社（34.0%）、木造建築工事業では 31 社（50.0%）であった。

Q4-1×Q1-4：木材関連事業者の登録×事業規模

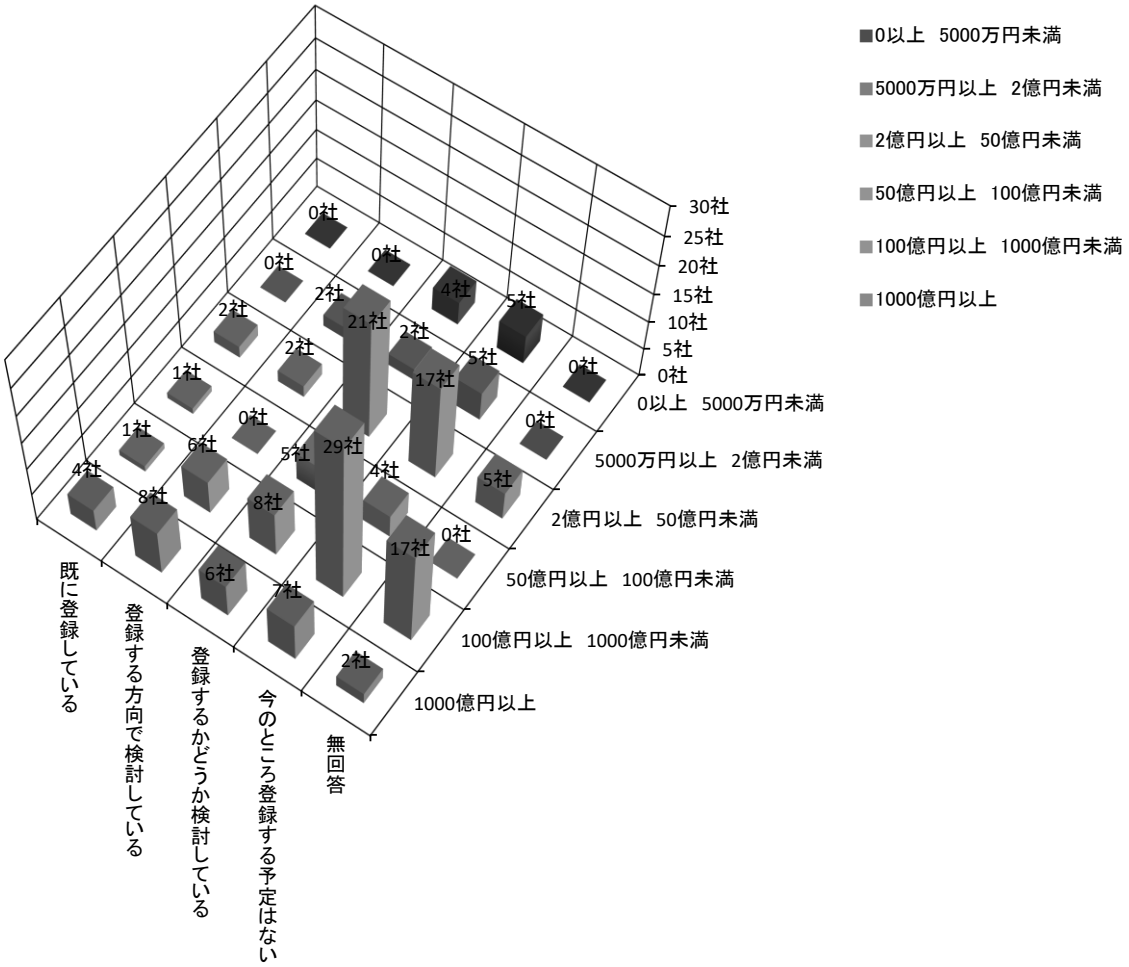

	既に登録している	登録する方向で検討している	登録するかどうか検討している	今のところ登録する予定はない	無回答	合計
0以上　5000万円未満	0社	0社	4社	5社	0社	9社
	0.0%	0.0%	44.4%	55.6%	0.0%	100.0%
5000万円以上　2億円未満	0社	2社	2社	5社	0社	9社
	0.0%	22.2%	22.2%	55.6%	0.0%	100.0%
2億円以上　50億円未満	2社	2社	21社	17社	5社	47社
	4.3%	4.3%	44.7%	36.2%	10.6%	100.0%
50億円以上　100億円未満	1社	0社	5社	4社	0社	10社
	10.0%	0.0%	50.0%	40.0%	0.0%	100.0%
100億円以上　1000億円未満	1社	6社	8社	29社	17社	61社
	1.6%	9.8%	13.1%	47.5%	27.9%	100.0%
1000億円以上	4社	8社	6社	7社	2社	27社
	14.8%	29.6%	22.2%	25.9%	7.4%	100.0%

・木材関連事業者において、「50-100 億円未満」及び「1000 億円以上」の事業者の 10%以上の事業者が既に登録している。

・事業規模が「1000 億円以上」の事業者は「登録をする方向で検討している」が 8 社（29.6%）となっている。

・事業規模が「0-5000 万円未満」、「2-50 億円未満」、「50-100 億円未満」の事業者は、「登録をするかどうか検討している」事業者が 4 割超であった。

・事業規模が「0-5000 万円未満」、「5000 万-2 億円未満」の事業者は、「登録する予定がない」と回答した事業者が 5 割超であった。

Q4-2：登録または登録検討している理由（複数回答）

（※登録または登録検討している 72 社中の 2 社が無回答）

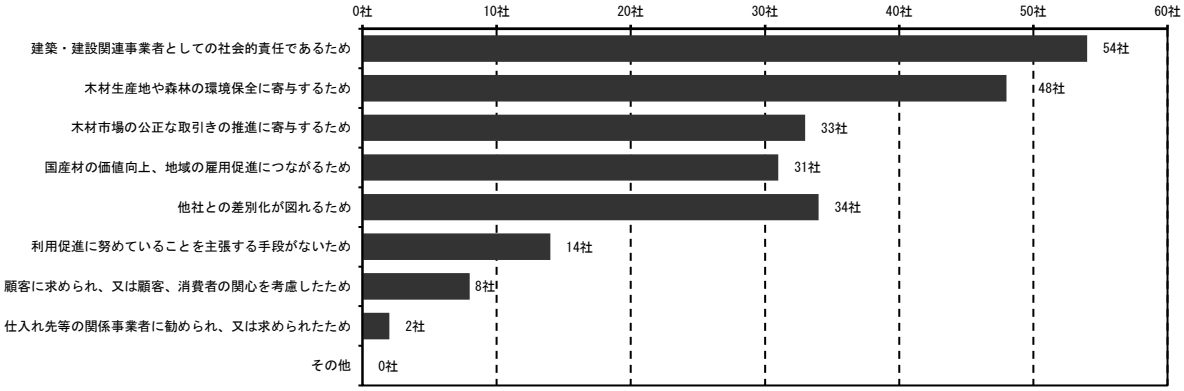

建築・建設関連事業者としての社会的責任であるため	54社	77.1%
木材生産地や森林の環境保全に寄与するため	48社	68.6%
木材市場の公正な取引きの推進に寄与するため	33社	47.1%
国産材の価値向上、地域の雇用促進につながるため	31社	44.3%
他社との差別化が図れるため	34社	48.6%
利用促進に努めていることを主張する手段がないため	14社	20.0%
顧客に求められ、又は顧客、消費者の関心を考慮したため	8社	11.4%
仕入れ先等の関係事業者に勧められ、又は求められたため	2社	2.9%
その他	0社	0.0%

母数：70社

・木材関連事業者の登録または登録検討している理由について、「社会的責任があるため」が 54 社(77.1%)となっている。次いで「木材生産地や森林の環境保全に寄与するため」が 48 社(68.6%)、「他社との差別化が図れるため」が 34 社(48.6%)となっている。

Q4-3：登録予定がない理由（複数回答）　（※登録予定がない 67 社中、無回答は 0 社）

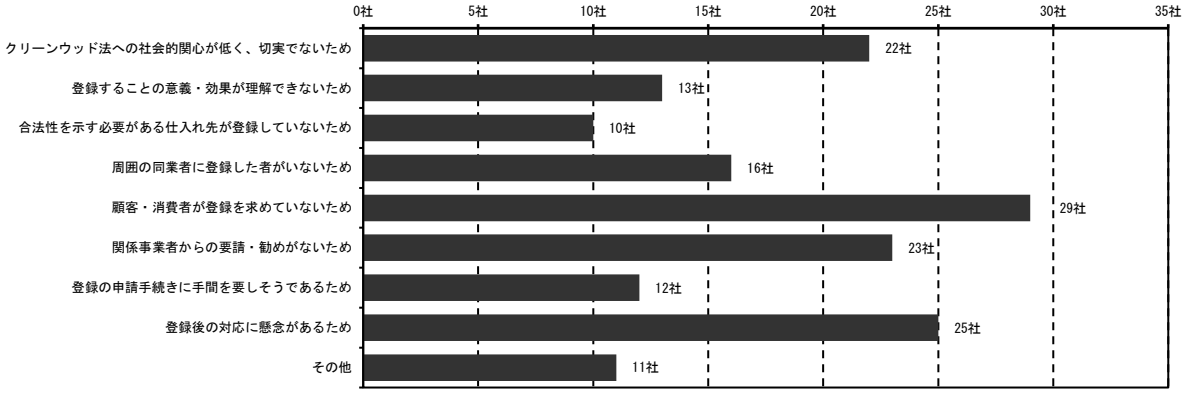

クリーンウッド法への社会的関心が低く、切実でないため	22社	32.8%
登録することの意義・効果が理解できないため	13社	19.4%
合法性を示す必要がある仕入れ先が登録していないため	10社	14.9%
周囲の同業者に登録した者がいないため	16社	23.9%
顧客・消費者が登録を求めていないため	29社	43.3%
関係事業者からの要請・勧めがないため	23社	34.3%
登録の申請手続きに手間を要しそうであるため	12社	17.9%
登録後の対応に懸念があるため	25社	37.3%
その他	11社	16.4%

母数：67社

【その他コメント】
・弊社は元請けであり、木材を実際に扱っているわけではない、認識として合っているのか不明。
・親会社にて取り組んでおり、親会社から仕入れている為
・クリーンウッド法について認識がなかった
・材料の購入先である企業が登録しているため
・会社として検討ができていないため
・法理解がなく情報収集等も未着手の状態でした。
・少量の購入のみであるため
・納品、協力業者が認証(或いは材工契約の際、認定材を使用)を得ていること
・登録義務が無い。法律に係る Q&A の(7)3 で当社が該当しない事業者と判断した。

・木材関連事業者の登録予定がない理由について、「顧客・消費者が登録を求めていないため」が 29 社(43.3%)となっている。次いで「登録後の対応に懸念があるため」が 25 社(37.3%)、「関係事業者からの要請・勧めがないため」が 23 社(34.3%)となっている。

Q4-2×Q1-3：登録または登録を検討している理由×事業内容種別の上位２位

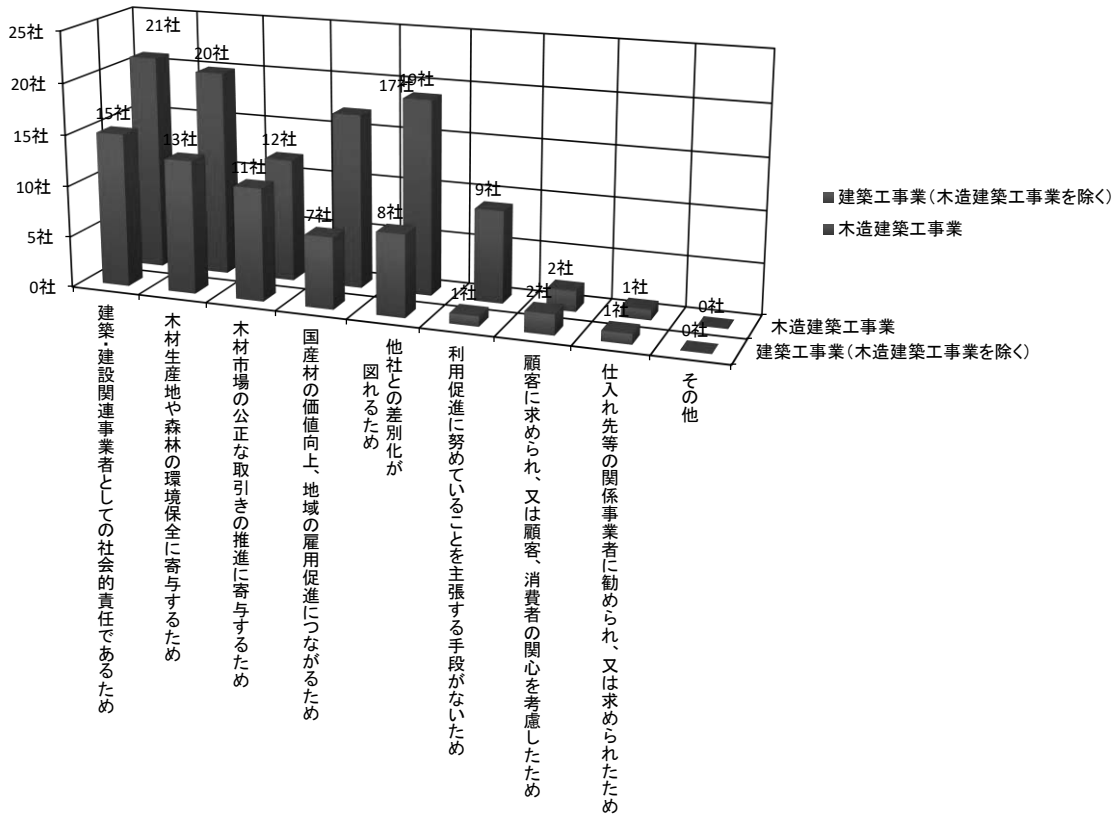

	建築工事業（木造建築工事業を除く）	木造建築工事業
建築・建設関連事業者としての社会的責任であるため	15社	21社
	68.2%	70.0%
木材生産地や森林の環境保全に寄与するため	13社	20社
	59.1%	66.7%
木材市場の公正な取引きの推進に寄与するため	11社	12社
	50.0%	40.0%
国産材の価値向上、地域の雇用促進につながるため	7社	17社
	31.8%	56.7%
他社との差別化が図れるため	8社	19社
	36.4%	63.3%
利用促進に努めていることを主張する手段がないため	1社	9社
	4.5%	30.0%
顧客に求められ、又は顧客、消費者の関心を考慮したため	2社	2社
	9.1%	6.7%
仕入れ先等の関係事業者に勧められ、又は求められたため	1社	1社
	4.5%	3.3%
その他	0社	0社
	0.0%	0.0%
母数	22社	30社

・木材関連事業者の登録または登録を検討している理由について、事業内容種別上位２位である建築工事業（木造建築工事業除く）と木造建築工事業で見てみると、「建築・建設関連事業者としての社会的責任であるため」が建築工事業（木造建築工事業除く）、木造建築工事業共に最も多く、それぞれ 15 社（68.2%）、21 社（70.0%）となっている。

・「国産材の価値向上、地域の雇用促進につながるため」は、木造建築工事業では 17 社（56.7%）であったの対し、建築工事業（木造建築工事業除く）が 7 社（31.8%）であった。

・「他社との差別化が図れるため」は、木造建築工事業では 19 社（63.3%）であったの対し、建築工事業（木造建築工事業除く）が 8 社（36.4%）であった。

Q4-3×Q1-3：登録予定がない理由×事業内容種別の上位２位

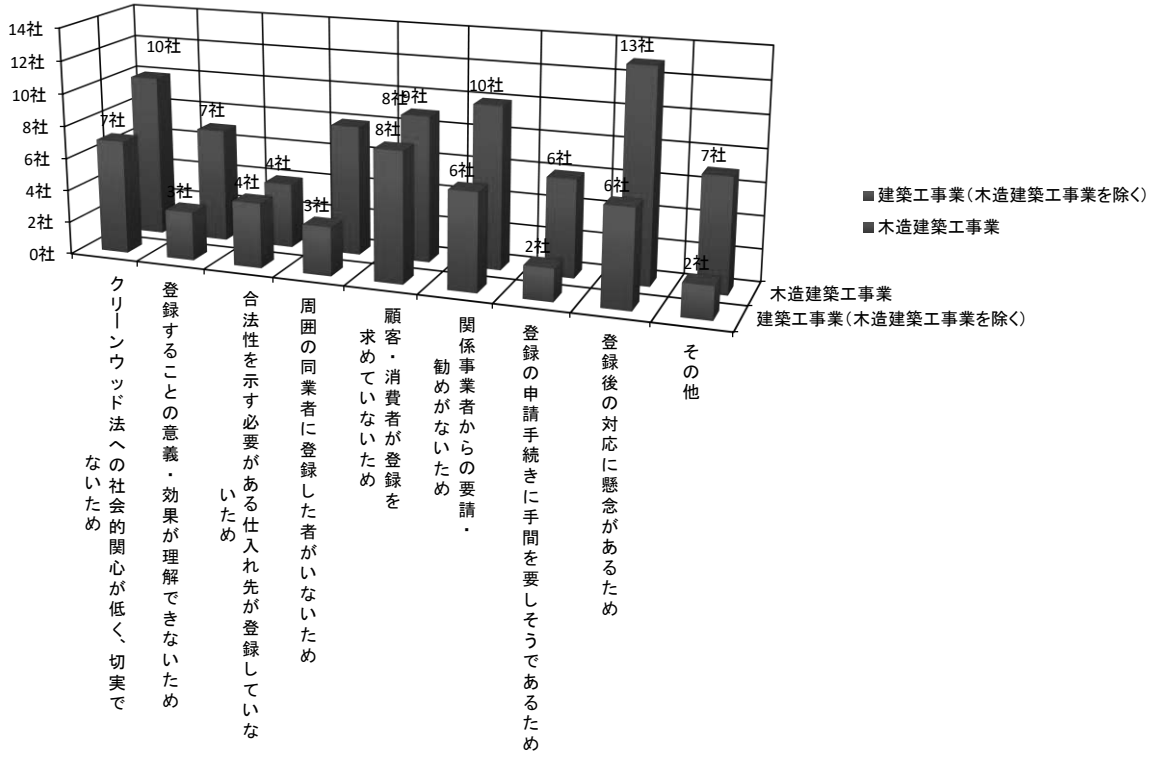

	建築工事業（木造建築工事業を除く）	木造建築工事業
クリーンウッド法への社会的関心が低く、切実でないため	7社	10社
	38.9%	32.3%
登録することの意義・効果が理解できないため	3社	7社
	16.7%	22.6%
合法性を示す必要がある仕入れ先が登録していないため	4社	4社
	22.2%	12.9%
周囲の同業者に登録した者がいないため	3社	8社
	16.7%	25.8%
顧客・消費者が登録を求めていないため	8社	9社
	44.4%	29.0%
関係事業者からの要請・勧めがないため	6社	10社
	33.3%	32.3%
登録の申請手続きに手間を要しそうであるため	2社	6社
	11.1%	19.4%
登録後の対応に懸念があるため	6社	13社
	33.3%	41.9%
その他	2社	7社
	11.1%	22.6%
母数	18社	31社

・木材関連事業者の登録予定がない理由について、事業内容種別上位２位である建築工事業（木造建築工事業除く）と木造建築工事業で見てみると、「クリーンウッド法への社会的関心が低く、切実でないため」は建築工事業（木造建築工事業除く）、木造建築工事業共に35%程度となっている。

・「顧客・消費者が登録を求めていないため」は木造建築工事業では９社（29.0%）であったのに対し、建築工事業（木造建築工事業除く）では８社（44.4%）であった。また、「関係事業者からの要請・勧めがないため」は建築工事業（木造建築工事業除く）、木造建築工事業共に30%程度であった。

・「登録後の対応に懸念があるため」は建築工事業（木造建築工事業除く）では６社（33.3%）であったのに対し、木造建築工事業では13社（41.9%）であった。

Q5：事業者登録に関する意見・提案等　（自由記入）

163 社の回答のうち 31 社より事業者登録に関する意見・提案等の自由記入があった。各意見等の内容から次の１～７の項目に分類し、項目ごとに意見等の一部を掲げる。類似の内容と判断されたものについては、その一部を選別し掲げている（下線はポイントになると思われる部分を明示したものである)。

１　クリーンウッド法の周知について

回答者の属性	意見等
東京都 総合建設業	農水省様、もしくは公益財団法人日本住宅・木材技術センター様においては、しきりとゼネコンに事業者登録を求められているようですが、ゼネコンが木材を扱う工事を発注する場合、材料木材だけを購入するのではなく、材料と取り付け労務、運搬等を一式として外注発注するため、登録を要しない、との解釈です。一昨年の説明会でも、他社ゼネコンからこの点を確認する質疑が出ており、これに対し「外注契約の場合登録は必要なし」との回答がなされていました。今一度、ゼネコンにおける木材使用工事の商流をご確認いただき、事業者登録を要するのなら、その旨を明確にご説明いただきたいと考えます。
香川県 木造建築工事業	4-3 の解答のように発注する側の元請けにも必要な登録となるのか？下請けに促すことは可能だが・・・。
熊本県 木造建築工事業	クリーンウッド法という法律を知りませんでした。業界団体への講習機会をもたれた方がよいと思います

２　登録の意向について

回答者の属性	意見等
静岡県 建築工事業（木造建築工事業を除く）及び木造建築工事業	木材を利用する立場からすると、少々受け身では有るが木材供給業者からのアピールが無いのが、非常におかしいのではないかと思う。折角、グリーン化事業において合法木材を使用する事についての認識が出来たにも関わらず、グリーン化事業以外の物件への合法木材利用について、アピールが無い。供給する側、使用する側の両方が受け身になっていて、このままでクリーンウッド法の業者、ユーザーに対しての周知もままならないのではないかと思う。
東京都 木造建築工事業	フロアー材などの資材メーカーの事業者登録が進まない限り、自社で事業者登録することは考えていない。
東京都 総合建設業	事業者登録をすると、木材(型枠材、下地材、木製建具、家具、フローリングほか)の伐採地までの調達ルートの確証が必要となり、仕入先の協力が無ければ到底取り組むことはできません。また登録のメリットはクリーンな会社という広告宣伝しかなく、自らの首を絞めるような制度に登録することには消極的になります。
東京都 建築工事業（木造建築工事業を除く）	クリーンウッド法に準拠した木材調達を行いたいが、調達先の企業が法対応の準備ができていないケースが多い。

3　登録のメリットについて

回答者の属性	意見等
大阪府 建築工事業（木造建築工事業を除く）	登録に際し、メリットが感じられない。登録推進を促すのであれば、税金の軽減など有利性を考えた施策を取り入れるべきである。
大阪府 建築工事業（木造建築工事業を除く）	登録することによるメリットが少ないと思います。木材関連事業者の認知度（ブランド力）の向上や、木材関連事業者間での合法性確認を不要にするなどの対策が必要と考えます。

4　登録手続きについて

回答者の属性	意見等
東京都 建築工事業(木造建築工事業を除く)	準備しなければならない書類の様式、内容が分かりにくいので標準書類を作成して欲しい。
大阪府 金属製品製造業	審査・登録費用・更新費用について、もう少し解り易く周知願い度く、お願い申し上げます。
北海道 木造建築工事業	各都道府県に窓口を設けて登録しやすい身近な機関があった方が、伸びると思います。
石川県 木造建築工事業	弊社は建築業とともに国産材の製材も一部行っており、クリーンウッドの意義もある程度は理解しております。登録をしたいと前向きに考えておりますが、どの団体に登録すればいいのか、ちょっとわかりにくいです。

5　登録後の事務負担について

回答者の属性	意見等
東京都 木造建築工事業	登録することのメリットが少ない。事務負担を軽減してほしい。（報告事項、保存等）
東京都 木造建築工事業	納品書からの数量集計ならびに管理台帳の保存(5 年間)、管理体制の構築など作業手間が煩わしい。

6　制度のしくみについて

回答者の属性	意見等
奈良県 製材業	違法伐採を日本国内でしている業者や流通業者が明らかになった際は、公表してはどうか。
滋賀県 不動産・ﾃﾞﾍﾞﾛｯﾊﾟｰ	具体的な必要性やメリットがわかりません。法律で求められるようになれば従うと思いますが・・・。

7　その他

回答者の属性	意見等
東京都 木造建築工事業	・構造材関連は合法木材事業者認定、ならびに森林認証材利用をもってすでに合法性をアピールしている。 ・お客様自身で購入された家具・木工品については対象外であるため、ハウスメーカーとして及ばない範囲がある。

⑵ 建築･建設関連の事業者数について
事業者数については、次の通り。

建築・建設関連事業者数について

クリーンウッド法の登録の対象者である、建築・建設関連事業者数について、国が行った企業等の数に関する統計的データから、関連する情報を抽出・整理する。

1）参照したデータ

参照したデータは､平成２８年経済センサス活動調査　産業別集計(総務省･経済産業省)である（以下､「経済センサス調査データ」という)。

2）建築・建設関連事業者に関する企業等の数

経済センサス調査データの産業別集計のうち、平成２８年６月１日現在の「建設業」の企業等（※1）の数は、３４万６１８４企業である。

そのうち建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業を行う者を、同データの産業小分類のなかから選んだ。選定したのは一般土木建築工事業、建築工事業（木造建築工事業を除く）、「木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、床・内装工事業の６分類であり、それらの企業等の数の合計は、１３万４８１企業となっている。(表１)

（※1）　事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。

表１　建築・建設関連事業者の数

大分類	産業小分類	企業等数
建設業	一般土木建築工事業	5,168
	建築工事業(木造建築工事業を除く)	34,169
	木造建築工事業	38,383
	建築リフォーム工事業	19,466
	大工工事業	17,022
	床･内装工事業	16,273
	計	130,481
	建設業合計	346,184

出典：平成 28 年経済センサス 活動調査　産業別集計（建設業に関する集計）

〔参考－１〕木材等の製造、販売に関連する事業者数（平成２８年経済センサス活動調査）

平成２８年の経済センサス調査データより、木材等の製造、販売に関連する事業について、事業所数を確認した。

「製造業」、「卸売業」のなかから、関連する産業小分類の事業所数を確認したところ、木材・木製品、家具・装備品及びパルプ・紙・紙加工品の製造業は１万８７２１事業所、建築材料及び家具・建具・じゅう器等の卸売業は４万７７４４となっている。（表２）

表２　木材等の製造、販売に関連する事業の事業所数

大分類	産業小分類	事業所数
製造業	木材・木製品製造業（家具を除く）	6,101
	家具・装備品製造業	6,389
	パルプ・紙・紙加工品製造業	6,231
	計	18,721
	製造業計	217,601
卸売業	建築材料卸売業	35,029
	家具・建具・じゅう器等卸売業	12,715
	計	47,744
	卸売業計	364,814

出典：平成 28 年経済センサス 活動調査　産業別集計（製造業に関する集計）
　　平成 28 年経済センサス 活動調査　産業別集計（卸売業に関する集計）

〔参考－２〕建設業許可を受けている業者数（建設業許可数調査）

建設業の許可は、土木、建築等の２９の業種区分が設けられている。平成２９年３月末現在における業種別許可の総数は、１４７万８８７６となっている。

一方、建設業許可を受けている業者数は、４６万５４５４業者で、大臣許可が１万５８業者、知事許可が４５万５３９６業者となっている。

建設業のうち、日常の業務において木材の調達・利用に関わることが想定される業種区分を、２９業種のなかから４業種（建築、大工、内装仕上、建具）を選定した。この４業種における許可業者数の合計は、３２万４６８４となっている。（表３）。

表３　建設業許可を受けている業者数

	業種	許可業者数
建設業	建築	154,808
	大工	69,818
	内装仕上	73,072
	建具	26,986
	計	324,684
	建設業業種別許可の総数	1,478,876

出典：建設業許可業者数調査の結果について、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課、
　　平成 29 年 5 月 24 日
注　一の業者が複数の業種について許可を取得していることがある。

4 セミナー及び個別相談会の開催とその結果について

（1） セミナー及び個別相談会の周知方法と申し込みについて

ア 申し込みできるチラシの作成とその配布

事務局であり、建築・建設関連事業者が多く閲覧する住木センターのホームページに作成したA4 両面のチラシ（p50、51）のPDFを掲載し、チラシの下方に記載した申し込みアドレスをクリックすることにより申込サイトに移動できるようにした。また、本委託事業で行った事業者アンケートの調査票に本チラシを添付するとともに、国土交通省内の建築関係、農林水産省内の林業、木材産業関係及び一般紙の記者クラブ等にプレスリリース（p52）を行った。

イ 関係団体の協力による会員等に対するセミナー等への参加のお声がけ

運営委員会の委員となっている関係団体に、平成 30 年 8 月付で住木センター理事長と木構振社長との連名の文書（p53）により、会員等への参加のお声がけお願いした。

○チラシ(表面)

平成29年3月竣工のCLT建築物

林野庁委託事業

ブロック別(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡)

建築・建設事業者向け

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会を開催

無料

クリーンウッド法の概要、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者登録の意義とその手続きを説明して、個別のご相談にも乗ります。

詳しくは、裏面の開催場所、日程、募集人数をご覧ください。お申し込みは、次のWEBサイトアドレスからお願いいたします。募集人数には限りがありますので、お早めにお申し込みください。

https://koushuukai.com/cw/

合法伐採木材、
クリーンウッド法、登録
って何？
登録木材関連事業者
になるには
どうすればいいの？

セミナーにより、
建築・建設
事業者の皆様の
疑問を解決。

さらに、
個別相談会では、
登録をするにあたっての
申請手続き等を
丁寧に説明。

主催：クリーンウッド建築・建設
関連登録促進協議会
事務局：木構造振興株式会社
☞ お問い合せ
TeL：042-649-8250

○チラシ(裏面)

開催場所一覧

開催日 (平成30年)	開催地	会　　場 (住　　所)	開催内容と募集人数	
			セミナー (10:00～12:00)	個別相談会 (13:00～15:00)
9月14日(金)	東京都	全国町村議員会館 (東京都千代田区一番町25)	100名	30社
9月21日(金)	札幌市	札幌コンベンションセンター (札幌市白石区東札幌六条1-1-1)	50名	10社
10月3日(水)	仙台市	フォレスト仙台 (仙台市青葉区柏木1-2-45)	50名	10社
10月12日(金)	名古屋市	名古屋国際会議場 (名古屋市熱田区熱田西町1-1)	50名	10社
10月15日(月)	大阪市	エル・おおさか (大阪市中央区北浜東3-14)	100名	30社
10月23日(火)	広島市	広島国際会議場 (広島市中区中島町1-5)	50名	10社
10月29日(月)	福岡市	天神クリスタルビル (福岡市中央区天神4-6-7)	50名	10社
11月1日(木)	高松市	高松商工会議所 (香川県高松市番町2-2-2)	50名	10社

○　セミナーのスケジュール（予定・各会場共通）

10:00～10:30　クリーンウッド法の概要(国・林野庁)
10:30～11:00　登録の意義等(事務局)
11:00～11:40　具体的な手続き等(登録実施機関)
11:40～12:00　質疑応答

○　個別相談会

登録実施機関の担当者が、1事業者当たり20～30分程度、個別に申請書の書き方、登録手数料、登録に当たっての留意点などについてのご相談に乗りますので、お気軽にご相談願います。

【クリーンウッド建築・建設関連登録促進協議会構成員】（登録実施機関、ＨＰアドレス）

・公益財団法人 日本合板検査会（http://www.jpic-ew.net/index.shtml）
・公益財団法人 日本住宅・木材技術センター(http://www.howtec.or.jp/)
・一般財団法人 日本ガス機器検査協会（http://www.jia-page.or.jp/environment/）
・一般財団法人 建材試験センター（https://www.jtccm.or.jp/）

○プレスリリースの文面

プレスリリース

平成 30 年8月9日

建築・建設事業者向けクリーンウッド法に基づく
登録のためのセミナー・個別相談会の開催について

平成 29 年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」においては、すべての事業者が合法伐採木材等の利用に努めることが義務づけされました。

また、登録実施機関による建築・建設事業者を始めとする木材関連事業者の登録が平成 29 年の秋から開始されました。

しかしながら、法律施行後ほぼ1年を経過した7月時点での登録件数が約 120 件ありますが、建築・建設関連の事業者の登録は7件程度(うち建築・建設のみの事業者は 1 件)とあまり進んでいない状況です。

このため、別添資料の通り、登録実施機関を構成員とするクリーンウッド建築・建設関連登録促進協議会では、平成 30 年9月14日(金)の東京会場を皮切りに、全国8ブロックにおいて、標記セミナー及び個別相談会を開催することとしましたので、お知らせいたします。

【連絡先】
「クリーンウッド建築・建設関連登録促進協議会」
(協議会事務局)
木構造振興株式会社　平原
TEL:03-3585-5595
(協議会会員)
公益財団法人　日本住宅・木材技術センター
辻、増村、飯島
TEL:03-5653-7581

○関係団体への依頼文書

住木技発 30 第 99 号
平成 30 年８月　９日

一般社団法人
　日本木造住宅産業協会
　　会長　市川　晃　殿

公益財団法人
　日本住宅・木材技術センター
　　理事長　古久保英嗣

木構造振興株式会社
　代表取締役　山田　壽夫

建築・建設事業者向けクリーンウッド法に基づく登録のための
セミナー・個別相談への参加の働きかけ等について(お願い)

盛夏の候、貴協会におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

林野庁の委託事業「『クリーンウッド』利用促進事業のうち木材関連事業者の登録促進(建築・建設関連)」の普及促進運営委員会にご参画・ご協力頂いていますことにお礼申し上げます。

さて、この度別添チラシのとおり、標記セミナーと個別相談会を９月１４日(金)の東京会場を皮切りに、全国８ブロック会場にて順次開催することにしております。

つきましては、各ブロックの貴協会会員様への参加に向けた働きかけなどのお力添えをお願いします。

また、アンケート調査を実施するにあたっては、会員名簿の提供、貴団体のメルマガ、メール等の活用による発送など、可能な範囲でのご協力を頂きますことを改めてお願いいたします。

(2) セミナー・個別相談会の開催

平成 30 年 9 月 14 日(金)の東京会場を皮切りに開催し、その後予定したとおり全国八カ所目の開催となる 11 月 1 日(木)の高松会場にて終了した。

セミナーの内容は、次第の東京会場の例(p55)のとおり、各会場とも同様に、林野庁 によるクリーンウッド法の概要等説明、次に、事務局による本委託事業で作成したパンフレット及び資料集を使った登録の意義等の説明、最後に、クリーンウッド建築・建設関連促進協議会の会員である 4 登録実施機関のうち、一つ登録機関が登録機関ごとに独自に定めている内容を含む登録申請手続き等の説明を行い、もう一つの登録機関は独自に定めている内容を中心に補足説明を行った。なお、登録実施期間のセミナーの説明及び個別相談会への対応分担は p56 のとおりとなった。

p66 の会場アンケート集計結果におけるセミナーの説明に対する評価をみると、僅かな違いながら、法の概要の説明が登録の意義、手続きの説明より高い評価となった。

○次第(東京会場の例)

ブロック別 建築・建設事業者向け

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会

主　催：クリーンウッド建築・建設関連登録促進協議会
日　時：平成３０年９月１４日（金）10:00～
場　所：東京会場（全国町村議員会館）

次　　第

【セミナー】10:00～12:00（２階 第１・第２会議室）

1　開会
2　あいさつ及びクリーンウッド法の概要
3　登録の意義等
4-1　具体的な手続き等
　-2　補足説明
5　質疑応答
6　閉会

＊　配布資料

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）ついて（林野庁木材利用課）
○クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ〈パンフレット〉
○クリーンウッド法関係資料集〈冊子〉
○第二種木材関連事業者の登録申請手続き等について（公財・日本住宅・木材技術センター）
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の事業者登録について（公財・日本合板検査会）
○アンケート調査票〈1 枚ペーパー〉

【個別相談会】13:00～（２階 第３会議室）
（登録実施機関の担当者による）

○登録実施機関のセミナーの説明者及び個別相談会への対応の分担

CW法セミナー・個別相談会　担当

開催日	開催地	具体的な手続き説明（11:00～11:40）		個別相談会（13:00～15:00）（東京・大阪は16:30まで）				事務局	
		基本説明（30分）	補足説明（10分）	日本合板検査会	日本住宅・木材技術センター	日本ガス機器検査協会	建材試験センター	日本住宅・木材技術センター	木構造振興
09月14日(金)	東京	日本住宅・木材技術センター	日本合板検査会	○	○	○	○	○	○
09月21日(金)	札幌	日本合板検査会	建材試験センター	○			○	○	○
10月03日(水)	仙台	建材試験センター	日本住宅・木材技術センター		○		○	○	○
10月12日(金)	名古屋	日本ガス機器検査協会	日本合板検査会	○		○		○	○
10月15日(月)	大阪	建材試験センター	日本ガス機器検査協会	○	○	○	○	○	○
10月23日(火)	広島	日本住宅・木材技術センター	日本合板検査会	○	○			○	○
10月29日(月)	福岡	日本ガス機器検査協会	日本住宅・木材技術センター		○	○		○	○
11月01日(木)	高松	日本合板検査会	日本住宅・木材技術センター	○	○			○	○

(3) セミナー・個別相談会の開催結果

ア **東京会場**(平成 30 年 9 月 14 日(金)、全国町村議員会館)

a セミナー

東京会場は、全国8ブロックの セミナー・個別相談会の皮切りに開催された。申込者数36名に対して、キャンセルや当日の欠席で参加者は30名となった。出席者の内訳は、建築を行っている事業者が21名、建材・設備メーカーが 4 名、プレカット加工業者が 3 名、木材・建材商社と公益法人がそれぞれ1名となった。主な質問としては、合法伐採木材の制度として、並行して行われている林野庁のガイドラインの今後の扱いを問うものがあった。

また、28 名から回答のあった会場アンケート集計結果(p66)を見ると、既登録 1 名、登録の方向が 9 名、検討中が 9 名、登録しないが 1 名となった「Ⅳ感想」に、登録をしない理由としては、「現在、合法木材、CoC で対応しており、登録を行う必要性を感じない。」との記載があった。

b 個別相談会

東京会場での個別相談は、全登録実施機関の所在地ということもあって、1 社のみの参加であったことから、相談者の了解を得て、4登録実施機関で相談を受けた。

相談項目としては、事前相談の実施状況、申請から登録までの期間、会社としては全国展開をしているが登録を一部のエリアに絞っても可能か、合法性を確認する納品書等の記載内容、年度報告の記載方法等についてなどがあった。

イ **札幌会場**(平成 30 年 9 月 21 日(金)、札幌コンベンションセンター)

a セミナー

札幌会場においては、申込者 9 名全員が参加していた。内訳は、6 名が建築を行っている事業者、2 名が木材・建材商社、1 名が JAS に基づく検査機関であった。

また、8 名の方から　回答のあった会場アンケート結果を見ると、登録の意向については、検討中が 4 名、登録しないが 2 名であった。

なお、個別相談に参加した会社はなかった。

ウ **仙台会場**(平成 30 年 10 月 3 日(水)、フォレスト仙台)

a セミナー

申込者 14 名に対して、13 名が参加した。内訳は、建築を行っている事業者が 4 名、木材・建材商社が 2 名、建材・設備メーカーが 1 名に対して、木材加工業が 4 名、木材市場が1名、木材協同組合が 1 名と、建築以外の方の参加が比較的多かった。

また、出席者 13 名のアンケート結果をみると、登録の意向については、既登録 1 名、登録の方向 6 名、検討中が 5 名、登録しないが 1 名となっていた。

b 個別相談会

個別相談の参加は 3 社であった。主な相談項目としては、申請書の記載方法、合法性を確認する木材等の種類、責任者の要件、譲り渡すときに必要な措置の方法、分別管理の方法、取組方針の書き方等があった。

エ **名古屋会場**(平成 30 年 10 月 12 日(金)、 名古屋国際会議場)

a セミナー

申込者 19 名に対して、16 名の参加者があった。内訳は、建築を行っている事業者が 8 名、木材・建材商社が 3 名、建材・設備メーカーが 2 名、木材加工業が 3 名であった。

また、14 名の会場アンケート結果から、登録の意向については、登録の方向が 6 名、検討中が 6 名、登録しないが 2 名となっていた。

b 個別相談会

大阪会場と並んで最も多い 4 社が参加した。主な相談項目としては、下請け業者のこと、プレカットからでる端材で作る製品の扱い、登録の必要性、建材の対象物品などがあった。

オ　**大阪会場**(平成 30 年 10 月 15 日(月)、エル・おおさか)

a　セミナー

申込者 17 名に対して、当日参加の者があったことから 18 名になった。内訳は、建築を行っている事業者は 11 名、木材・建材商社が 2 名、建材・設備メーカーが 2 名、木材加工業が 2 名、コンサルタントが 1 名であった。登録のメリット等に関する質問があった。

このことは、会場アンケートの「Ⅳ感想」にも反映され、法律の認知度が低いために、事業者のメリットが感じられないので、認知度を向上させてほしい旨の要望があった。

b　個別相談会

相談会には 4 社の参加があった。相談項目としては、1 種と 2 種に該当するが、2 種のみの登録も可能か、CW 法とガイドラインの違い、本社・支社での木材の購入パターンが違う場合の申請の方法、申請書の書き方、合法性の確認の方法などがあった。

カ　**広島会場**(平成 30 年 10 月 23 日(火)、広島国際会議場)

ａ　セミナー

申込者 7 名に対して、2 名が欠席し、1 名の当日参加があったため、参加者数は 6 名となった。内訳は、建築を行う事業者が 2 名、建材・設備メーカーが 3 名、県職員が 1 名(当日参加)であった。

会場アンケートで は、登録の意向のところで、既登録 3 名、登録しない 2 名に対して、登録の方向や検討中を選択した者がいなかった。「Ⅳ感想」には、「第1種木材関連事業者が登録すれば、第 2 種事業者が登録する必要はないのでは・・・。違法伐採などされていない・・と思っているのが消費者です。元を正せば良いと思います。」という意見があった。

なお、個別相談に参加した会社はなかった。

キ **福岡会場**(平成 30 年 10 月 29 日(月)、天神クリスタルビル)

a セミナー

申込者 9 名に対して、参加者は 7 名となった。参加者の内訳は、建築を行っている事業者が 2 名、木材流通・販売が 2 名、木質チップ製造が 1 名、県職員が 2 名となった。

また、会場アンケートの登録の意向については、登録の方向が 2 名、検討中が 1 名、登録しないが 2 名となった。アンケートの「Ⅳ感想」では、「一種の登録費用(手数料)が分りにくかった」との記載があった。

b 個別相談会

個別相談会には、FIT 制度に基づき木質チップを供給している企業 1 社の参加があった。

ク **高松会場**(平成 30 年 11 月 1 日(木)、高松商工会議所)

a セミナー

申込者が 11 名あったものの、参加者は 8 名となった。内訳は、建築を行っている事業者が 5 名、木材・建材商社 1 名及び木材・建材商社でかつ木材加工業者が 2 名であった。

また、会場アンケートの登録の意向については、登録の方向が 3 名、検討中が 4 名、登録しないが1名となった。「Ⅳ感想」としては、「消費者への認知を高めないと、登録事業者としてのメリットは感じられない。」等の記載があった。

b 個別相談会

個別相談会には 2 名の参加があった。主な相談項目としては、確認できなかった木材の年度報告での扱い、木材加工を外注する場合の扱い、1 種と 2 種に該当するが、登録は 2 種のみで良いかなどがあった。

ケ　**会場アンケート**の集計結果

会場アンケートの質問票及びセミナー・個別相談会の開催状況と会場アンケート集計結果は次のとおりである。

ブロック別 建築・建設事業者向け

クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー　会場アンケート

本日は、本セミナーにご参加頂きまして、ありがとうございます。

お帰りまでに、次のアンケートにお答え頂き、記入後に、受付にご提出願います。

＊該当する番号に○印で選択、又は空欄にご記入をお願いいたします。

Ⅰ　受講会場はどちらですか。

1　札幌　　2　仙台　　3　東京　　4　名古屋　　5　大阪　　6　広島　　7　高松

8　福岡

Ⅱ　貴社の業務内容は何ですか。（複数回答可）

1　建築工事業（木造建築工事業を除く）　2　木造建築工事業

3　建築リフォーム工事業　4　大工工業　5　内装仕上工事業

6　木材・建材商社　7　建材・設備メーカー　8　不動産・デベロッパー

9　その他（　　）

Ⅲ　このセミナーを何で知りましたか。

1　主催者等のホームページ　　2　主催者等からの案内（郵便、メール、チラシ）

3　主催者等以外のホームページ（サイト名称:　　）

4　団体からのチラシ、メルマガ等（団体名:　　）

5　その他（　　）

Ⅳ セミナーの内容はいかがでしたか。

①　クリーンウッド法の概要・・・・・（1　よく理解できた　2　だいたい理解できた

3　どちらともいえない　4　あまり理解できなかった　5　理解できなかった）

②　登録の意義等〈パンフレット〉・・・（1　よく理解できた　2　だいたい理解できた

3　どちらともいえない　4　あまり理解できなかった　5　理解できなかった）

③　具体的な手続き等・・・・・・・・（1　よく理解できた　2　だいたい理解できた

3　どちらともいえない　4　あまり理解できなかった　5　理解できなかった）

Ⅴ 事業者登録への意向をお答えください。

1　既に登録している

2　登録する方向で検討している

3　登録するかどうか検討している

4　今のところ登録する予定はない

Ⅶ　ご感想を記入してください。

ご協力ありがとうございました。

セミナー・個別相談会の開催状況と会場アンケート集計結果

会場	開催日	セミナー申込者数	セミナー参加者数	会場アンケート回答者数	Ⅱ業務内容(複数回答)									Ⅲセミナーを知った理由					Ⅳセミナーの内容評価			Ⅴ登録の意向				個別相談参加社数
					1建築工事業	2木造建築工事業	3建築リフォーム工事業	4大工工業	5内装仕上工事業	6木材・建材商社	7建材・設備メーカー	8不動産・デベロッパー	9その他	1主催者HP	2主催者案内	3他のHP	4団体	5その他	1法の概要	2登録意義	3手続き等	1既登録	2登録方向	3検討中	4登録しない	
札幌	9月21日	9	9	8	1	3	2	0	0	2	0	1	1	2	2	0	3	1	2	2.3	2.3	0	0	4	2	0
仙台	10月3日	14	13	13	2	3	3	1	1	3	0	1	9	4	6	0	2	1	1.9	1.9	2.5	1	6	5	1	3
東京	9月14日	36	30	28	8	10	3	0	0	2	4	2	4	4	12	1	5	5	1.8	2	1.5	1	9	9	9	1
名古屋	10月12日	19	16	14	2	5	2	1	1	2	2	0	5	3	5	1	3	3	1.6	1.6	1.7	0	6	6	2	4
大阪	10月15日	17	18	14	5	4	1	2	3	1	2	0	4	2	6	0	2	3	1.9	2.1	2.1	2	3	7	2	4
広島	10月23日	7	6	6	0	2	0	0	0	0	3	0	1	1	3	1	0	5	1.8	1.7	1.7	3	0	0	2	0
高松	11月1日	11	8	8	3	5	3	1	1	1	0	1	2	2	6	0	0	0	2	1.6	1.9	0	3	4	1	2
福岡	10月29日	9	7	6	0	2	0	0	0	1	0	0	4	1	2	0	1	1	1.7	2.2	1.7	0	2	1	2	1
		122	107	97	21	34	14	5	6	12	11	5	30	19	42	3	16	19	14.7	15.4	15.4	7	29	36	21	15

注1)数値は人数を示す。なお、「Ⅳセミナーの内容評価」の数値のみは、選択肢の番号の合計を回答者数で除したもので、小さい値の方が評価が高いことを示す。

注2)福岡会場の個別相談会参加者は、相談会のみ参加。

【主な記載内容】

Ⅱの「9その他」

○仙台(プレカット、流通業、製材市場、木材協同組合、製材業、木材、建材販売、総合建設業)
○名古屋(プレカット、集成材製造、建材問屋、型枠大工)
○広島(県庁)
○福岡(行政、木材チップ製造、ホームセンター)
○東京(プレハブ住宅メーカー、総合建設業、公益法人、住宅メーカー)
○大阪(プレカット、家具、造作材製造、家具製造販売、木材加工)
○高松(プレカット)

Ⅲの「サイト名」、「団体名」、「その他」

○札幌(団体名:札幌林業土木協会／その他:上司)
○東京(団体名:リビングアメニティ協、プレ協、日建連、JBN／その他:同僚、プレ協、社内)
○大阪(団体名:住木センター、日建連／その他:同僚、他社)
○福岡(団体名:日本DIY協会／その他:福岡県)
○仙台(その他:岩手林業新報)
○名古屋(団体名:日本合板商業組合、日本型枠工事業協会／その他:東海型枠組合、木材新聞)
○広島(その他:社内での案内)

Ⅵ感想

○札幌　・勉強になりました。
○東京　・登録の意義等以降の説明は極めて分かりづらい。
・現在、合法木材、CoCで対応しており、登録を行う必要性を感じない。
・大まかな概要を理解することができました。その他詳細については個別に相談させて頂きます。貴重なお時間をありがとうございました。
・資料がすばらしいです。登録済事業者一覧がありました。社内で説明するのに説得力をもち、助かります。
○名古屋・できれば、製材、集成材、LVL等、EWの製造業者を対象とした説明会があると助かります。
○大阪　・クリーンウッド法のメリット、デメリットがわからない。
・おおまかな金額を教えて欲しかった。
・現時点での法律の認知度が低いために、登録事業者へのメリットがあまり感じられません。今後の認知度の向上を願います。又、建設業に於いての年度報告がかなり繁雑になると感じる。
・登録はそんなにむずかしいとは思わないが、メリットがあまり感じない。
○広島　・クリーンウッド法に関しては初心者でしたが、概要を理解する良い機会となりました。
・今後エコポイント等の取あつかいがあれば登録もふえると思います。
・第1種木材関連事業者が登録すれば、第2種事業者が登録する必要はないのでは・・・。違法伐採などされていない・・と思っているのが消費者です。元を正せば良いと思います。
○高松　・特に現時点での必要性は感じないが、検討している。
・消費者への認知を高めないと、登録事業者としてのメリットは感じられない。法的に守っていく事は我々の責務だと強く思うが、登録費用等を考慮すればメリットよりも継続のコストを考えて決断したい。
○福岡　・一種の登録費用(手数料)が分りにくかったです。

Ⅲ　まとめ

1　本事業実施の成果について

(1) アンケート調査による普及

アンケート調査票の送付に合わせて、パンフレットを添付するなどして、関係団体の調査票送付対象者約 2,500 社に対してクリーンウッド法の普及を図った。

(2) セミナー・個別相談会の成果

全国 8 ブロックでセミナーを開催し、総計 107 名の参加者に対して、本事業で作成したパンフレット、法令等の資料集等に基づき、クリーンウッド法の意義や登録方法等についての説明を行った。

また、個別相談会への参加社数は、全体で 15 社であったものの、事前相談等につながっている会社が 5 社(うち 2 社登録済)みられたことは、着実な成果といえる。

2　登録を促進するためには（今後の課題）

本事業における運営委員会の開催、事業者アンケート調査、セミナー・個別相談会の開催等の中で出された多様な意見等を整理・分類したうえで、登録を促進するための今後の課題を検討した。

(1) クリーンウッド法の普及について

ア　事業者への普及について

アンケート結果から、クリーンウッド法を知らないという木造建築工事業者が3割いることが分かった。また、「アンケートへの回答者が少ないのは、クリーンウッド法への関心が低いからではないか」、「クリーンウッド法を知らなかったので業界団体への講習機会を持った方がいい」などの意見があった。

イ　消費者への普及について

「消費者から登録を求められていないので事業者の腰が重い」、「消費者にもわかる表示マークを作ってはどうか」、「違法伐採の可能性がある場合でもそのリスクが一般に認識されていない」、「消費者への認知度を高めないと登録事業者としてのメリットは感じられない」などの意見があった。

ウ　セミナーについて

セミナーの実施方法については、「コツコツ実施する」、「他の支援事業等との抱き合わせで開催」、「登録事業者の成功体験を知らせることが効果的」、「工務店が集まる団体等のイベントへ出向いて開催」、「SDGs のセミナーの開催方法が参考になるのではないか」などの意見があった。

<課題>今回のアンケート調査の回答をみると、建築・建設関連事業者の中で、クリーンウッド法を知らない事業者が約 2 割を占め、木造建築工事業では 3 割となっていたことなどから、今後も普及の必要性は高いと考えられる。

特に建築・建設関連事業者は消費者に直に接することから、登録のインセンティブとなる消費者に対する普及が重要といえる。

このため、多数の建築・建設関連事業者と消費者に対して、どのようにして普及を図っていくかが課題となっている。

また、普及手段としてのセミナーの開催方法についても、多くの事業者が集まっている場で開催するなどの工夫をすることが必要である。

(2)　登録のメリット、デメリットについて

「登録を促進するためには直接的なメリットを示すべきではないか」、「登録しないことのデメリットも示すべきではないか」、「登録のメリットとしてはクリーンな会社というアピールしかない」、「現時点での法律の認知度が低いために登録するメリットがあまり感じられなかった」などの意見があった。

<課題>今回実施したセミナーにおいては、登録のメリットとして、特に登録していない会社との差別化等を説明してきたが、今後は、違法伐採木材を排除するために、従前の森林認証等によるものだけではなく、なぜ、各国で法律への位置づけが必要になったのかといった法律のねらいについて、SDGs などに至る世界的な動きの中に位置付け、クリーンウッド法の意義をより明確に説明することが有効ではないかと考えられる。

(3)　建築・建設関連事業について

「建築・建設関連事業者には零細な事業者が多い中で、最初に大きな企業の登録を進めることが肝要」、「ゼネコンは木材等の購入も含め外部発注するため登録を要しないのではないか」などの意見があった。

<課題>登録促進に努めるなかで、木材等の取扱いの多い建築・建設関連事業者のみならず、建築・建設関連事業者数の多くを占める地域の工務店等に登録を促す方法を検討することも必要である。

(4) 第 1 種木材関連事業者をはじめとする木材の供給側について

「登録促進に向けた国の具体的な目標と取組状況（特に第1種）を示すべき」、「登録に当たっては木材供給先の協力が必要」、「調達先の企業のCW法対応の準備ができていないケースが多い」、「(セミナーで示された)登録事業者の一覧は社内を説得するのに役立つ」などの意見があった。

<課題>クリーンウッド法の基本方針においては、合法性の確認を最初に行う第 1 種木材関連事業者をはじめとする木材の供給者側からの登録を促す取組を重点的に行うとされている。そのため、第1種木材関連事業者の登録促進に関する取組状況等の情報を、建築・建設関連事業者等の第 2 種木材関連事業者に積極的に提供することにより、第 2 種木材関連事業者の登録促進にもつながると考えられる。

(5) 登録申請と事務負担について

ア 登録申請について

「登録申請にあたっては、どの登録実施機関で登録すればよいのか迷う」、「書類の様式が分かりにくいので標準書式を作ってほしい」、「審査・登録手数料等についてわかりやすくしてほしい」、「各都道府県段階に申請窓口を設けると登録しやすいのではないか」などの意見があった。

イ 事務負担について

「事務負担や費用負担が発生するため登録申請を躊躇している」、「年度報告・書類の保管・管理体制の構築等の事務負担を軽減してほしい」、「建設業において年度報告がかなり煩雑になると感じた」などの意見があった。

<課題>クリーンウッド法の普及に際し、事務手続方法の説明も行いつつ、事業者との登録申請や年度報告の手続きを進めていく中で、事業者の意見や対応状況を把握するとともに、登録実施機関等による連絡・調整を行うなどして、改善すべきところは改善していくことが必要である。

(6) 先行の取組等について

「違法伐採をしている事業者やその木材を扱う事業者を公表できるようにしてはどうか」、「すでに合法木材認定や森林認証をもって合法性をアピールしている」、「現在合法木材と CoC 認証とで対応しており、クリーンウッド法登録の必要性を感じない」などの意見があった。

<課題>これらの意見は、クリーンウッド法がその趣旨を含め十分普及されていないことの表

われと言える。なお、今後、林野庁ガイドラインに基づく合法木材の取組との関係及びクリーンウッド法施行後の取組状況についての検討がそれぞれ予定されている。

＜ 資 料 ＞ 林野庁及び 4 登録実施機関がセミナーにおいて説明した資料

1　クリーンウッド法の概要と意義について(林野庁木材利用課)

2　クリーンウッド法の事業者登録について（公財・日本合板検査会）

3　第二種木材関連事業者の登録申請手続等について(公財・日本住宅・木材技術センター)

4　クリーンウッド法における登録木材関連事業者(一財・日本ガス機器検査協会)

5　クリーンウッド法に基づく登録手続きについて(一財・建材試験センター)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要と意義について

林野庁木材利用課
平成30年10月

世界の動き

環境破壊の進行

気候変動

児童労働などの人権問題

名古屋議定書の採択　2010（遺伝資源の利用）

- 2017年8月～我が国で効力発生
- 海外の遺伝資源の適法取得ルール（ABS指針）施行

SDGsの採択　2015（持続可能な開発目標）

- 2030年を年限とする17の目標、169のターゲット
- 林業の成長産業化

パリ協定の採択　2015（気候変動への対応）

- 2050年に温室効果ガス80%減
- 2100年にほぼゼロまたはそれ以下

COP22の様子

1

消費者や投資家の動き

反倫理的活動への批判

- 様々な問題がSNS等の発達により拡散しやすい状況
- 反倫理的活動の発覚
  →株価下落
  →不買運動
- 対応しないリスク＞対応するコスト

ESG投資家の登場

- 国連の責任投資原則（PRI）に1800以上の機関が署名
- 投資総額約2500兆円（世界投資の1/4）
- 日本でも2015年9月にGPIFが署名

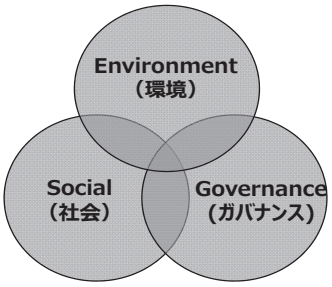

求められる合法性・持続可能性への対応
「見えない価値」が重視

見える価値	＋	見えない価値
価格、機能、品質、デザイン		環境保全、労働安全、人権保護

2

クリーンウッド法制定の経緯

○H17（2005） グレンイーグルス・サミット（英国）
日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

○H18（2006）木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン
（世界に先駆けて実施）

・対象を民間にも拡大
・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

○欧米における法律の制定
（米）レイシー法（2008）
（欧）EU木材規則（2013）英、独、仏、伊など
（豪）違法伐採禁止法（2014）

2018年10月（韓国）違法伐採関連法令施行

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

○H28（2016） 伊勢志摩サミット
日本における違法伐採対策の強化を発信

3

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

定義
- 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［2条1項］
- 合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［2条2項］

国

主務大臣
- ◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定［3条］
- 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める［6条］。
- 上記事項を勘案して、指導及び助言を行う［7条］。
- 木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う［33条］。

◎国の責務［4条］
- 必要な資金の確保
- 情報の収集及び提供
- 登録制度の周知
- 事業者及び国民の理解を深める措置 等

◎適切な連携［31条］
◎国際協力の推進［32条］

事業者
◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない［5条］。

木材関連事業者
…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者［2条3項］

登録木材関連事業者
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「**登録木材関連事業者**」という名称を用いることができる［8条、13条1項］。
  ※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり［13条2項、37条］。

申請 → 登録

登録実施機関［5章］

※ 施行日 ： 平成29年5月20日　※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

4

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進（流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと）

事業者は

そのために

○事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める（第5条）
○木材及びその製品（省令で定義）を製造・加工・輸入・販売（消費者への販売を除く）する又は木材を使用して建築等をする事業者（木材関連事業者）は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等（DD（デューデリジェンス）等）を行う（第6条）
○上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる（第13条）

国は

そのために

○諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する（第4条）
○法の意義を国民・事業者に広報する（第4条）
○木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う（第7条、第33条）
○登録木材関連事業者の優良な取組を公表する（第4条）
○諸外国・民間団体等と連携・協力する（第31条、第32条）

5

対象物品【2条1項関係】

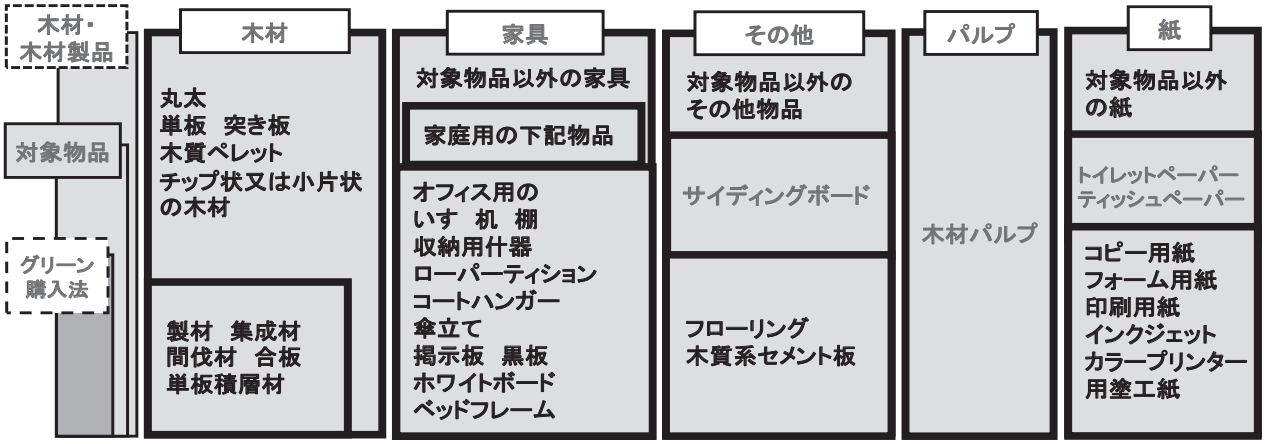

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

6

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

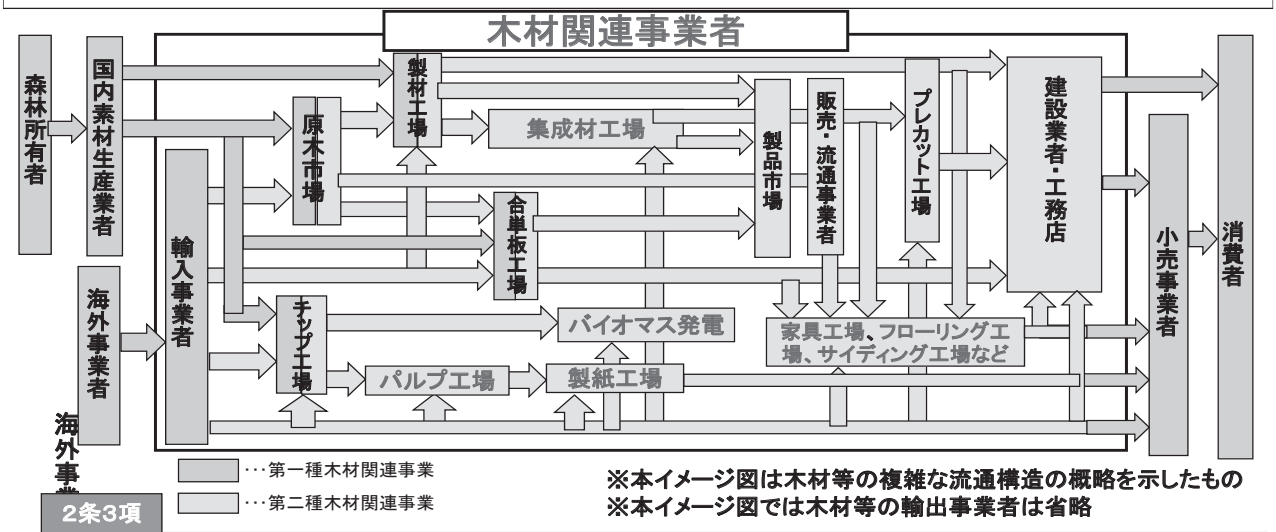

※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

7

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】

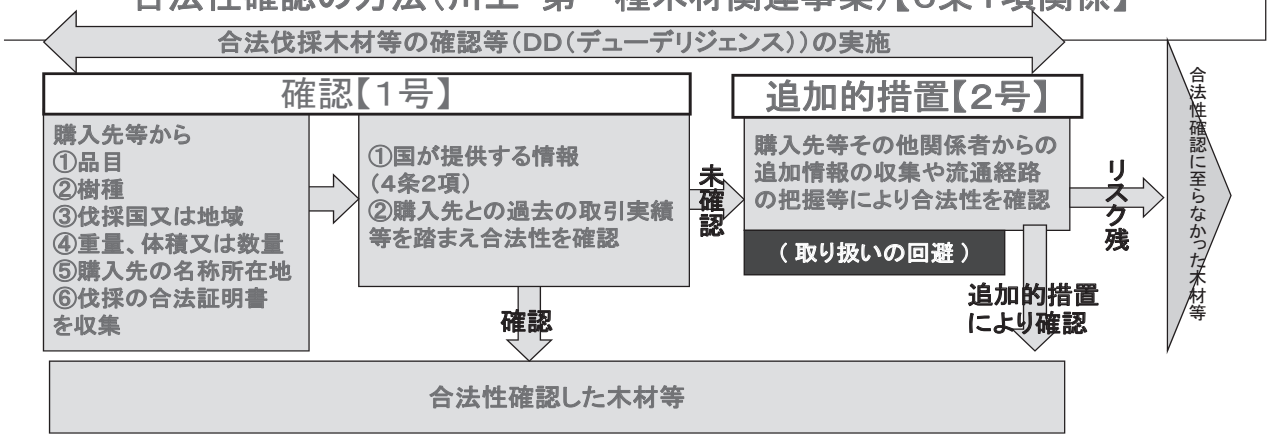

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

8

合法性確認の方法（川下・第二種木材関連事業）【6条1項関係】

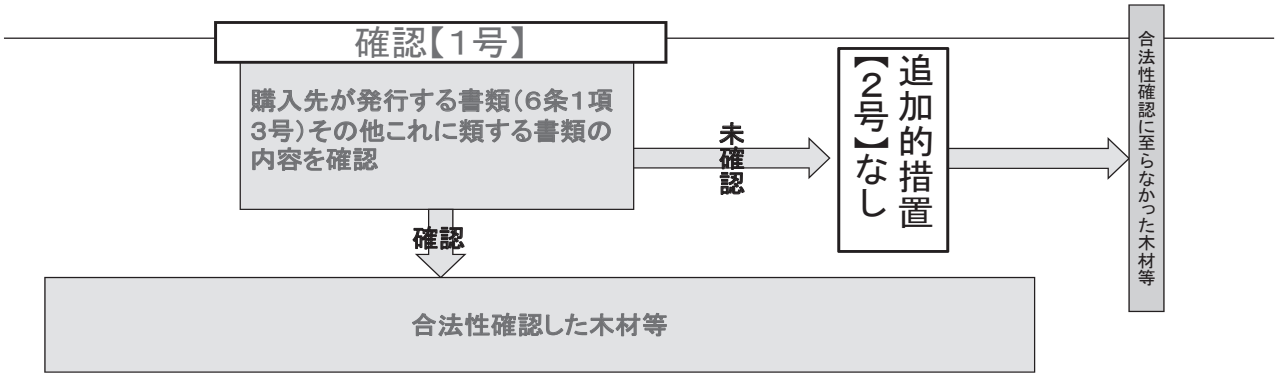

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

9

情報提供サイト 「クリーンウッド・ナビ」

□ 林野庁ホームページ内に公開　http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html

10

木材関連事業者の登録

8条

木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第16条から第18条までの規定により主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

登録木材関連事業者は、木材関連事業者と何が異なるのか。	登録木材関連事業者は、木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告することになっています。これらを通じて、登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めて頂くことになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると考えています。
登録に必要な要件は何か。	「登録木材関連事業者」の登録には、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。 このため、登録申請者においては、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（又は既存の行動規範の見直し）が含まれます。 また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。

11

合法伐採木材の利用を拡大するために

★目指すべきは、信頼性の高い合法性確認された木材のサプライチェーンの構築

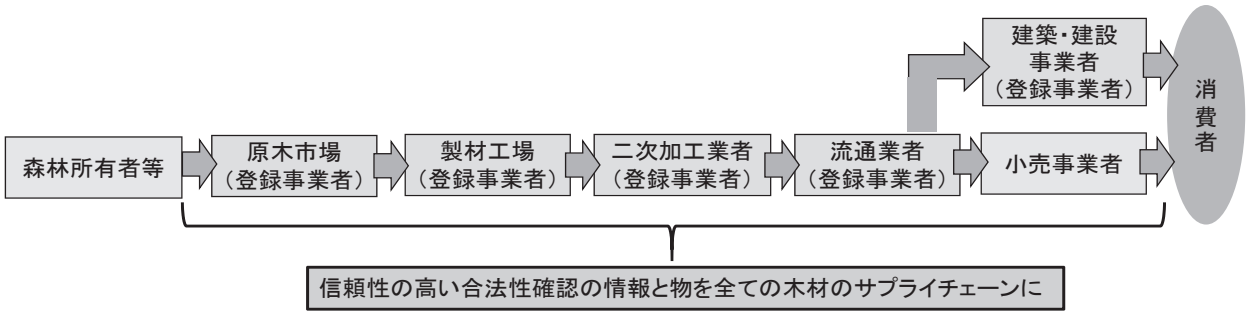

12

登録する事業の範囲【9条1項関係】

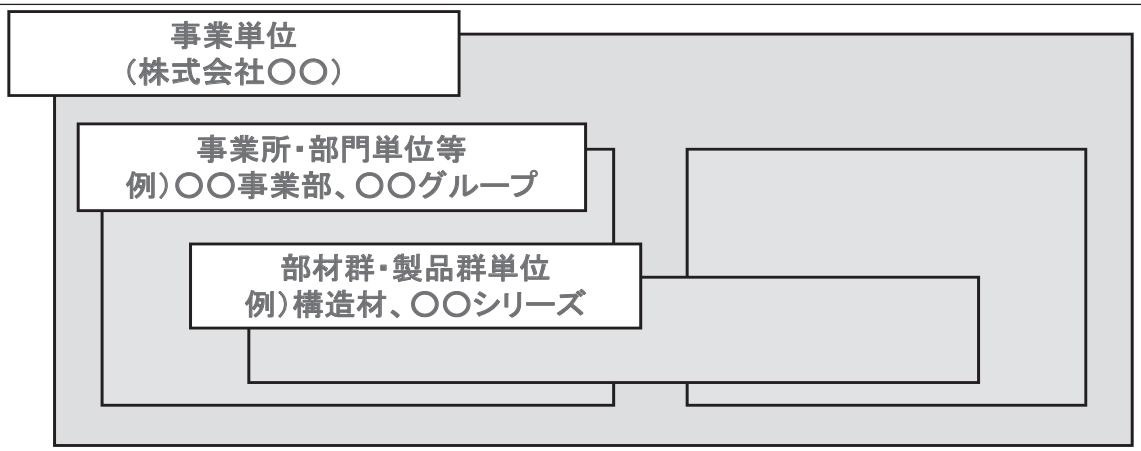

9条1項　…第一種木材関連事業　…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

13

登録実施機関一覧（平成29年10月17日登録）

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部（東京都港区） ②北海道検査所（北海道札幌市） ③東北検査所（岩手県盛岡市） ④東京検査所（埼玉県草加市） ⑤名古屋検査所（愛知県名古屋市） ⑥大阪検査所（大阪府大阪市） ⑦中国検査所（島根県松江市） ⑧九州検査所（福岡県北九州市）	第一種 第二種	⑴木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ⑵木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ⑶木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	⑴木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業（⑵に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） ⑵木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	⑴木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ⑵木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ⑶木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	⑴木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業（当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。） ⑵木質バイオマスを用いた発電事業（当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。）
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	⑴木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 ⑵木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 ⑶木質バイオマスを用いた発電事業

14

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録状況
（平成３０年１０月１２日現在）

○木材関連事業者の登録件数　合計139件

【内訳】
第一種木材関連事業　67件
（うち、第二種木材関連事業との同時登録は56件）

第二種木材関連事業　72件

15

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧（平成３０年１０月１２日現在）

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
1	住友林業株式会社	木材建材事業本部	第一種、第二種
2	三基型枠工業株式会社	本社、新木場、栃木支店、沖縄支店	第二種
3	マツシマ林工株式会社	本社工場、京都園部工場	第二種
4	ニチハ株式会社	名古屋工場、いわき工場、下関工場、習志野工場、衣浦工場、高萩工場	第二種
5	シーシー・ジー株式会社	シーシー・ジー株式会社	第二種
6	株式会社　ＧＡＮＺ　ＰＬＵＳ	株式会社　ＧＡＮＺ　ＰＬＵＳ	第一種、第二種
7	吉野銘木製造販売株式会社	木材事業部	第一種、第二種
8	株式会社金幸	事業所	第一種、第二種
9	伊藤忠建材株式会社	東京本社、関西支社、北海道支店、北東北支店、東北支店、関東支店、新潟支店、静岡支店、中部支店、北陸支店、四国支店、中国支店、九州支店	第一種、第二種
10	新潟合板振興株式会社	新潟合板振興株式会社　工場	第二種
11	池見林産工業株式会社	本社工場、佐野工場、戸次工場	第二種
12	大亜木材株式会社	大亜木材株式会社	第一種、第二種
13	パナソニック　エコソリューションズ　内装建材株式会社	パナソニック　エコソリューションズ　内装建材株式会社　群馬工場	第二種
14	住友林業フォレストサービス株式会社	東日本事業部、西日本事業部、九州事業部、北海道事業所、四国事業所	第一種、第二種
15	株式会社　アイベツ	株式会社　アイベツ	第一種、第二種
16	株式会社ランバーテック工業	株式会社ランバーテック工業	第一種、第二種
17	秋田県素材生産流通協同組合	秋田県素材生産流通協同組合	第一種
18	株式会社　イクタ	株式会社　イクタ　本社工場	第二種
19	ナイスプレカット株式会社	幸浦工場、木更津工場、九州工場、石岡工場、滋賀工場、仙台工場	第二種
20	株式会社日亜パートナーズ	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種
21	ナイス株式会社	輸入材仕入部、仕入部、商品開発部、ウッドランド営業部、木材利用開発部、国産材振興室、住宅システム事業部、リビングMD事業部、首都圏プレカット営業部、東北営業部、関東営業部、首都圏第一営業部、首都圏第二営業部、中央営業部、関西営業部、中国営業部、四国営業部、九州営業部、木構造事業部、工事部、事業推進事業部、生産管理部	第一種、第二種
22	カリヤアネックス株式会社	カリヤアネックス株式会社	第二種
23	リセン商事　株式会社	苫小牧本社、旭川営業所	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
24	有限会社　東林業	有限会社　東林業、チップ事業部	第一種、第二種
25	株式会社テーオーフォレスト	木材事業部：札幌支所、函館支所、帯広営業所、青森営業所、盛岡支店、仙台支店、東京支店、埼玉支店、名古屋営業所、大阪支店、九州支店、夕張工場、北見工場 住宅事業部：函館支店、青森支店	第一種、第二種
26	住友林業株式会社	住宅事業本部資材流通部	第二種
27	株式会社アサノ不燃	株式会社アサノ不燃	第二種
28	ファーストプライウッド株式会社	ファーストプライウッド株式会社LVL工場	第二種
29	双日与志本林業株式会社	双日与志本林業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
30	双日北海道与志本株式会社	双日北海道与志本株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
31	株式会社キーテック	木更津工場、営業本部	第二種
32	株式会社エフトレーディング	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
33	O&C ファイバートレーディング株式会社	Ｏ＆Ｃファイバートレーディング株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
34	王子木材緑化株式会社	王子木材緑化株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
35	王子グリーンリソース株式会社	王子グリーンリソース株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
36	王子製紙株式会社	王子製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
37	王子マテリア株式会社	王子マテリア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
38	王子エフテックス株式会社	王子エフテックス株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
39	王子イメージングメディア株式会社	王子イメージングメディア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
40	王子ネピア株式会社	王子ネピア株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
41	王子キノクロク株式会社	王子キノクロス株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
42	王子グリーンエナジー江別株式会社	王子グリーンエナジー江別株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
43	王子グリーンエナジー日南株式会社	王子グリーンエナジー日南株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
44	大阪製紙株式会社	大阪製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
45	大王製紙株式会社	大王製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
46	中越パルプ工業株式会社	中越パルプ工業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
47	中越パルプ木材株式会社	中越パルプ木材株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
48	中越緑化株式会社	中越緑化株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
49	特種東海製紙株式会社	特種東海製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
50	新東海製紙株式会社	新東海製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
51	日本製紙株式会社	日本製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
52	兵庫パルプ工業株式会社	兵庫パルプ工業株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
53	北越紀州製紙株式会社	北越紀州製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
54	北越東洋ファイバー株式会社	北越東洋ファイバー株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
55	丸三製紙株式会社	丸三製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
56	丸住製紙株式会社	丸住製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第二種
57	三菱製紙株式会社	三菱製紙株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
58	レンゴー株式会社	レンゴー株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
59	レンゴーペーパービジネス株式会社	レンゴーペーパービジネス株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種、第二種
60	日成共益株式会社	日成共益株式会社 化学品第2部	第一種、第二種
61	積水ハウス株式会社	東北工場、関東工場、静岡工場、山口工場	第二種
62	佐藤林業　株式会社	佐藤林業　株式会社、津別工場	第一種、第二種
63	和光木材　株式会社	和光木材　株式会社	第二種
64	ウッドファースト株式会社	新潟本社工場、徳島製材工場	第二種
65	新潟県森林組合連合会	新潟県森林組合連合会	第一種
66	永大産業株式会社	建材事業部、敦賀建材工場、山口建材工場	第一種、第二種
67	ミャンマーチーク販売株式会社	ミャンマーチーク販売株式会社	第一種、第二種
68	株式会社　佐藤商店	株式会社佐藤商店	第二種
69	南海プライウッド株式会社	朝日町保税倉庫、長尾物流センターA棟、長尾物流センターB棟、志度工場	第一種、第二種
70	篠崎木工株式会社	資材部（営業部門）、石塚工場、藤岡工場、宮城工場	第二種
71	丸玉木材株式会社	丸玉木材株式会社津別工場、舞鶴工場、茨城工場、札幌支店、大阪支店	第一種、第二種
72	阿寒木材株式会社	阿寒木材株式会社	第一種
73	津別単板協同組合	津別単板協同組合	第二種
74	伊藤忠商事株式会社　生活資材第一部	生活資材第一部	第一種
75	吉田製材株式会社	吉田製材株式会社	第二種
76	株式会社マルホン	株式会社マルホン　本社、東京支店	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
77	協和木材株式会社	塙工場、集成材工場、新庄工場、塙工場　営業部、新庄工場　営業部	第一種、第二種
78	江間忠木材株式会社	本社　営業本部、九州営業部、大阪営業所、仙台営業所	第一種、第二種
79	江間忠ホームコンポーネント株式会社	嵐山工場、野田工場	第一種、第二種
80	江間忠ウッドベース株式会社	蒲郡工場、羽島工場	第二種
81	江間忠ウッドベース鹿島　株式会社	江間忠ウッドベース鹿島株式会社　本社工場	第二種
82	江間忠ウッドベース姫路　株式会社	本社プレカット工場	第二種
83	株式会社　EWBトーア	美里工場	第二種
84	江間忠ラムテック株式会社	本社集成材工場	第二種
85	江間忠ソレックス株式会社	埼玉営業所	第二種
86	北日本索道株式会社	皆瀬工場、稲川工場、雄物川工場	第一種、第二種
87	ニチハ株式会社	名古屋工場、いわき工場、下関工場	第二種
88	ニチハマテックス株式会社	習志野工場、衣浦工場	第二種
89	高萩ニチハ株式会社	高萩工場	第二種
90	朝日ウッドテック株式会社	本社、忠岡工場、忠岡第二工場、TS工場、岸和田工場、東京支店、北海道出張所、東北営業所、北関東営業所、東京西営業所、神奈川営業所、北陸営業所、名古屋営業所、広島営業所、四国営業所、九州営業所	第二種
91	株式会社　若林木材	株式会社　若林木材	第二種
92	大阪府森林組合	南河内支店、木材共販所、河内長野木材加工所、高槻森林資源加工センター、能勢木材加工センター、南河内林業総合センター	第一種、第二種
93	住友林業クレスト株式会社	鹿島工場、静岡工場、購買物流部、産業資材部（静岡営業課、静岡営業課（徳島）、名古屋営業課、広島営業課、広島営業課（福岡）	第二種
94	TOTOマテリア株式会社	TOTOマテリア株式会社	第二種
95	K&Kコヤマ株式会社	K&Kコヤマ株式会社　本社工場	第二種
96	双日株式会社 林産資源部	林産資源部	第一種
97	株式会社 角繁	株式会社 角繁　本社、事業センター、男鹿営業所、山形支店、仙台支店、宮城営業所、福島支店、いわき営業所	第二種
98	アイプライ株式会社	アイプライ株式会社	第二種
99	株式会社茶甚	株式会社茶甚　本社	第二種
100	佐藤木材工業株式会社	本社・製材工場、元紋別チップセンター、遠軽営業所	第一種、第二種
101	やまさ共同組合	本社・集成材工場	第二種

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
102	エー・ピー・フロアー株式会社	第一工場、第二工場	第二種
103	パナソニック株式会社	ハウジングシステム事業部　建築システムビジネスユニット、ハウジングシステム事業部　住宅システム事業部推進部	第二種
104	株式会社　ダイウッド	株式会社　ダイウッド　上野工場	第二種
105	阪和興業株式会社	阪和興業株式会社の木材を取り扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
106	株式会社山西	名古屋店、西春店、津島店、豊田店、多治見店、藤岡店、高山店、鈴鹿店、岐阜店、プレカット事業部弥富工場、プレカット事業部亀山工場、ホームコンポーネント事業部藤岡工場、パナソニックリフォームクラブリファイントヨタ五ヶ丘株式会社山西	第一種、第二種
107	セトウチ化工株式会社	セトウチ化工株式会社　工場	第二種
108	株式会社ダイフィット	株式会社ダイフィット　和田工場	第二種
109	双日建材株式会社	双日建材株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場および事業場	第一種
110	SMB建材株式会社	東京本社、近畿営業一部、近畿営業二部、関西中部合板部、大阪建材資材部、中部営業部、北海道営業部、盛岡営業所、東北営業部、東北北海道合板部、新潟営業所、宇都宮営業所、関越営業部、静岡支店、北陸営業部、岡山営業所、四国営業所、中四国営業部、九州営業部、九州中国合板部、那覇営業所	第一種、第二種
111	株式会社 ティ・エス・シー	管理部、フロント営業部、本社・コア・山梨工場	第一種、第二種
112	株式会社カリヤ	株式会社カリヤ	第二種
113	佐伯広域森林組合	宇目工場、宇目共販所、佐伯共販所、中間土場、バイオマスチップ工場	第一種、第二種
114	遠野興産株式会社	岩石工場、山田第１工場、山田第２工場、石巻工場、北茨城工場	第一種
115	株式会社ワイス・ワイス	表参道本社	第二種
116	日本製紙木材株式会社	札幌営業所、旭川営業所、函館営業所、盛岡営業所、仙台営業所、酒田営業所、東京営業所、いわき営業所、富士営業所、名古屋営業所、伏木営業所、大阪営業所、徳島営業所、岩国営業所、福岡営業所、八代営業所、営業推進部、ボード営業部、新規事業部	第一種、第二種
117	株式会社ウッドワン	串度工場、豊橋工場、蒲郡工場、構造システム営業部、営業推進部	第一種、第二種
118	株式会社エヌ・シー・エヌ	東京本社	第二種
119	三基東日本株式会社	本社、北関東営業所	第二種
120	株式会社トライ・ウッド	株式会社トライ・ウッド製材工場、集成材工場	第一種、第二種
121	株式会社カンディハウス	購買本部、製造本部、本社営業国際事業本部、旭川支店、道央支店、仙台支店、東京支店、東京ショップ、東海支店、金沢支店、大阪支店、福岡支店	第一種、第二種
122	株式会社丸岩	株式会社丸岩	第二種
123	有限会社　勝川木材	本社、工場	第一種、第二種
124	青森県森林組合連合会	津軽木材流通センター、十和田木材流通センター、下北木材流通センター	第一種、第二種
125	大建工業株式会社	内装材事業部　三重工場、三重工場河芸工場	第二種

整理番号	登録事業者名	部門、事業所等	種別
126	双日九州株式会社	双日九州株式会社の木材を扱う全ての部門、事業所、工場及び事業場	第一種
127	株式会社　日田十条	本社工場	第一種、第二種
128	株式会社　エコビルド	プレカット事業部そーれ菊川工場	第二種
129	株式会社　安成工務店	下関支店、山口支店、宇部支店、周南支店、北九州貴店、福岡支店	第二種
130	株式会社　第三商行	サンテック事業部	第二種
131	トリスミ集成材株式会社	トリスミ集成材株式会社　生産部	第一種、第二種
132	株式会社　メーベルトーコー	株式会社　メーベルトーコー	第二種
133	院庄林業株式会社	久米工場、岡山工場、富士宮工場、プレカット工場、建材センター、開発営業本部	第一種、第二種
134	株式会社　汐見	株式会社汐見　営業部	第二種
135	東亜コルク株式会社	東亜コルク株式会社	第二種
136	豊永林業株式会社	本社、ストックポイント	第一種、第二種
137	株式会社　マルホ	営業部、第１工場、第２工場、第３工場、第５工場、第６工場	第一種、第二種
138	株式会社シェルター	本社、東京支社、プレカット工場	第二種
139	株式会社新和建設	株式会社新和建設本店	第二種

クリーンウッド法推進に向けた当面の取組

平成30年５月18日　クリーンウッド法推進連絡会議

１．木材関連事業者が行う合法性の確認等に係る取組

○合法性の確認等の取組に係る課題の把握及び負担軽減の検討
・木材関連事業者との情報交換・意見交換の実施

○合法性の確認を効率的に実施するための参考情報の収集・提供
・クリーンウッド・ナビ等により国が提供する参考情報の充実
・登録木材関連事業者による優良な取組に関する情報収集

○木材関連事業者による合法性の確認等の取組状況の把握
・未登録の木材関連事業者の取組状況について、調査等を通じて実態を把握

２．木材関連事業者の登録の促進に向けた取組

○登録実施機関、木材関連事業者との意見交換
・登録実施機関や木材関連事業者との意見交換を通じて、登録促進に係る課題を把握し、その改善策を検討

○木材関連事業者への働きかけ
・木材関連事業者を対象とした意向調査、セミナー・個別相談の実施

○木材関連事業者団体への働きかけ
・木材関連事業者団体との意見交換の実施及び登録促進の協力要請

○登録促進のためのインセンティブの創出
・登録することのメリット、あるいは登録しないことのデメリットを整理
（例：既存の合法性を証明する取組との関係性の整理等）

３．合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る取組

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義についての普及・啓発
・合法伐採木材等の利用促進に向けて、民間の団体や消費者等との意見交換を実施
・一般事業者や一般国民向けに普及・啓発の実施

22

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
（クリーンウッド法）の事業者登録について

（公財）日本合板検査会

平成30年10月

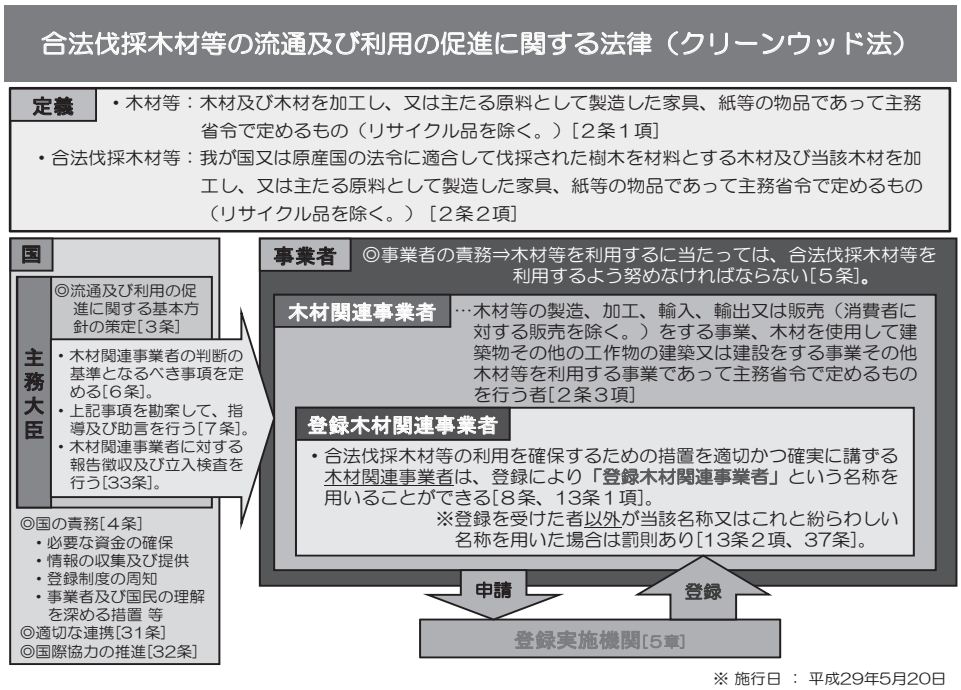

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
（流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと）

事業者は

そのために

○事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める（第5条）
○木材及びその製品（省令で定義）を製造・加工・輸入・販売（消費者への販売を除く）する又は木材を使用して建築等をする事業者（木材関連事業者）は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等（DD（due diligenceデューデリジェンス）等）を行う（第6条）
○上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる（第13条）

国は

そのために

○諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する（第4条）
○法の意義を国民・事業者に広報する（第4条）
○木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う（第7条、第33条）
○登録木材関連事業者の優良な取組を公表する（第4条）
○諸外国・民間団体等と連携・協力する（第31条、第32条）

法に基づき木材関連事業者が取り組む主な内容

木材関連事業者が取り組むべき措置

取り扱う木材等の合法性の確認等を行い、合法伐採木材等を利用するよう努める

確認の対象となる木材等

グリーン購入法の対象物品をベースに対応可能な品目を加えて制度運用を開始

確認のしかた

川上の木材関連事業者（輸入業者、丸太搬入業者等）【第一種木材関連事業】
⇒樹種・伐採地、証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認

川下の木材関連事業者（製紙業者、家具業者、流通業者、建築業者等）【第二種木材関連事業】
⇒購入先が発行する合法性を証明する書類に基づき合法性を確認

登録のしかた

川上の事業⇒事業全体を登録

川下の事業⇒部門・部材群・製品群ごとの登録が可能

→ 合法伐採木材等の流通利用の促進

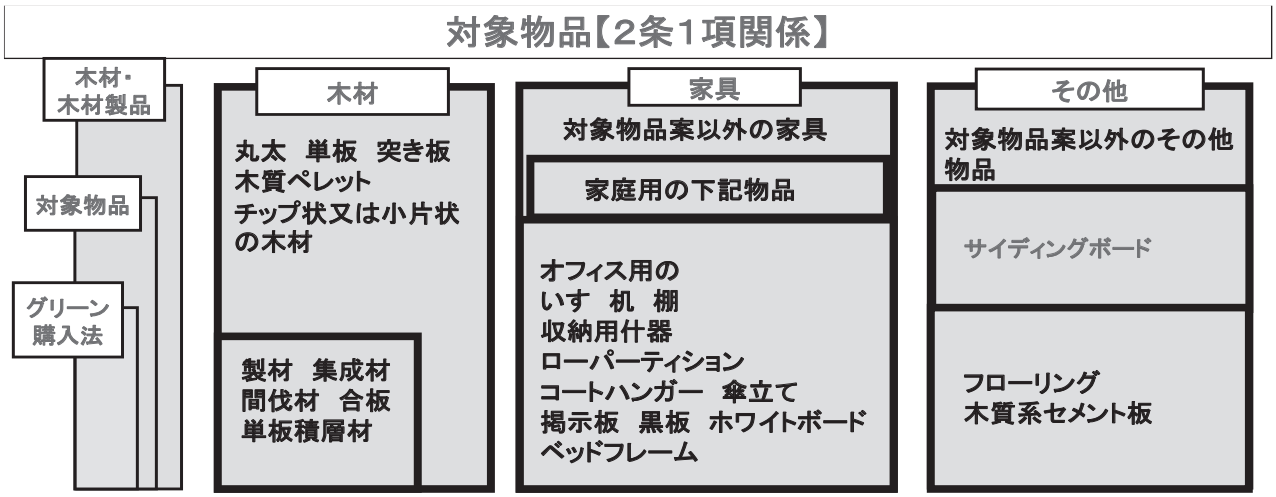

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ＆A

平成29年6月29日作成
平成29年11月20日追加

番号	問い	答え
（1）木材等について		
1	「木材」は具体的にどのようなものか。	本法の対象とする「木材」には、「丸太」の他、以下の①～④が該当します。 ①「ひき板及び角材」：縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。 ②「単板及び突き板」：合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。 ③「合板、単板積層材及び集成材」：合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどが該当。 ④「木質ペレット、チップ及び小片」：チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝結させたもの。 塗装や切断、湾曲などの加工を経ていても、これらに該当するものは「木材」となります。 なお、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。

3	合板型枠（合板と桟木を組み合わせたもの）は、本法の対象とする木材等に該当するのか。	該当しません。ただし、合板型枠の材料となる型枠用合板及び桟木は、「木材」に該当します。
3	「バイオマス発電事業」を行う者に自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれるのか。	木材関連事業者に該当するバイオマス発電事業者とは、電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者を指し、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれません。

対象物品【2条1項関係】

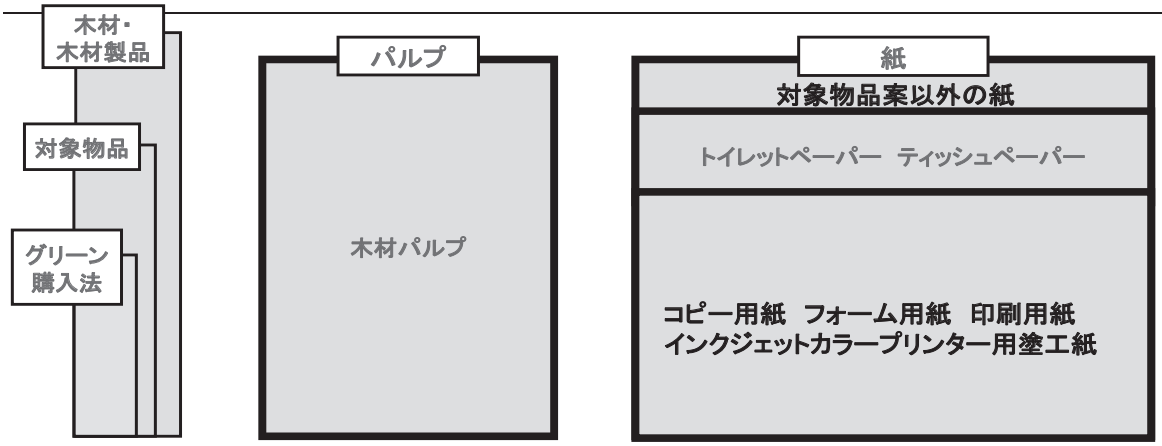

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

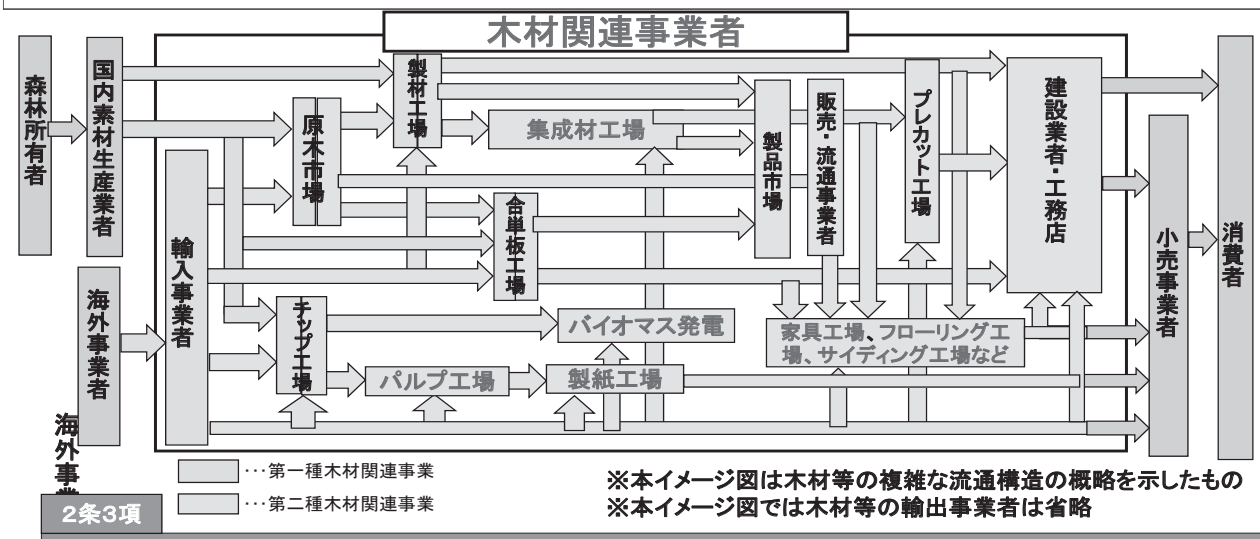

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

登録する事業の範囲【9条1項関係】

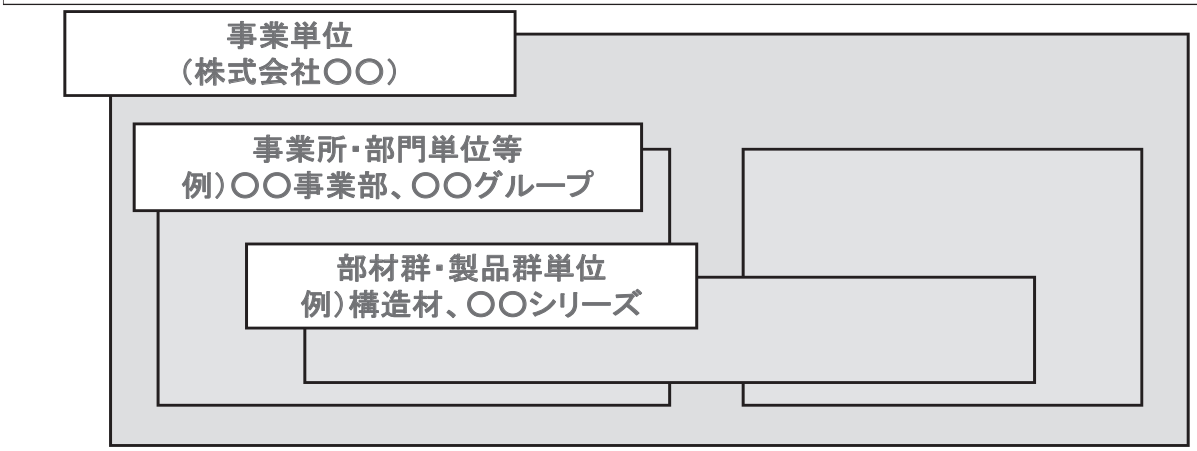

9条1項　…第一種木材関連事業　…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

3 （新）	登録に必要な要件は何か。	「登録木材関連事業者」の登録には、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。 このため、登録申請者においては、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（又は既存の行動規範の見直し）が含まれます。 また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。
4 （新）	連結子会社を含めたグループ企業、業界団体において、一括で登録できるのか。	登録実施機関が委任申請を受けることは可能です。ただし、申請を委任しているだけであって、申請者はあくまで個別事業者となります。 委任申請としては、小規模な事業者の登録を促進するため、業界団体等が委任を受けて申請することや、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により業界団体が取り組んできたことを活用するため、そのような業界団体が委任を受けて申請すること、連結子会社を含めたグループ企業において、親会社等が委任を受けてグループ内の企業の申請を行うことを想定しているものです。 なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。

7 （新）	木材等の製造や加工を別の事業者に委託する場合には、委託元と委託先のどちらが木材関連事業者となるのか。	木材等の製造・加工を行おうとする事業者が別の事業者に木材等の製造・加工を委託する場合、その委託形態は様々なものがあるものの、原則として、木材等の所有権を有し、合法性の確認等の措置を行い得る事業者が木材関連事業者になります。 例えば、委託元が原材料となる木材の所有権を有したまま、委託先に供給して製造や加工を行わせ、委託元が販売する場合には、委託元のみが木材関連事業者となります。 一方、委託先が木材を調達し、製造や加工だけでなく木材の所有権を有する場合には、委託先は木材関連事業者となります。これらの場合においても、分別管理については委託元と委託先が協力して行う必要があるため、体制を整備しておくことが必要です。 なお、委託元が設計等のみを行う場合など、木材の調達にも販売にも携わらない場合であっても、委託元が合法性の確認を行い得る場合には、当事者間の調整により委託元が木材関連事業者となることを妨げるものではありません。

7 （新）	第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受け取って第二種木材関連事業を行う部門がある場合、どのように合法性の確認等の措置を行えばよいのか。 また、第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業のいずれかのみを登録したい場合、どのように申請を行えばよいのか。 加えて、第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録する場合、一つの申請書で申請することは可能か。	第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受け取って第二種木材関連事業を行う部門がある場合には、合法性の確認は、第一種木材関連事業を行っている部門において、第一種木材関連事業者として行い、他の事業者への譲渡しの措置は、第二種木材関連事業を行う部門において第二種木材関連事業者として行うことになります。このため、部門間で合法性の確認の情報の伝達をしておく必要があります。 また、この場合に、例えば第一種木材関連事業のみを登録するにあたっては、第一種木材関連事業者としての措置（合法性の確認や部門間の情報伝達等）が適切かつ確実に実施されることが要件となり、第二種木材関連事業として行う措置については要件となりません。 第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録する場合は、1つの申請書で申請できます。なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。
10 （新）	登録木材関連事業者は合法伐採木材等しか取り扱えないのか。	登録木材関連事業者であっても、合法伐採木材等以外の木材等を取り扱うことは可能です。ただし、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができなかった木材等とは分別管理して、流通させる必要があります。

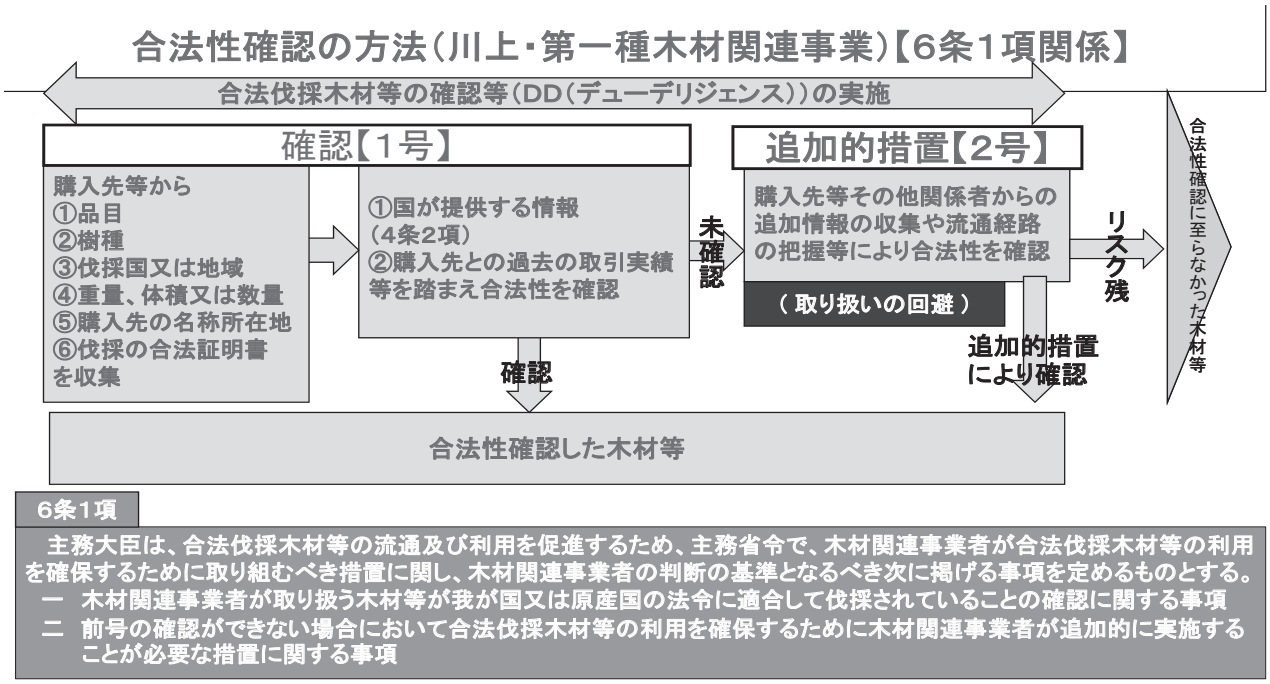

合法性確認の方法（川下・第二種木材関連事業）【6条1項関係】

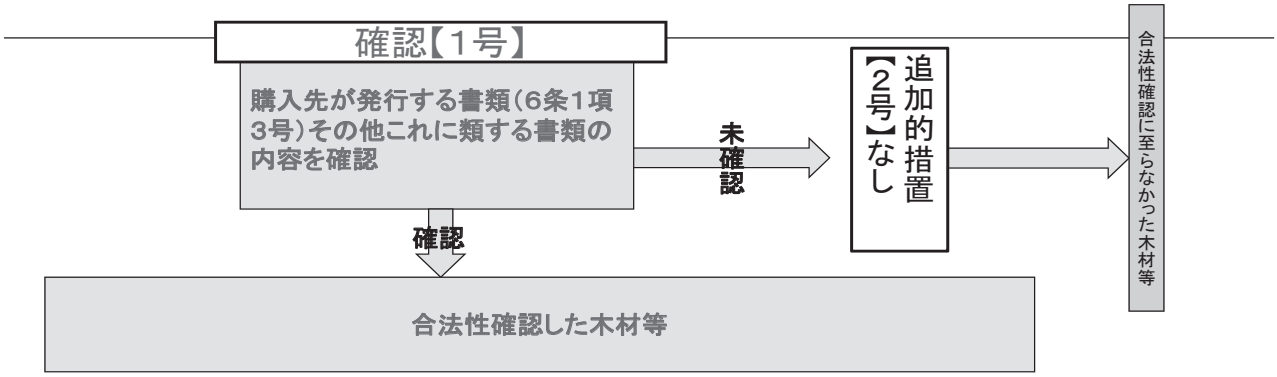

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

1（新）	判断基準省令第6条における「合法伐採木材等の分別管理」とは、何を分別するのか。また、分別の方法は倉庫の区画など物理的方法でなければならないのか。	合法性の確認ができた木材等とそれ以外の木材等に分別することを求めています。分別管理の方法は、明確に分別して管理できるのであれば、その方法は問いません。倉庫等において物理的に区画する方法のほか、例えば、ロット番号、バーコードなどを用いて管理することも想定されます。

登録までの流れ

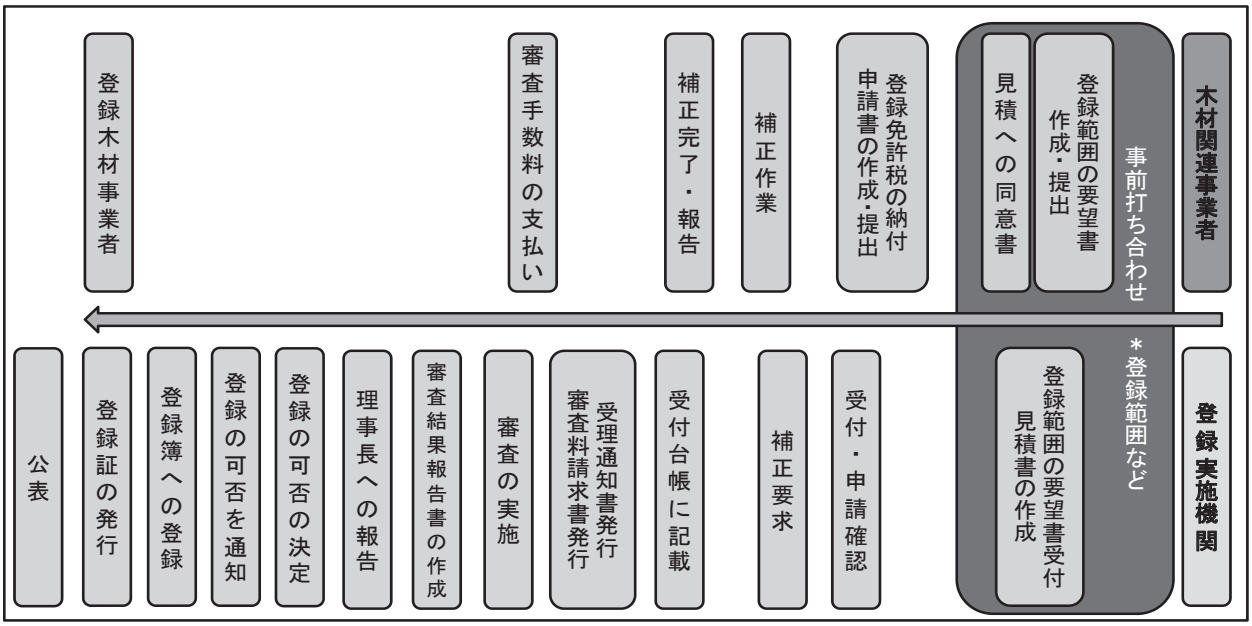
木材関連事業者
事前打ち合わせ
登録範囲の要望書作成・提出
見積への同意書
登録免許税の納付
申請書の作成・提出
補正作業
補正完了・報告
審査手数料の支払い
登録木材事業者
＊登録範囲など
登録範囲の要望書受付
見積書の作成
登録実施機関
受付・申請確認
補正要求
受付台帳に記載
受理通知書発行
審査料請求書発行
審査の実施
審査結果報告書の作成
理事長への報告
登録の可否の決定
登録の可否を通知
登録簿への登録
登録証の発行
公表

http://www.jpic-ew.net/work/cleanwood.shtml
JPIC-ew
ホーム
概要
業務案内
JAS制度
認定の受付
依頼試験申込み
規格書等申込み
認定等の公表
クリーンウッド法
業務案内｜クリーンウッド法
ホーム
お知らせ
加工木材事典
情報誌・パンフレット
JAS Statistics
スタッフから
ホルムアルデヒド情報
よくある質問
関連リンク
サイトマップ
登録実施機関
平成29年10月17日付けにて、本会はクリーンウッド法による登録実施機関の登録を農林水産省、経済産業省、並びに国土交通省の3省より受け、平成29年10月27日に官報に公示されました。
合法伐採木材等の利用の確保のための措置を適切かつ確実に行える否かの観点で審査を実施し、木材関連事業者の登録を行います。
登録実施事務規程→ PDFファイル
登録実施事務の方針→ PDFファイル
概要
クリーンウッド法「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」は平成28年5月20日に公布され、平成29年5月20日に施行となりました。
本法はグリーン購入法「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(H12.5.31日公布、H13.4.1施行)に続く新たな違法伐採対策法であり、国等の公的部門だけでなく、対象を民間事業者にも拡大、供給側のみならず需要者側も対象にしたものです。
「違法伐採」については確立された定義はありませんが、一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる伐採を指すものとされ、例えば、正規の許可を受けていない伐採、許可された量・サイズ以外の伐採、伐採禁止地域における伐採、伐採が禁止されている樹種の伐採等となります。
違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。

http://www.jpic-ew.net/work/cleanwood.shtml

お知らせ | 公益財団法人 日本... | 業務案内-クリーンウッド...

登録手続きの開始についての留意事項等

- 事前の打合せから行いますので、下記の「登録のご案内」、「登録範囲の要望書」、並びに添付資料をご覧いただき、ご一読いただきますようお願い申し上げます。
- 本会は、全国に７事業所があります。登録の問い合せを行う場合は、本部又は担当区域の事業所にお問い合せください。

事業所等一覧→ PDFファイル

登録のご案内（登録の手順、手数料等）→ PDFファイル

登録範囲の要望書→ Wordファイル

登録範囲の要望書（記載例）→ PDFファイル

添付資料1「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要等」（平成29年10月）→ PDFファイル

添付資料2「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」（平成29年9月15日版）→ PDFファイル

添付資料3「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るＱ＆Ａ」（平成29年11月20日追加版）→ PDFファイル

添付資料4「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」（平成29年5月23日）→ PDFファイル

※尚、添付資料につきましては、更新される場合がございますので、「クリーンウッド・ナビ」を合わせてご覧ください。
http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html

登録申請について

» クリーンウッド法のしくみについて既にご了知の会社、団体におかれましては、下記の登録申請に必要な提出書類を準備され、本部又は担当区域の事業所にご連絡のうえ、送付願います。

【提出書類】

□ 登録申請書　様式1→ Wordファイル

□ 登録申請書に係る 別表1 、別表2→ Wordファイル

http://www.jpic-ew.net/work/cleanwood.shtml

業務案内-クリーンウッド...

» 登録手数料一覧（税別となります。）

1．新規登録手数料

（1）事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金　額	備　考
第一種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	３２，０００円	登録事項確認手数料・登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10 ～ 29	４０，０００円	
	c.事業所等数 ３０以上	４８，０００円	
第二種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	３０，０００円	
	b.事業所等数 10 ～ 29	３８，０００円	
	c.事業所等数 ３０以上	５４，０００円	
第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	４８，０００円	
	b.事業所等数 10 ～ 29	５６，０００円	
	c.事業所等数 ３０以上	６８，０００円	

（2）林野庁の定める「木材・木製品合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証を得ている事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金　額	備　考
第一種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	３０，０００円	登録事項確認手数料・登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10 ～ 29	３８，０００円	
	c.事業所等数 ３０以上	４６，０００円	
第二種木材関連事業	a.事業所等数　9以下	２８，０００円	

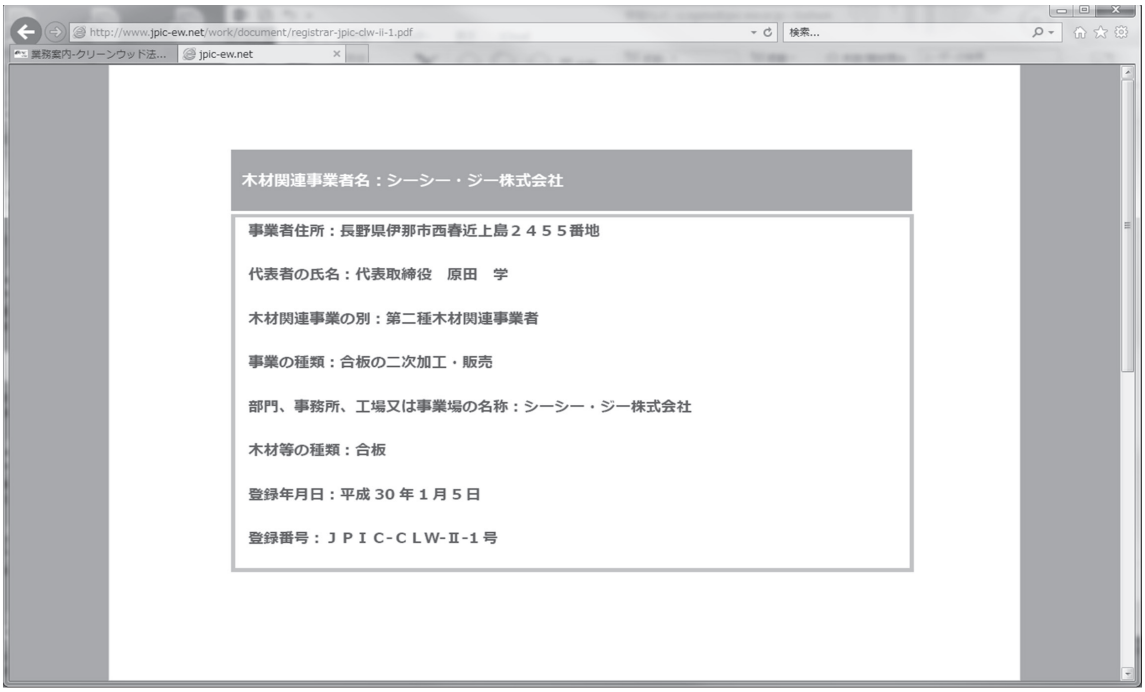

http://www.jpic-ew.net/work/document/registrar-jpic-clw-ii-1.pdf

業務案内-クリーンウッド法… jpic-ew.net

木材関連事業者名：シーシー・ジー株式会社

事業者住所：長野県伊那市西春近上島２４５５番地

代表者の氏名：代表取締役　原田　学

木材関連事業の別：第二種木材関連事業者

事業の種類：合板の二次加工・販売

部門、事務所、工場又は事業場の名称：シーシー・ジー株式会社

木材等の種類：合板

登録年月日：平成 30 年１月５日

登録番号：ＪＰＩＣ-ＣＬＷ-Ⅱ-１号

登録書（例）

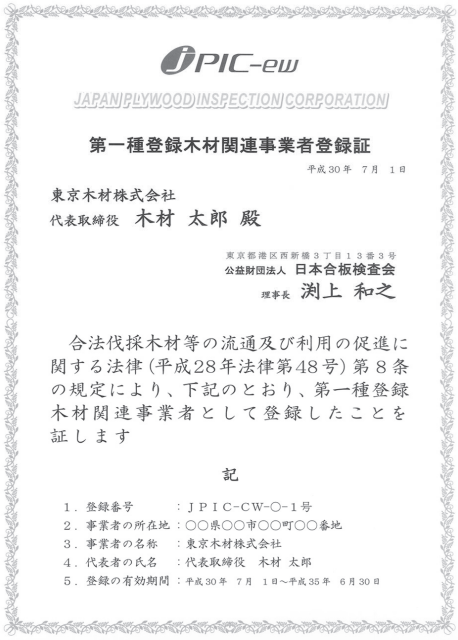

JPIC-ew

JAPAN PLYWOOD INSPECTION CORPORATION

第一種登録木材関連事業者登録証

平成30年　7月　1日

東京木材株式会社
代表取締役　木材　太郎　殿

東京都港区西新橋３丁目１３番３号
公益財団法人　日本合板検査会
理事長　渕上　和之

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第８条の規定により、下記のとおり、第一種登録木材関連事業者として登録したことを証します

記

１．登録番号　　：ＪＰＩＣ-ＣＷ-○-１号
２．事業者の所在地：○○県○○市○○町○○番地
３．事業者の名称　：東京木材株式会社
４．代表者の氏名　：代表取締役　木材　太郎
５．登録の有効期間：平成30年　7月　1日～平成35年　6月30日

公益財団法人 日本合板検査会	〒：105－0033　東京都港区西新橋3丁目13番3号　（ユニゾ西新橋3丁目ビル） TEL：（03）5776－2680、FAX：（03）3438－1360 Emil：info@jpic-ew.or.jp
北海道検査所	〒：003－0013　北海道札幌市白石区中央3条3丁目6番25号 TEL：011－833－0808、FAX：011－833－3222 Email：jpic-hkd@jpic-ew.or.jp
東北検査所	〒：020－0122　岩手県盛岡市みたけ1丁目5番49号 TEL：019－647－1660、FAX：019－647－1662 E-mail：jpic-thk@jpic-ew.or.jp
東京検査所	〒：340－0028　埼玉県草加市谷塚2丁目11番33号 TEL：048－928－3331、FAX：048－928－3333 E-mail：jpic-tky@jpic-ew.or.jp
名古屋検査所	〒：453－0855　愛知県名古屋市中村区烏森6丁目117番地 TEL：052－483－2225、FAX：052－483－2227 E-mail：jpic-ngy@jpic-ew.or.jp
大阪検査所	〒：559－0026　大阪府大阪市住之江区平林2丁目2番8号 TEL：06－6685－0255、FAX：06－6685－5134 E-mail：jpic-osk@jpic-ew.or.jp
中国検査所	〒：690－0825　島根県松江市学園1丁目9番8号 TEL：0852－25－5755、FAX：0852－25－5756 Email：jpic-cgk@jpic-ew.or.jp
九州検査所	〒：801－0841　福岡県北九州市門司区西海岸3丁目1番38号 TEL：093－321－3434、FAX：093－321－3435 E-mail：jpic-kys@jpic-ew.or.jp

登録免許税の納付方法について

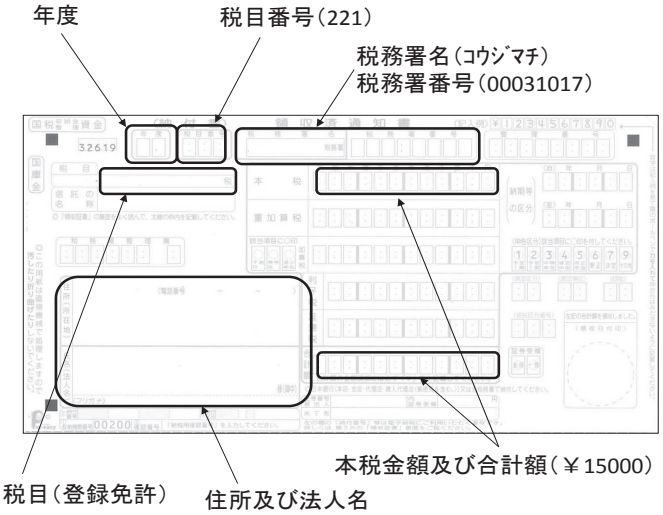

- 領収済通知書（3枚綴り）
  最寄りの税務署で入手できますが、麹町税務署以外の税務署で入手される場合は、税務署名、税務署番号が記載されていない様式を入手してください。
- 年度、税目番号（221）、税務署名（ｺｳｼﾞﾏﾁ）、税務署番号（00031017）、税目（登録免許税）、本税金額（￥15000）、合計額（￥15000）、住所、法人名を記入してください。
- 税務署、銀行、郵便局で納付してください。
- 領収印が入った領収証書の写しを提出してください。

ご清聴ありがとうございました。

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者登録のすすめ

第二種木材関連事業者の登録申請手続等について

平成30年10月3日(水) 於:フォレスト仙台

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

目 次

1 登録の意義
2 住木センターでの登録について
(1)登録対象事業
(2)登録手続きの流れと留意点
(3)第二種木材関連事業者が取り組むべき措置
(4)登録申請
(5)年度報告
(6)手数料
(7)その他

1　登録の意義

（1）クリーンウッド（CW）法について

○平成29年5月、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド（CW）法）」が施行されました。

○従前からの取り組みとしては、平成18年に「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」の基本方針改定により、政府が調達する木材等は、ガイドラインに基づき、合法性が証明されることが要件となったことがあります。

○このグリーン購入法は、民間調達が対象外であり、川下の工務店や家具製造等での取り組みが一部にとどまっている点など限定的なものでした。

3

○このため、クリーンウッド法においては、川上から川下までの登録を受けた木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために、民間調達を含め、取り扱う木材の合法性の確認、伝達等を行うことなどにより、国内全体における合法木材等の流通・利用を促進しようとする制度となっています。

4

(2)木材利用拡大の意義とリスク

○そもそも、木材はぬくもりのある自然素材として快適で健康的な住環境の形成に役立つことに加え、それ自体が炭素循環の中で再生産されるとともに、炭素の貯蔵庫であること、鉄やコンクリートなどの材料のように製造に大量のエネルギーを使わない材料であること等から、木材の利用拡大は地球温暖化の防止に貢献します。
○また、木材は循環利用できる地域資源ですから、持続的な地域経済社会の活性化にも貢献します。

○しかしながら、このような木材が、生産の過程で環境破壊につながることも少なくないことから、各国で森林法規が定められ、これに違反した違法伐採木材を排除していくことが重要となっています。

5

(3)違法伐採とその悪影響

○ 違法伐採とは、それぞれの国の法律に反して行われる伐採(伐採禁止区域での伐採、許可された量・区域を越えた伐採、先住民の権利を不当に侵害した伐採など。)のことです。
○ 違法伐採の主な悪影響として、以下のことが指摘されています。

① 伐採された地域の環境破壊

② 森林減少等による地球温暖化の進行

③ 適正なコストが反映されない不公正な貿易、取引による経済的損失

④ テロ組織等への資金供給

⑤ 木材に対する消費者のイメージ低下

6

(4)建築・建設関連事業者にとってのクリーンウッド法

○消費者の環境意識が高まる中で、違法伐採問題への取り組むなどの環境配慮型企業への社会的ニーズは大きくなっています。

○最終消費者に接している工務店等をはじめとする建築・建設関連事業者は、クリーンウッド法に基づき合法伐採木材等の利用促進に努めていることを直接消費者に伝え、消費者による合法伐採木材の選択を促すことのできる重要な役割を担っていると考えられます。

7

○このため、建築・建設関連事業者が、このような違法伐採問題などの地球環境問題や社会問題に取り組むことは、環境に配慮していることを社会にアピールするとともに、地域の消費者の信頼性を高めることにも繋がると考えられます。

8

HOWTEC

※以上より、考えられる登録のメリット

CW法に基づく登録木材関連事業者であることの明示により、無登録の事業者と差別化される。

従前のガイドラインによって合法性確認等に取り組んでいる事業者が、CW法に基づく登録により法律に位置づけられた事業者として評価される。

CW法に基づき、合法伐採木材の利用促進に努めることによって、地域社会や消費者の事業者に対する信頼性が向上するとともに、木造住宅(木材)の需要拡大に繋がる。

9

HOWTEC

○登録木材関連事業者という名称の使用(法第13条)例

例えば、名刺、のぼり、ホームページ、会社概要パンフ、商品カタログ、新聞のチラシなどに使うことができます。

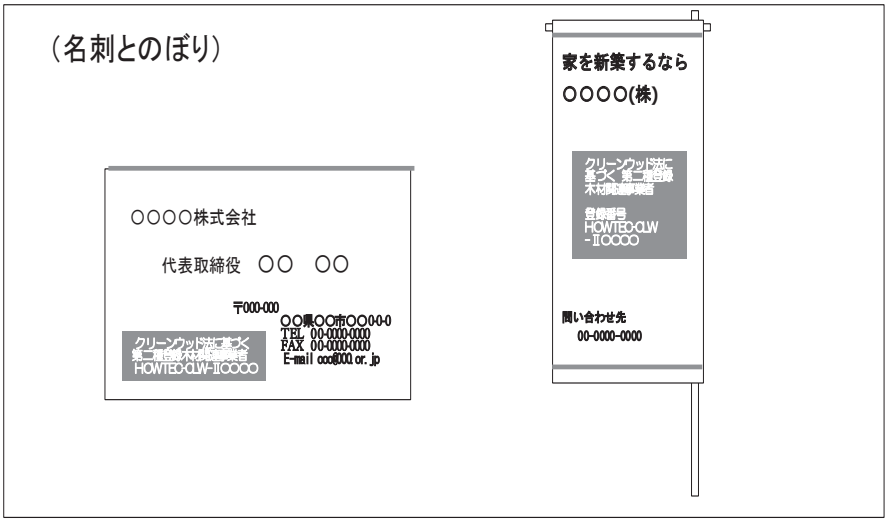

10

（ホームページ）

11

2 登録手続き等について

（1）登録対象となる事業

○当センターでは、木造建築に関する様々な公益的な業務を行ってきた経験を踏まえ、第二種木材関連事業のうち、次のいずれかの事業を登録の対象事業としました。

イ 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設する事業

ロ イと密接に係わる木材等の製造、加工、輸出又は販売する事業

12

○具体的には

建築を行う建設業者や工務店、プレカット工場、建築・建設と関連している製材・集成材等工場、製品市場、販売・流通事業者が対象となります。

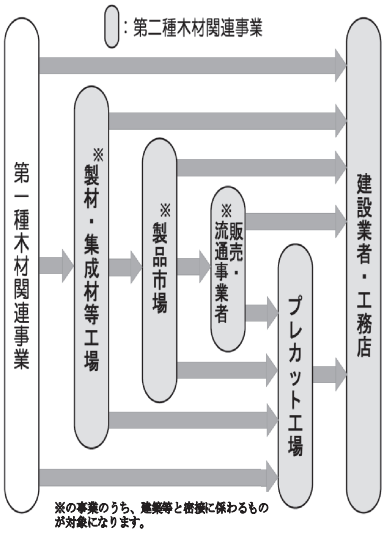

13

（2）登録申請手続きの流れと留意点

＊申請書提出前の事前相談も受付ます。

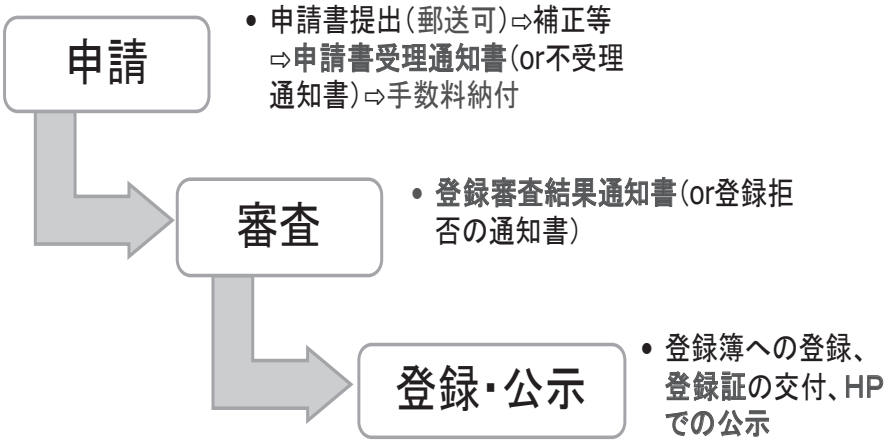

14

○登録証の例

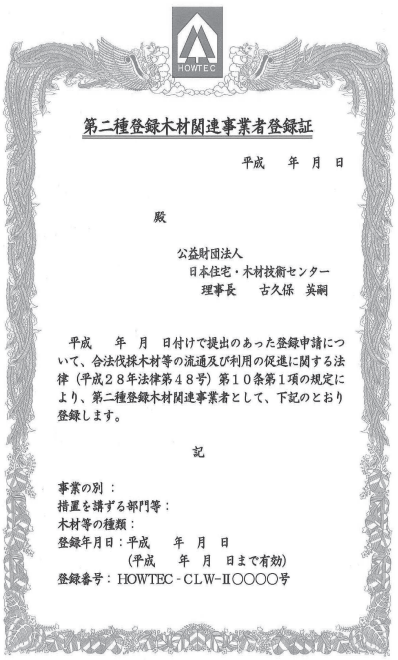

第二種登録木材関連事業者登録証

平成　　年　月　日

殿

公益財団法人
日本住宅・木材技術センター
理事長　　古久保　英嗣

平成　　年　月　日付けで提出のあった登録申請について、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）第１０条第１項の規定により、第二種登録木材関連事業者として、下記のとおり登録します。

記

事業の別：
措置を講ずる部門等：
木材等の種類：
登録年月日：平成　　年　月　日
（平成　　年　月　日まで有効）
登録番号：HOWTEC－CLW－II○○○○号

15

○住木センターHPで公示する登録事業者の具体的内容

・登録者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者氏名

・第二種木材関連事業者であること

・木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業、木材　を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業の別

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる支店、工場等

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類

・登録年月日及び登録番号

16

(3)第二種木材関連事業者が取り組むべき措置

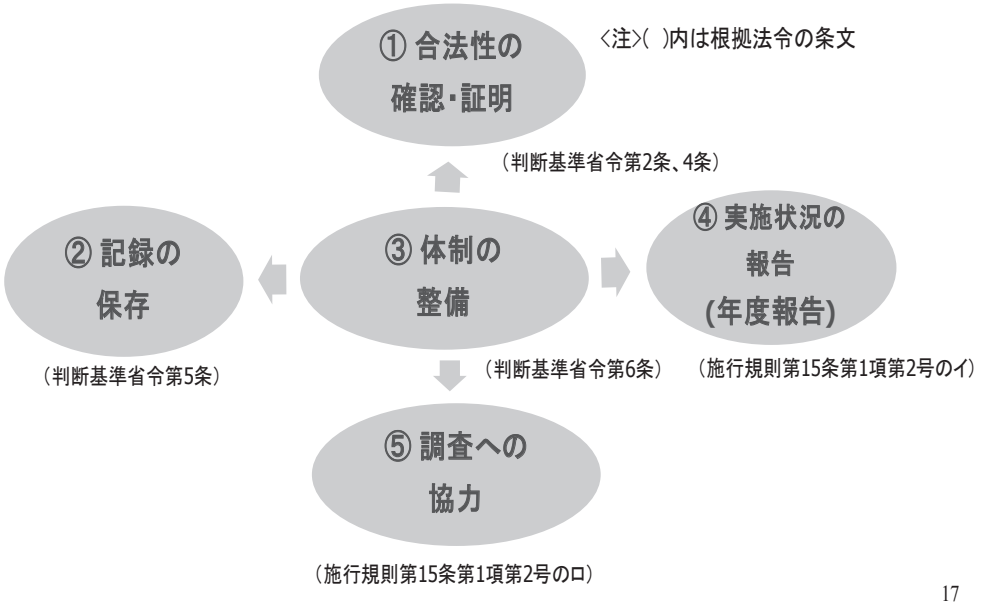

17

①合法性の確認・証明(判断基準省令第2条、4条)

○合法性の確認

第二種木材関連事業者は、第4条の規定により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認すること。

○木材を譲り渡すときに必要な措置(消費者に譲渡する建築、建設業は除く。)

次に掲げる事項を記載又は記録した書類を木材を譲り受ける者等に提供すること。

・合法性の確認を行った旨及び合法性を確認できた場合はその旨

・クリーンウッド法に基づく登録、認証等の名称のほか、登録番号等がある場合は当該番号(Q&A(9)の1)

18

②記録の保存(判断基準省令第5条)

合法性の確認に関する記録及び木材を譲り渡されたときに提供を受けたを書類を5年間保存すること。

③体制の整備(判断基準省令第6条)

合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他必要な体制の整備を行うこと。

19

④ 実施状況の報告(年度報告・施行規則第15条)

少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の状況について、登録実施機関に報告を行うこと。

⑤ 調査への協力(施行規則第15条)

登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。

20

(4)登録申請書

1 申請書の記載事項（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第6 条）

(1)第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別 （法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第1号）

(　) ① 第一種木材関連事業
(○) ② 第二種木材関連事業

※公益財団法人日本住宅・木材技術センターでは、登録の対象は、第二種木材関連事業者のみ。

(2)製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別（法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第2号）

(　) ① 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
(　) ② ①と密接に関わる木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業

※該当する区分にの(　)に○印。複数該当する場合は複数に○を付すこと。
※また、②のうち、プレカット加工以外については、「①と密接に関わる」ことを示す資料(会社要覧等)を添付すること。

21

(3)合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場（法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第3号）

①措置を講ずる部門等(プロジェクト単位を除く)の場合

部門、支店、工場等の名　称	所 在 地	事 業 内 容
○○株式会社本店	○×県○○市	建築又は建設
○○株式会社□△支店	○×県□△市	建築又は建設
○○株式会社◇▽支店	○×県◇▽町	建築又は建設

22

②プロジェクト単位での申請は建築又は建設をする事業の場合

プロジェクト名称	○○庁舎建築工事
プロジェクト実施場所	東京都○○区○○丁目○番○号
構　造	木造／一部RC造
用　途	官公庁舎
規模(建築面積・延べ床面積・階数等)	建築面積　○○○m2 延べ床面積　○○○m2 地上2階建て
着工日と竣工日	平成○○年○月着工 平成○○年○月竣工(予定)
対象とする部材群・製品群	木材:構造材、羽柄材
	物品:フローリング

23

（4）合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類（施行規則第６ 条第１項第４号）及び木材等の１年間の重量、体積、面積又は数量の見込み（施行規則第６条第１項第５号）

①木材を利用した建築、建設を行う事業の場合

木材等の種類		取扱見込み量
木　材	(建築等 例１)構造材	1000m3(1棟20m3×50棟)
	羽柄材	500m3(1棟10m3×50棟)
	構造用合板	500m3(1棟10m3×50棟)
	計	2000m3
	(建築等 例２)製材	500m3
	集成材	300m3
	合板	200m3
	計	1000m3
	(建築等 例３)スギ	600m3
	ヒノキ	300m3
	計	900m3
物　品	(建築等 例)フローリング	2250m3(1棟45m3×50棟)
	サイディングボード	500m3(1棟10m3×50棟)
	計	2750m3

24

②木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業の場合

木材等の種類		取扱(販売)見込み量
木材	(例)①丸太	○○m3
	②-1ひき板	○○m3
	②-2角材	○○m3
	③-1単板	○○m3
	③-2突き板	○○m3
	④-1合板	○○m3
	④-2単板積層材	○○m3
	④-3集成材	○○m3
	計	○○m3

※第二種木材関連事業において取り扱う木材等のうち登録の対象とする木材等を記載する。
※省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載する。
※直近1年間に取り扱う見込みを記載する。
※上の表は、部門、支店、工場等ごとに作成することができる。

25

2 添付書類(施行規則第7条)

(1)合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法 (施行規則第7条第1項第1号)

① 確認に関する事項(木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に 関する判断の基準となるべき事項を定め省令(平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「判断基準省令」という。)第2条)

※取り扱う木材等の原材料の合法性の確認について、判断基準省令に定める方法により的確に行うことを明確に記載する。

(例1)木材等を譲り受けた際に受け取る納品書、請求書に記載されている合法確認された木材等である旨の証明に係る記載を確認する。

(例2) 譲り受けた木材等の型番について、カタログ、ホームページに合法確認された木材等である旨の証明に係る記載がある場合は、当該カタログ、ホームページの証明に係る記載と、納品書又は請求書に記載されている型番を照合することにより確認する。

26

HOWTEC

② 木材を譲り渡す時に必要な措置（判断基準省令第4条。木材等の消費者への販売、 建築、建設業等を除く。）

※どのような書類にどのような記載にするかを記載する。その場合、販売先等が確認できる書類等を選択する必要がある。

（例）納品書、カタログ、ホームページ等に合法性の確認された木材等であることを記載して譲り渡す。

27

HOWTEC

（例）納品書

2018年4月1日
伝票番号　001

納 品 書

住木工務店　様
（東京都江東区新砂〇□邸）

砂町木材株式会社
〒1//-1234東京都江東区砂町
TEL03-////-1234
CW法登録番号：HOWTEC-CLW-Ⅱ〇〇号

※下記の商品はCW法に基づき確認された合法伐採木材を加工したものです。

品番	商品名	サイズ	個数	材積	単価	金額	備考
SK001	スギ管柱	〇×〇×〇	〇	〇〇	□		合法性確認済
HD201	ヒノキ土台	△×△×△	△	△△	◇		合法性確認済
・・	・・・・	・・・	・・	・・	・・		

28

（例）パンフレット、カタログ

砂町木材(株)のカタログ(構造用集成材) <抜粋>

○管柱(スギ)5ply

品番	寸法(mm)			価格（円）/1本	CW法に基づく確認
	短辺	長辺	材長		
SK001	○	○	○	□	確認済
SK002	○	○	△	□○	確認済
SK003	○	○	×	○△	確認済

○土台(ヒノキ)4ply

品番	寸法(mm)			価格（円）/1本	CW法に基づく確認
	短辺	長辺	材長		
HD201	△	△	△	◇	確認済
HD202	△	△	○	◇○	確認済
HD203	△	△	×	○△	確認済
HD204	△	△	□	△○◇	確認済

※ 当社は、クリーンウッド法に基づく第二種登録木材関連事業者(登録番号：HOWTEC-CLW-Ⅱ○○号)の登録を受けていますので、当社の製材品については、合法性の確認を行っています。

29

③ 記録の管理に関する事項（判断基準省令第5条）

※判断基準省令第5条に掲げる事業の区分ごとに、書類の保管に関する方法等を記載する。

（例）合法性の確認のために入手した伐採の合法性を示す書類及び確認の記録を台帳に整理し、5年間保管する。

30

（例）記録台帳（工務店等）

合法性を示す書類等の記録台帳（例）

伝票番号	日付	木材等の種類	仕入先			書類		取扱量		備考
			上段：本法の登録者 下段：登録番号	森林認証等の登録者	その他	合法性が記載された納品書等	その他	重量・面積 体積・数量	量	
001	2018/04/01	構造材（管柱　土台、・・・）	砂町木材（株） HOWTEC-CLW-Ⅱ00号			○		重量・面積 体積・数量	△□㎥	
‥	…	…	…			‥		重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		
								重量・面積 体積・数量		

31

（2）体制の整備に関する事項（施行規則第7条第1項第2号、判断基準省令第6条）

① 合法伐採木材等の分別管理（木材等の消費者への販売、建築、建設業等を除く）

※具体的な分別管理の方法について記載する（写真、図面の添付可）。

② 責任者の設置

（例）（部署）〇〇部（役職）〇〇部長（氏名）〇〇〇〇

※部門、支店、工場等において、合法性の確認、書類の譲渡し、記録の管理及び分別管理（建築等を除く。）を適切に実施するための責任者の氏名及び役職を記載する。

32

HOWTEC

③ その他の必要な体制整備（事業者の合法伐採木材等への取組方針の設定）

（例）別添の取組方針のとおり。

※合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（又は既存の行動規範や調達方針の見直し）を行った旨を記載するとともに、写しを添付する。

(独自に作成されていない場合の例)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく**取組方針**

〇〇工務店
年　月　日

〇〇工務店は、平成29年5月に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下、「法」という。）第5条及び第6条に基づき、自らが取り扱う木材等（法第2条第1項に規定する木材等をいう。）の原材料となっている樹木が日本又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）を適切かつ確実に講ずるよう努める。

33

HOWTEC

（3）その他必要な書類（施行規則第7条第2項）

① 個人にあっては、住民票の写し

② 法人にあっては、**定款**又は寄附行為、**登記事項証明書**及び**役員の名簿**

③ 申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類

※③については、8 別記(規程第22条第1項)**誓約書**(p23～24)を添付すること。

34

（5）年度報告書

【第二種木材関連事業】

①木材等の製造、加工、輸出又は販売する事業

登録申請を行った木材の種類ごとの取扱量とそのうち合法性の確認ができた量

②木材を利用した建築、建設を行う事業

登録申請を行った木材の種類、物品(フローリング、サイディングボード)ごとの使用量とそのうちの合法性の確認ができた量

35

・譲り渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況について記載

申請時に記載した内容を基に、取り組み状況等を記載する。

・今後の取り組み方針

申請時に設定した取組方針に係る状況等を記載する。

36

（6）主な手数料（税別）

ア　新規登録手数料

事業の別	事業所等の数	金　額	備　考
第二種木材関連事業	a.9以下の事業所等	30,000円	登録事項確認手数料・登録証発行手数料を含む。
	b.10以上の事業所等	40,000円	

（注1）「等」には、プロジェクトを含み、「事業所等の数」が20以上から、10増えるごとに10,000円を加算する。

（注2）既に第一種木材関連事業に登録されている事業者が新たに第二種木材関連事業を登録される場合は、それぞれから10,000円差し引く。

（注3）団体等が窓口となって、会員である10以上の事業者の申請書を取りまとめて申請する場合は、取りまとめの程度等に応じて割引きをするものとする。

37

イ　登録事項変更手数料

事業の別	事業所等の数	金額	備考
第二種木材関連事業	a.9以下の事業所等	7,500円	
	b.10以上の事業所等	15,000円	

（注）「等」には、プロジェクトを含み、「事業所等の数」が20以上から、10増えるごとに7,500円を加算する。なお、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名等簡易な変更については、この対象とならない。

38

ウ 更新料

事業の別	事業所等の数	金 額	備 考
第二種木材関連事業	事業所等数に関わらず	7,500円	登録事項変更手数料を含まない

エ 年会費

事業の別	事業所等の数	金 額	備 考
第二種木材関連事業	事業所等数に関わらず	10,000円	年度報告等事務処理経費を含む

（注） 団体等が窓口となって、会員である10以上の事業者の申請書を取りまとめて申請する場合は、取りまとめの程度等に応じて割引きをするものとする。

（7）その他

○登録免許税(クリーンウッド法・附則4)

木材関連事業者の登録は、1件につき15,000円。

○申請様式、規程等は、当センターのホームページ（https://www.howtec.or.jp/）の 認定・認証 のバナーで、ご覧いただけます。

・・・ご登録の程、よろしくお願いいたします。

登録についてのお問い合わせは、
(公財)日本住宅・木材技術センター認証部
(担当：辻、増村、飯島)までお願いします。
TEL:03-5653-7581　FAX: 03-5653-7582

(参考)登録免許税

登録申請にあたっては、登録免許税の領収証書の写しを添付していただきます。

(例:税務署)

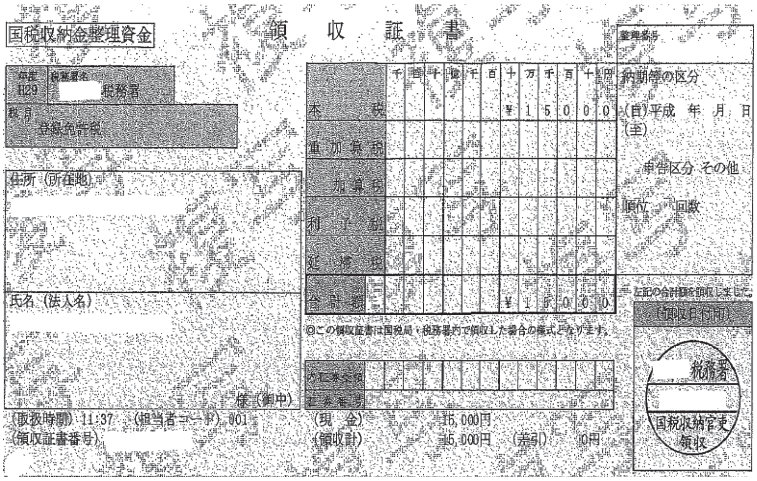

41

(例:金融機関)

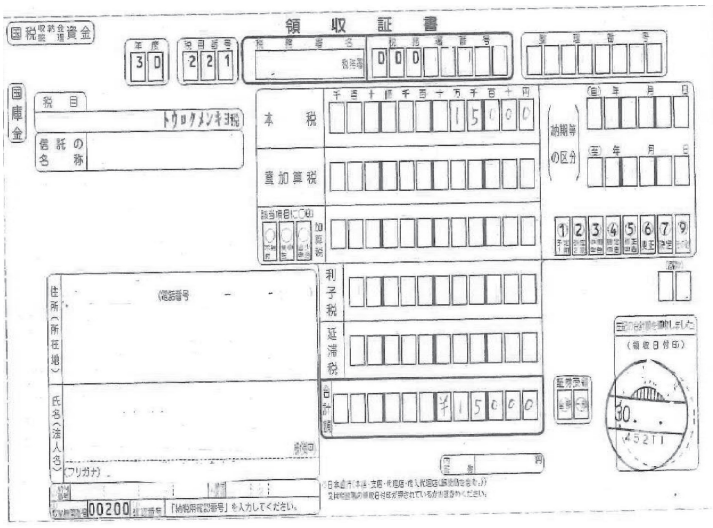

42

クリーンウッド法における登録木材関連事業者

一般財団法人日本ガス機器検査協会
環境検証室長
柳澤　衛

(c) 2018 JIA

2

「木材関連事業者」の登録とは？

- ２０１７年5月２０日にクリーンウッド法施行
- 施行と同時に対象事業者は木材関連事業者となった。
- 木材関連事業者には責務があり、やらねばならないことが・・・
- 木材関連事業者は第三者に認められた「登録」を受けるチャンスが

(c) 2018 JIA

3

「登録」するメリットは何か

短期的な可能性

- 「登録木材関連事業者」と名乗れて他と差別化。登録しないと「木材関連事業者」
- 社会的な与信を高める「責任ある企業」であるという印象
- 取引上の与信を高める（顧客が求める企業？）

中長期的な可能性

- 木材の合法性の必要性が広く認識され、
- 登録事業者の信頼性はさらに高まり、
- 木材が買いやすく、売りやすくなり、
- 取扱量が増え、
- 木材市場が拡大する

(c) 2018 JIA

4

よくある質問

- わたしは1種？、それとも2種？
  ⇒　関係資料は豊富（法律、Q&A、その他）
- 合法性が不明な材はどうすればいい？
  ⇒　合法性が担保できた材と分別して・・
- 合法木材を取っていれば、他にやることはない？
  ⇒　体制、DD、記録保管、運用状況報告　etc・・
- 登録しなければ木材関連事業者にならない？
  ⇒　2017年5月20日に「木材関連事業者」の対象者は決定

(c) 2018 JIA

5

どんな会社が登録できる？

登録する権利がある会社（規則　第八条）

- すべての木材関連事業者（取扱木材の合法性について調査を行った事業者）

登録できない会社（規則　第十一条）

- 取扱う木材の合法性について調査していない、合法性が確認されなかったものと合法性が確認されたものが分別されないなど、措置が適切でない。
- CW法違反で罰金以上の刑を受けて一年未満　etc・・

(c) 2018 JIA

6

登録木材関連事業者になるための手続き

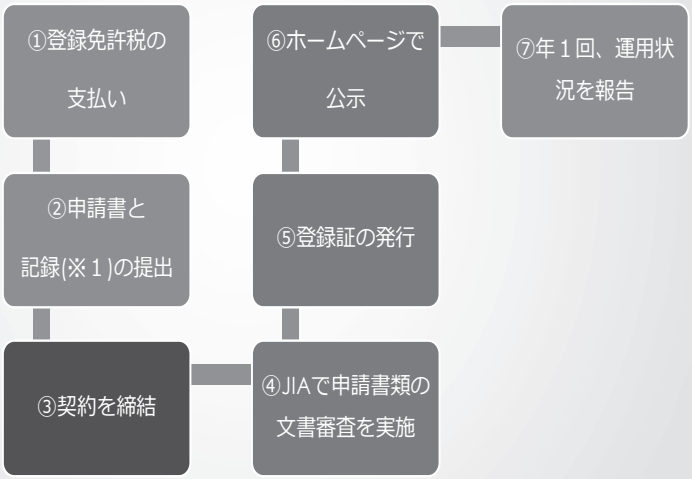

(c) 2018 JIA

※１：合法性を示す記録、必要な記録類はクリーウッドナビなどを参照

7

①登録免許税の支払い

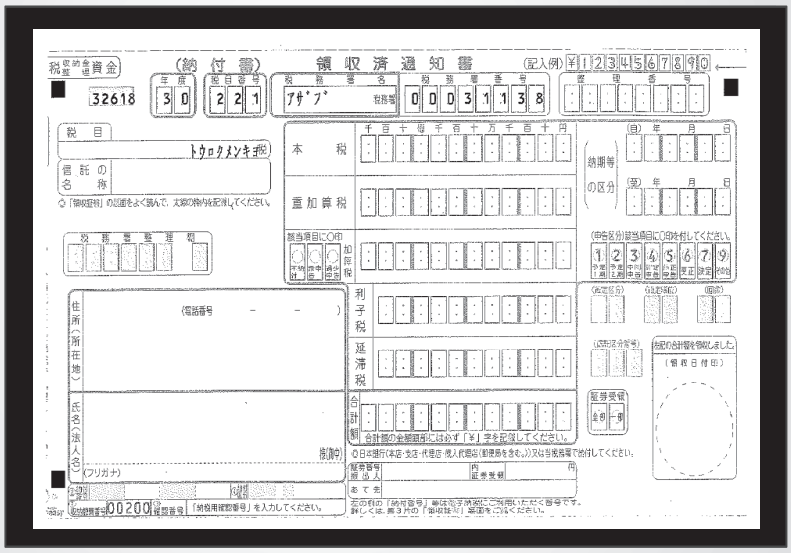

(c) 2018 JIA

8

②申請書の提出

第一種木材関連事業者

【2-2 第1種木材関連事業者が取扱う木材の詳細】

伐採国	伐採地域	樹種名	入荷する木材の種類		出荷する木材の種類		年度出荷量（見込みも含む）	単位	伐採に適用される法律の有無	合法性確認の有無	合法性の根拠	合法を示す証明の有無
			（大区分）	（小区分）	（大区分）	（小区分）						
リストから選択			リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択		リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択
リストから選択			リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択		リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択

第二種木材関連事業者

【2-3 第2種木材関連事業者が取扱う木材の詳細】

部門、事務所、工場又は事業場	入荷する木材の種類		出荷する木材の種類		年度出荷量（見込みも含む）	単位	合法性の根拠
	（大区分）	（小区分）	（大区分）	（小区分）			
	リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択		リストから選択	リストから選択
	リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択		リストから選択	リストから選択
	リストから選択	リストから選択	リストから選択	リストから選択		リストから選択	リストから選択

(c) 2018 JIA

9

⑤登録証の発行

第1種、第2種登録木材関連事業者

JIA

登録証

証明番号:JIA-CLW-Ⅰ,Ⅱ180XX号

○○○○○○株式会社

東京都○○○○○ ○丁目○○番○号 ○○ビル10F

2018年○月○日付けで申請のあり出た合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条の規定により、下記のとおり、第1種、第2種登録木材関連事業者として、登録いたします。

記

事業者の名称:○○○○○○株式会社
代表者の氏名:代表取締役 ○○ ○○
部門、事業場等:○○○○○○株式会社
事業区分:木材等の輸入及び販売
木材等の種類:丸太、単板、合板、フローリング

有効登録日 :2018年○月○○日　有効期限 :2020年○月○○日

一般財団法人日本ガス機器検査協会
理事長 ○○ ○○
東京都港区虎ノ門1丁目○番○○号
事業総括 ○○ ○○

(c) 2018 JIA

10

⑥ホームページでの公開

(c) 2018 JIA

11

⑦年度報告（一種）

別記様式2 CWL-2　　第一種木材関連事業

③ 木材

伐採国	樹種	木材の種類	入荷量		出荷量		合法性の確認方法及び追加的措置
			取扱量（※）	うち合法性の確認ができた量	取扱量	うち合法性の確認ができた量	

※木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業の場合は出荷量に販売量、輸入をする事業の場合は入荷量に輸入量を記載。　　＊参考として根拠資料の例を添付のこと。

＊樹木の所有者から丸太を譲り受けて、木材として加工、輸出、販売する場合には入荷量と出荷量を記載。

② 家具、紙等の物品　（施工規則第2条）

家具、紙等の物品	伐採国	樹種	取扱量（※）		合法性の確認方法及び追加的措置
				うち合法性の確認ができた量	

※木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業の場合は販売量、輸入をする事業の場合は輸入量を記載。

・譲り渡しの帳簿、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況について記載

・今後の取組方針

(c) 2018 JIA

12

⑦年度報告（木材等の製造、加工）

別記様式2 CWL-2初版　　第二種木材関連事業　　Rev.2.1

① 木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業

a. 木材

NO.	木材の種類	取扱量（※）	
			うち合法性の確認ができた量

※木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業の場合は販売量を記載。

b. 家具、紙等の物品

NO.	家具、紙等の物品	取扱量（※）	
			うち合法性の確認ができた量

※木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業の場合は販売量を記載。

(c) 2018 JIA

13

⑦年度報告（建築、建設）

② 木材を利用した建築、建設を行う事業

a. 木材

NO.	木材の種類	取扱量（※）	
			うち合法性の確認ができた量

b. 物品

NO.	物品	取扱量（※）	
			うち合法性の確認ができた量

(c) 2018 JIA

14

⑦年度報告（木質バイオマス）

③ 木質バイオマスを利用した発電事業

a. 木材

NO.	木材の種類	取扱量（※）	
			うち合法性の確認ができた量

・譲り渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況について記載

・今後の取組方針

(c) 2018 JIA

15

注意事項

- 登録免許税は登録される前に支払う（JIAの場合、麻布税務署）
- 申請書は完全性が求められる
- 提出する合法性を証明する記録は、クリーンウッドナビなどを参考に
- 申請書、契約書は、会社の代表者の押印
- 委任申請でも、各社毎の事務手続き（申請から登録証発行まで）
- 登録実施機関はコンサルテーションはできない

(c) 2018 JIA

16

登録木材関連事業者がなすべきこと

1. CW法の運用体制をつくる
2. 合法性の確認、証明をする（クリーンウッドナビなど参照）
3. 記録の保管（少なくとも5年）
4. 実施状況の報告（年次報告）
5. 調査への協力（登録実施機関への協力）

(c) 2018 JIA

17

その他

- 手数料　　5万円～20万円
- コンサルテーションの非実施
- 森林認証（PEFC、SGEC、FSC）の審査経験は15年以上
- FIT認定審査、CW法登録実施機関など

(c) 2018 JIA

18

問い合わせ

- Tel: 03 (3586) 1686
- Mail: epa01@jia-page.or.jp
- Address: 東京都港区赤坂1-4-10 JIAビル
- Staff:

  小川（h.ogawa@jia-page.or.jp)

  片瀬（katase.ke@jia-page.or.jp）

  柳澤（m.yanagisawa@ji-page.or.jp）

(c) 2018 JIA

クリーンウッド法に基づく登録手続きについて
（事業者セミナー資料）

2018年10月15日　大阪会場

（一財）建材試験センター
尾澤　潤一

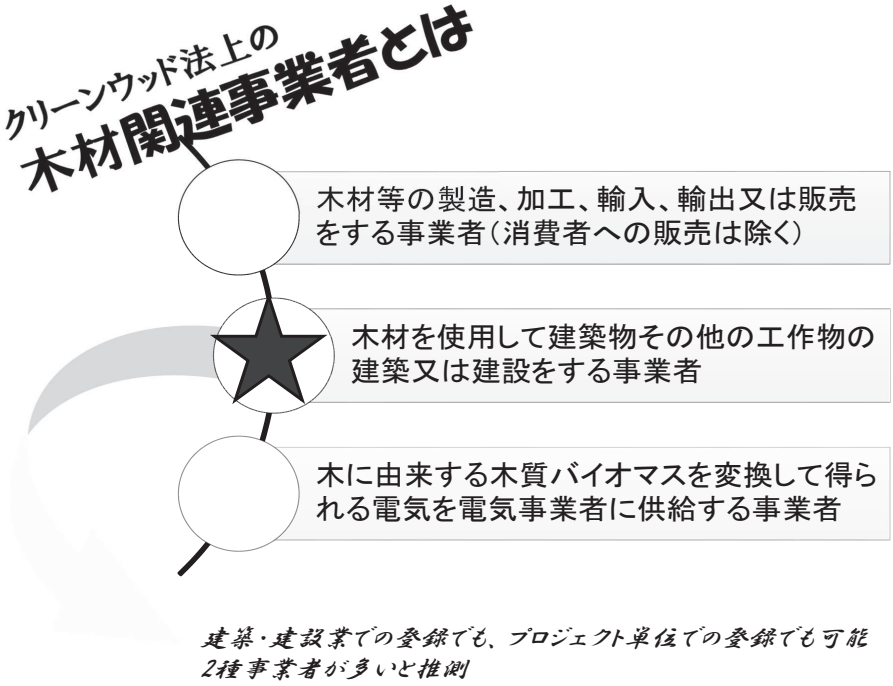

木材関連事業者にとっての今後の課題（想定）

１．クリーンウッド法を利用するメリット、デメリット
　国際的に課題となっている違法伐採木材対策にどのように対応していき、
如何にその努力を社会的にアピールしていくか？　*（法に基づく登録の重み）*

・顧客の関心度は？
・わが社は？　あるいは（国内外）同業他社は？
・対応できる人材が不足している
・費用、手間はどれほど　　など

２．申請書類作成と準備
　いちばん厄介な作業かもしれません
　資料作成はそれほど難しいものではありません。
　４つのキーワード（確認、譲渡、記録、体制）を実現するために
　社内理解が進められるかがカギとなります

このあとの相談会で詳細にご説明します

建設業では、確認、記録、体制（分別管理を含まない）で足りるので対応が容易

３．登録実施機関へのコンタクトについて
　IS017065に適合し、主務大臣の審査・登録を受けた５登録機関

クリーンウッド法に基づく登録業務の主な流れ

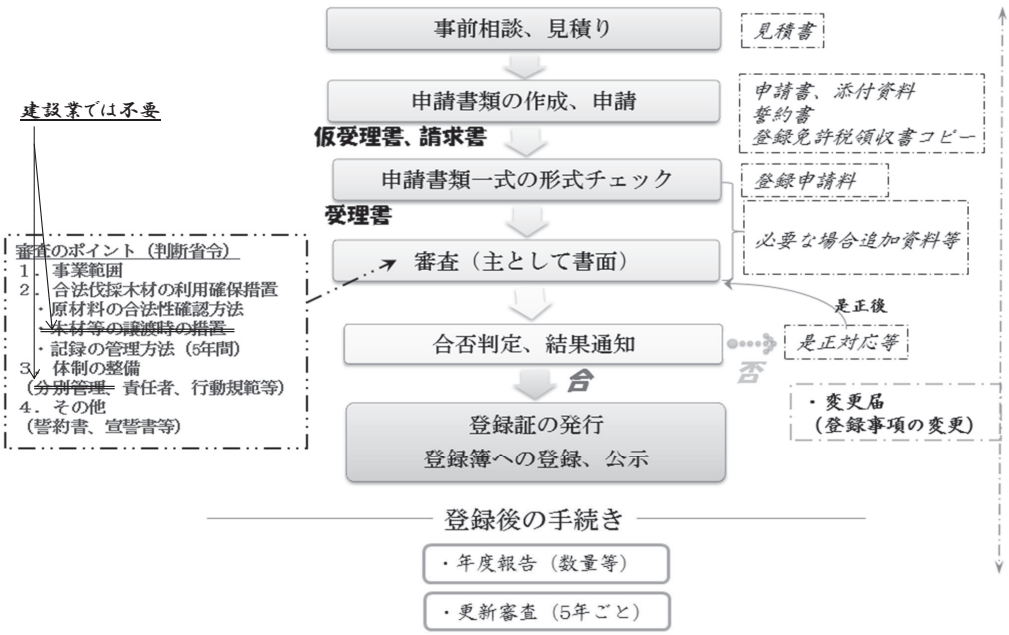

一番大切な書類

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録のための書類等について

（一財）建材試験センター木材関連登録業務室

1. 登録申請書

項目に沿って、可能な限り具体的にご記入ください。（予定ベースで結構です） 特に、添付書類（確認、譲渡、記録、体制に関する事項）が審査において重要な 判断材料になりますので具体的に記載願います。 このうち、体制については、分別管理、責任者と方針・行動規範の3つの項目 が必要となります。方針・行動規範については新たに作成あるいは既存の方針等 の見直しによりますが、クリーンウッド法を順守する旨を盛り込んでください。

2. 誓約書

指定された定型文書（下記参照）をご確認の上、申請者名等を記載してくださ い。

3. 法 11 条による罰則等を受けたことのないことの宣言書

法第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当しない旨の宣言書（様式は指定して おりません）を添付願います。次の条文を念のためご確認ください

（登録の拒否）
法第十一条 登録実施機関は、第九条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに 該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
一 申請者が、第六条第一項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を踏まえ、その取り 扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認 められないとき。
二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行 を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるとき。
三 申請者が第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過し ない者であるとき。
四 申請者が法人である場合において、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある とき。

4. 定款、登記事項証明書（原本）、役員名簿

5. 会社概要及び組織図

6. 諸費用等

1）建材試験センターへの申請料：銀行口座（口座番号等は後日ご案内いたしま す）への申請時送金をお願いしております。
2）登録免許税の領収書コピー：金融機関にて、クリーンウッド法（合法伐採木 材等の流通及び利用の促進に関する法律）の国に納める登録免許税 1.5 万円を納 付し、発行された領収書のコピーを申請書に添付願います。

7. その他 登録申請書に記載した内容を実現するための社内手順を記載した書類を用意し ていただくことが望ましいです（登録申請書の記載内容と齟齬のない手順書とし てください）。

＜参考＞ ・登録申請書、申請者誓約書等の様式（WORD 文書）は、当センターのウェブサ イト（以下の URL）に掲載しております。
https://www.jtccm.or.jp/biz/ninsho/tabid/683/Default.aspx
・また、法令等根拠条文などについては、林野庁のクリーンウッドナビをご参照 ください。
http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html

申請手数料の例（建材試験センターの場合）

基本料金　　（　）内は、5年毎の更新審査料金

規則第1条第1号イ及びハ：60，000円（50，000円）
規則第1条第1号ロ：　60，000円（50，000円）
規則第1条第1号ニ：　80，000円（70，000円）
規則第1条第2号：　60，000円（50，000円）

（注：団体でまとめて申請する場合には割引あり）

継続維持料金：20，000円（毎年）

実施状況の確認調査：30，000円
変更届等に伴い再審査が必要な場合のみ

その他、必要に応じて、別途見積もり

＜参考＞

JTCCM事業概要・沿革

名称	一般財団法人建材試験センター
英文名称	Japan Testing Center for Construction Materials（JTCCM）
設立年月日	1963年(昭和38年) 8月15日
事業内容	品質性能試験事業（材料試験、構造試験、防耐火試験、環境試験） 工事用材料試験事業（コンクリート試験、鋼材試験、住宅基礎コンクリートの品質管理試験、校正業務など マネジメントシステム認証事業（ISO9001、ISO14001、ISO39001、GHG排出量検証など） 性能評価事業（型式認定、適合証明など） 製品認証事業 **（JIS認証・木材関連業務）**
本部所在地	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル
役職員数	252名　（2017年4月現在）

事業所マップ

建材試験センターにおける主要木材関係試験について

分野	主要試験項目	装置写真等
材料の物性、化学特性等の試験	木材防腐、カビ抵抗 接着剤性能 ホルムアルデヒド放散量 塗料試験 ボード類の曲げ強度等	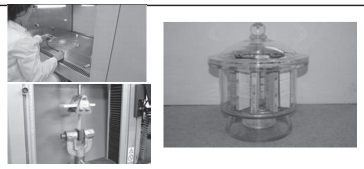
壁、柱、梁、建具等の構造性能試験	せん断 曲げ強度試験	
柱、梁、壁、床等の防火・耐火性能試験	壁炉、四面炉等による防耐火試験	
雨、風、温熱環境に係る性能試験	透湿性 熱伝導 遮音性	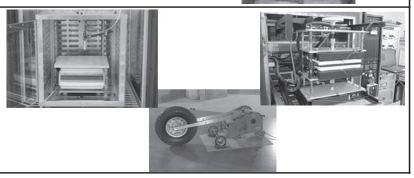

事業一覧

品質性能試験
工事用材料試験
ISO認証・カーボンマネジメント
性能評価
製品認証
JIS認証
Role of the Product Certification Headquarters
出前講座
お知らせ
【JIS】認証範囲
【JIS】認証手順・フロー
【JIS】認証料金表
JISマーク製品認証の検索
【JIS】申請書類
【JIS】変更手続
JIS認証制度セミナー2017のご案内
JIS制度基礎セミナー
認証契約の終了・認証の取消しリスト
JIS製品認証 Q&A
JISマーク表示製品認証業務の品質方針等
製品認証へのお問い合わせ
審査実施通知の送付に関して、変更のご連絡
認証事業者専用ページ
審査員専用ページ
木材関連登録業務
調査研究事業
環境技術実証事業（ETV）
標準化事業
技術研修・技術検定事業
校正業務
技能試験プロバイダ業務
JNLA・MRA

木材関連登録業務

Introduction

国内外における違法な森林の伐採と違法伐採に係る木材の流通を抑え、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2017年（平成29年）5月20日に施行されました（2016年（平成28年）5月20日公布）。
同法においては、木材等（木材、家具、紙等）を対象として、木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めています。

クリーンウッド法においては、事業者の登録申請方法、年次報告、更新申請などの手続きが定められており、国が登録した登録実施機関がこれらの業務を担います。

建材試験センターは、認証・審査業務の経験をもとに、このたび木材関連事業者の登録を行う登録実施機関（全事業者対象）として、2017年10月17日付けで登録され、10月30日より新たに業務を開始いたしました。

Topics

2017/11/02 クリーンウッド法に関する説明会を開催いたします。
2017/10/30 登録実施機関としての業務を開始いたしました。
2017/10/17 登録実施機関として登録されました。（登録番号　第005号）

Seminars

クリーンウッド法及び同法における登録手続き等に関する説明会を開催いたします。
開催概要は以下のとおりです。

■日時　2017月11日2日（木）14：00～16：30（予定）
■場所　一般財団法人建材試験センター　日本橋オフィス
（東京都中央区日本橋堀留町2-8-4日本橋コアビル6F）
■内容　制度の概要と木材関連事業者に求めること、質疑応答など

説明会の詳細情報はこちら
<　[開催案内]クリーンウッド法に係る木材関連事業者向け説明会>
に掲載しております。

お申込み先は、cleanwood(アットマーク)jtccm.or.jpです。

①受講者の氏名、②会社名、③所属・役職、④連絡先住所、⑤電話番号、⑥E-mailアドレス
を記載のうえ、メールをご送付ください。

Document

申請書類の様式はこちらをご参照ください。

項　目	様　式
事前相談	見積依頼書
初回登録	登録申請書 申請者誓約書
登録情報の変更がある場合	登録事項変更申請書
登録後に毎年度	年度報告書
異議を申し立てる場合	異議申立書

FAQ

登録に関するよくある質問をまとめております。ご参照ください。

No.	質問	回答
1	登録実務のおおまかを教えてください。	クリーンウッド法に基づく登録業務のおおまかをご参照ください。

※順次、FAQを追加しております。

ご清聴ありがとうございました

【お問い合わせ先】（一財）建材試験センター木材関連登録業務室
〒103-0012
東京都中央区日本橋堀留町2-8-4
電話：03-3808-1124
ﾒｰﾙ：cleanwood@jtccm.or.jp　HP：www.jtccm.or.jp